

令和 6 年度

# 環境白書

富士宮市





# 目 次

<b>序章 富士宮市環境白書の概要</b> . . . . .	1
1 はじめに . . . . .	1
2 環境白書の目的と役割 . . . . .	1
3 富士宮市の環境行政 . . . . .	2
<b>第1章 環境の現状</b> . . . . .	9
1 大気 . . . . .	9
2 水 . . . . .	16
3 化学物質 . . . . .	27
4 騒音 . . . . .	31
5 振動 . . . . .	35
6 悪臭 . . . . .	36
7 自然保護 . . . . .	37
8 ごみとリサイクル . . . . .	40
<b>第2章 実現に向けた取組の展開</b> . . . . .	43
基本目標 1 脱炭素社会 . . . . .	47
基本目標 2 自然環境 . . . . .	54
基本目標 3 生活環境 . . . . .	59
基本目標 4 循環型社会 . . . . .	65
基本目標 5 環境教育 . . . . .	69
<b>第3章 地球にやさしいまちプロジェクト</b> . . . . .	73
プロジェクト 1 「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト . . . . .	74
プロジェクト 2 「省&エネルギー」プロジェクト . . . . .	76
プロジェクト 3 「ごみは富士宮の宝」プロジェクト . . . . .	78
プロジェクト 4 「富士山の自然を継承する」プロジェクト . . . . .	80
プロジェクト 5 「“川いい市” 日本一きれいな水」プロジェクト . . . . .	81

<b>第4章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画</b>	82
地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)	83
地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)	88
<b>第5章 資料編</b>	92
1 環境行政の組織	92
2 公害苦情	93
3 芝川のり付着量の推移(定点観測地点)	94
4 潤井川・芝川 水質の経年変化	95
5 ゼロカーボン推進設備等導入費補助金	96
環境月間ポスターコンクール受賞作品	98

「富士宮市環境白書(令和6年度版)」に関する意見や感想等を募集しています。  
詳しくは市のホームページをご覧ください。

富士宮市環境白書で **検索** 

富士宮市環境基本計画は、富士宮市のホームページで公開しています。

富士宮市環境基本計画で **検索** 

# 序 章 富士宮市環境白書の概要

## 1 はじめに

富士宮市では、富士宮市環境基本条例第9条に基づき、平成18年3月に富士宮市環境基本計画を策定しました。策定から10年の計画期間が終了し、平成28年から新たに地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む、「第2次富士宮市環境基本計画」を策定し、中間年度を迎えた令和3年度には、数値目標の見直しや取組施策を追加する中間見直し版を策定しました。

本書は、「富士宮市環境白書」（以下「環境白書」という。）として、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の状況や講じた施策などについて取りまとめており、同条例第10条の規定に基づき令和6年度の年次報告書として作成しています。

## 2 環境白書の目的と役割

環境白書は毎年、その前年度における本市の環境の現状、環境関連施策の実施状況、目標の進捗状況などを市民や事業者の皆様公表し、環境基本計画の推進に反映させていくことを目的としています。

環境基本計画の着実な推進と目標達成を図っていくためには、毎年その進捗状況を点検・評価して、今後の取組に向けた課題を整理・共有していくことが必要です。

環境白書の役割は、大きく次の三つとなります。

- (1) 本市の環境の現状や動向に関して広く周知を図ります。
- (2) 各課で行っている施策とその成果、各主体の取組の現状について、庁内関係各課、市民、事業者等での共有を図ります。
- (3) 環境白書を通じた、市民、事業者、市の三者の環境コミュニケーションを実現し、協働による環境施策の推進、目標達成を目指します。

環境白書は、市のホームページなどを通じて公表を行うとともに、市民や事業者からの意見募集を行い、その意見を踏まえて次年度以降の計画の推進に反映させていきます。

### 3 富士宮市の環境行政

#### (1) 富士宮市環境基本条例

本条例は、平成16年4月に施行され、環境の保全及び創造についての市の基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにしています。また、環境施策の基本となる事項を定めることで、その総合的かつ計画的な推進を図り、将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

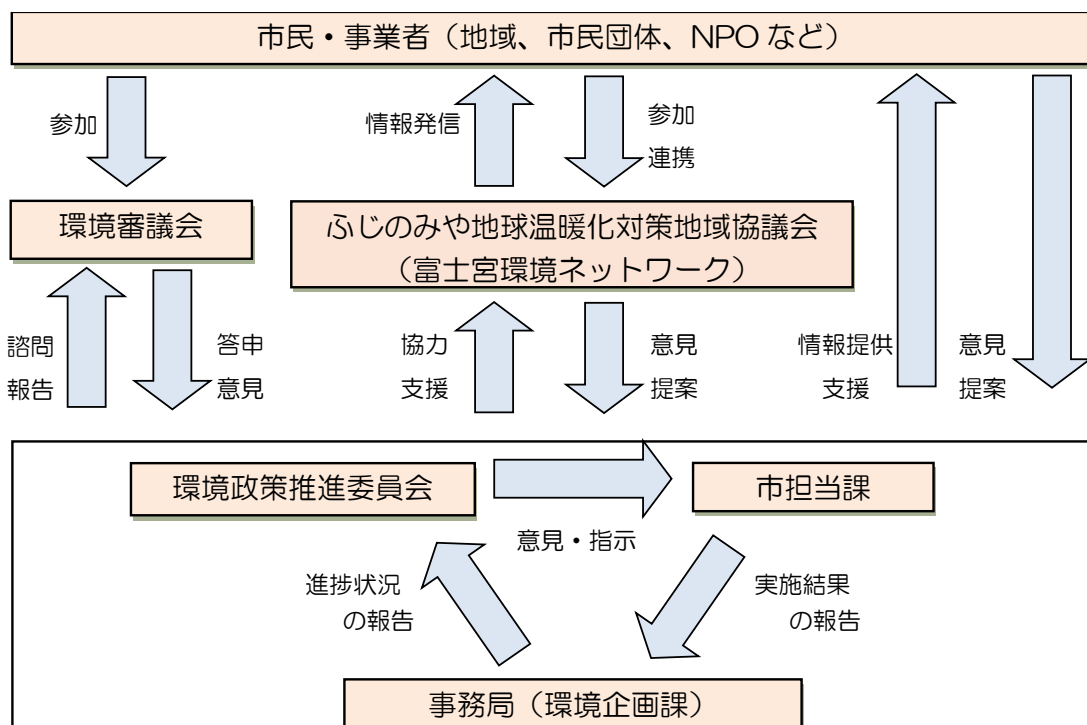
#### (2) 第2次富士宮市環境基本計画

第2次富士宮市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、平成28年からの「第5次富士宮市総合計画」の策定に伴い、将来都市像を環境面から実現するための計画です。

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む形で策定しました。

本計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民、事業者、市などがそれぞれの役割を認識し、自ら積極的に環境に配慮した行動をとることや、協働により環境保全活動に取り組んでいくことが重要となります。市民、事業者、市などの役割や庁内における横断的組織など、計画の推進体制は下記のとおりです。

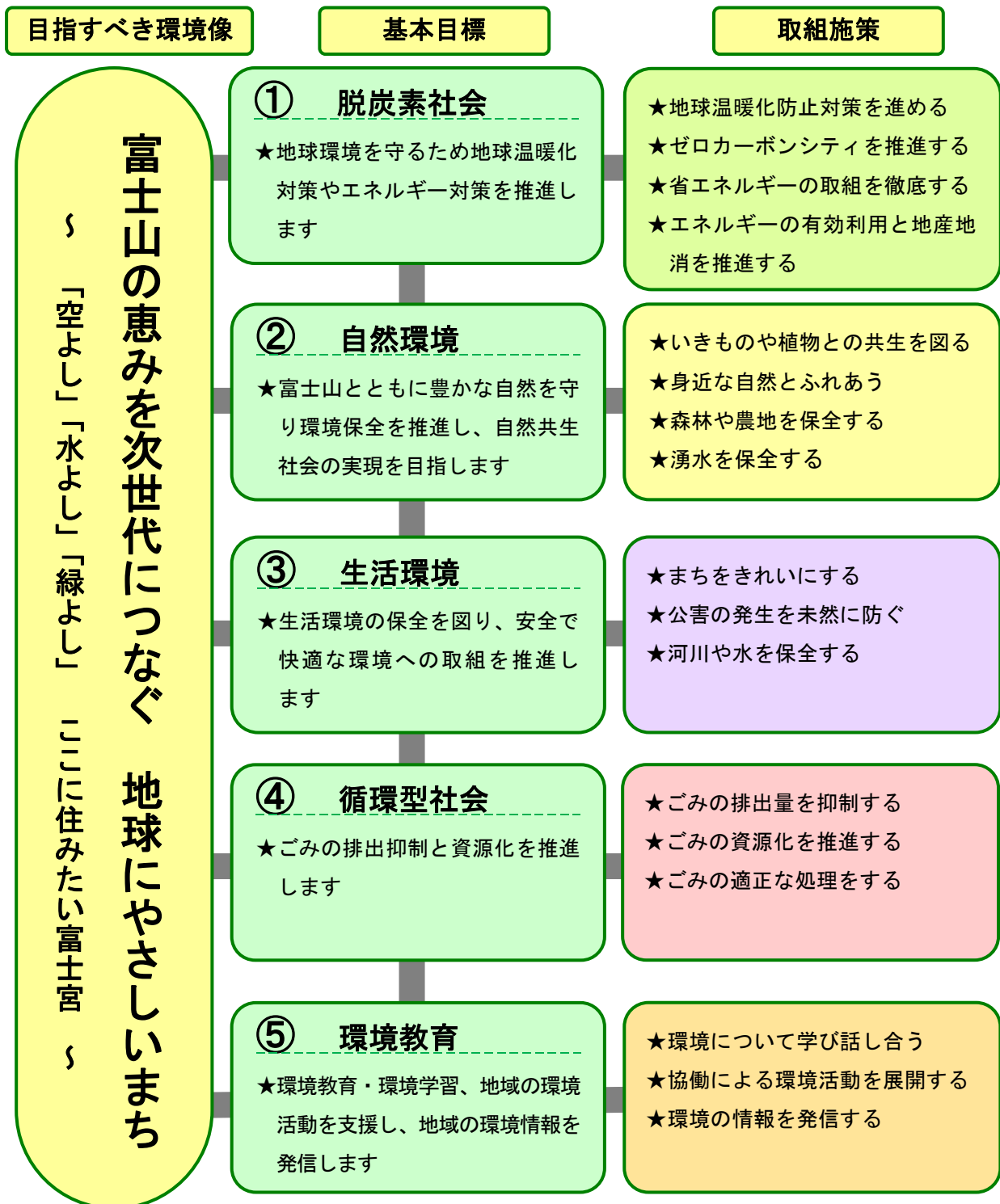
#### 【計画の推進体制】



①本計画が示す目指すべき環境像と基本目標、取組施策

目指すべき環境像を実現するため、五つの基本目標を設定しています。計画の主体については、市民（滞在者を含む）・事業者・市としています。

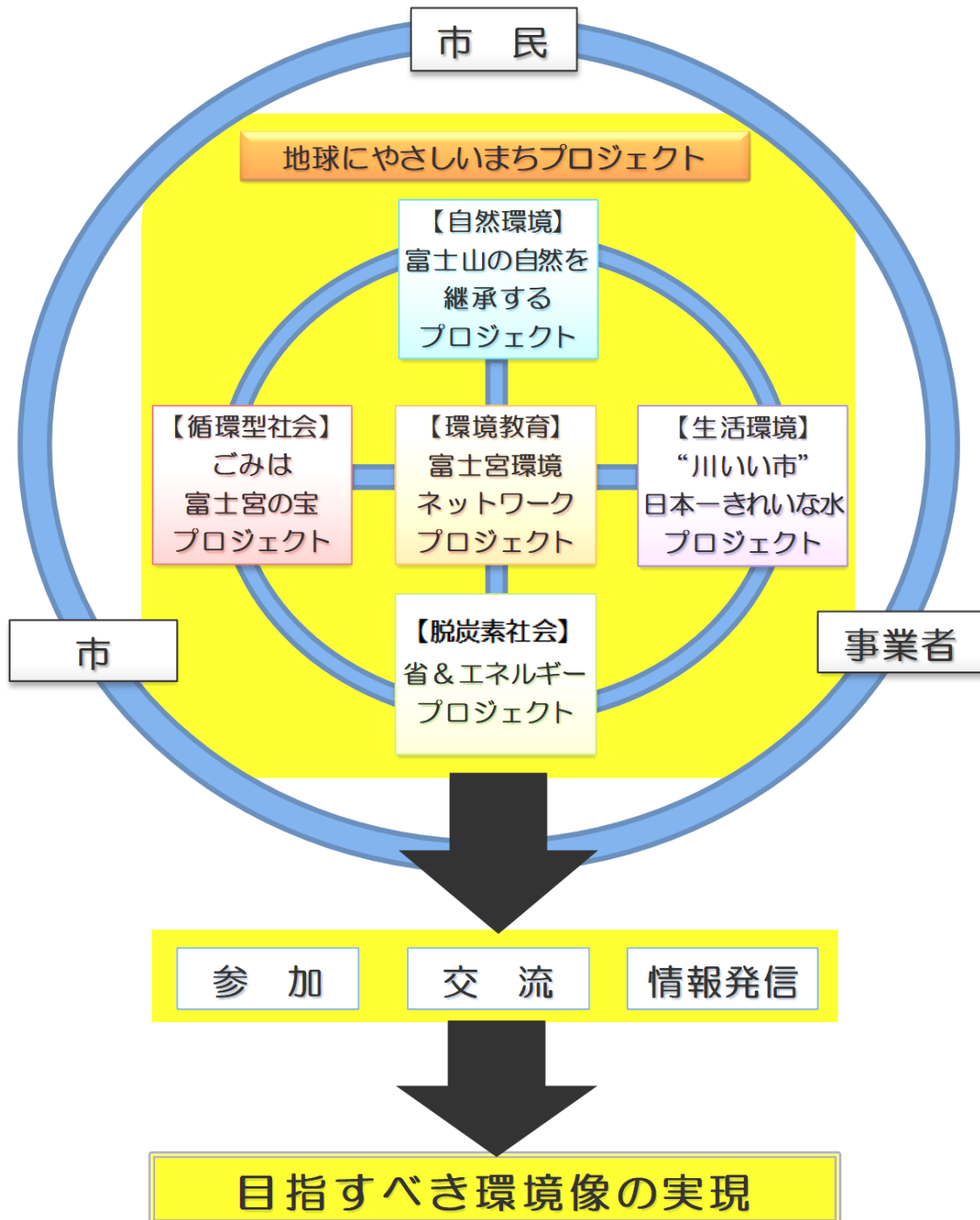
【体系図】



②地球にやさしいまちプロジェクト

目指すべき環境像の実現のため、地球にやさしいまちプロジェクトとして五つのテーマを設定し、市民や事業者とともに取り組むプロジェクトです。

【体系図】



③地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市全体からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策など示します。

**【対象範囲】**

本計画の対象地域は富士宮市全域です。

市民生活や事業者の事業活動、市役所の事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量削減のための取組を対象とします。

**【区域施策編の温室効果ガス排出量の削減目標】**

基準年度 2013（平成25）年度	短期目標 2025（令和7）年度	中期目標 2030（令和12）年度
0% (1,472.6 千 t-CO <sub>2</sub> )	32%削減 (1,001.4 千 t-CO <sub>2</sub> )	46%削減 (795.2 千 t-CO <sub>2</sub> )

削減に向けた取組の推進として下記の項目を柱とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律	取組項目
1号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項	①再生可能エネルギーの利用促進 ・地域に適した再生可能エネルギーの有効利用
2号：その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項	②事業者・市民の活動促進 ・ゼロカーボンシティを推進する ・省エネルギーの取組を徹底する ・環境について学び話し合う ・協働による環境活動を展開する
3号：都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	③地域環境の整備及び改善 ・低炭素な交通システムの整備 ・緑地の保全及び緑化の推進 ・健全な森林の整備
4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第10号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	④循環型社会の構築 ・ごみの排出量を抑制する ・ごみの資源化を推進する ・ごみの適正な処理をする

④地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策など示します。

**【対象範囲】**

市長事務部局、市立病院、会計管理局、消防本部、教育委員会事務局、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務事業（指定管理者制度による実施事業を含む）

**【事務事業編の温室効果ガス排出量の排出削減目標】**

削減目標：2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で**57.7%削減**する

分野別排出量の削減目標を、次のとおり設定します。

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

排出起源		基準年度実績 2013（平成25）年度	2030（令和12）年度目標	
電気の使用		16,445	電力使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>51%</u> 削減します。	8,058
燃料の使用	都市ガス	3,248	燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>51%</u> 削減します。	1,592
	LPガス			
	A重油			
	灯油			
	ガソリン・軽油 （公用車燃料除く）	426	公用車使用による燃料（ガソリン及び軽油）使用量の削減により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>35%</u> 削減します。	277
公用車燃料				
プラスチックごみの燃焼		24,534	プラスチックごみの焼却量の削減により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>70%</u> 削減します。	7,800
その他 ・自動車 （エアコン、走行） ・下水、し尿の処理		1,973 （平成25年度値が不明のため、平成26年度実績値を使用）	可能な限り削減に努めますが、数値目標は定めません。	1,973

## 【対象とする温室効果ガス】

対象とする温室効果ガスは、以下の7種類を対象とします。

名 称	概 要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	主に石油や石炭などの化石燃料の燃焼により排出されます。エネルギー消費を伴う日々の生活と密接に関係しています。
メタン (CH <sub>4</sub> )	水田や家畜の腸内、廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生します。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	化石燃料や一般廃棄物の燃焼、農用地の土壌や家畜排泄物等から発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	冷凍機器、空調機器の冷媒や断熱材等の発泡剤等に使用されます。オゾン層を破壊しませんが、強い温室効果があります。
パーフルオロカーボン (PFCs)	主に半導体の製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	主に電気絶縁ガスや半導体製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやこれらの製造装置のクリーニングに使用されます。

### (3) 環境マネジメントシステム (EMS)

市役所が行う事務・事業には、環境に良い影響を与える側面のもの（環境に関する施策など）と環境に悪い影響を与える側面のものがあります。良い側面のものはより良く、悪い側面のものはどう改善していくか、具体的な目標を掲げ継続的に実行していくために、環境マネジメントシステムを運用しています。

環境方針に沿って、環境活動を一元的に管理・推進するために、富士宮市環境管理マニュアルを策定し、継続的な環境への負荷低減を図っています。

# 環 境 方 針

## 基本理念

富士宮市は、目指す将来都市像を「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」と定め、世界遺産富士山の豊かな恵みを大切にし、安全・安心で元気に暮らすことのできるまちづくりや、誰もが輝く未来づくりなどにより、魅力あふれる富士宮の未来に向けて、さらに国際色豊かで文化的な都市を目指しています。

その中で、豊かな自然環境を次の世代へ受け継ぐため、第2次富士宮市環境基本計画に基づき、地球温暖化をはじめとする環境問題に、市民、事業者と協働で積極的に取り組み、脱炭素社会、循環型社会の実現に向けて行動していきます。

また、富士宮市役所は、自ら行う事務事業の環境に与える負荷を把握・管理し、環境への負荷の低減に率先して努めます。

## 基本方針

- 1 第2次富士宮市環境基本計画に基づき、富士宮市ゼロカーボン推進戦略を推進します。
- 2 事務・事業の実施においては、省エネルギー・グリーン購入・省資源・廃棄物の減量・リサイクルを推進し、地球温暖化防止などの地球環境保全に取り組みます。
- 3 環境に関連する法規制を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 4 職員などの市の活動のために働く人が、環境方針等の理解を深め、継続的に環境への配慮が実践できるよう教育研修を行います。
- 5 環境マネジメントシステムや環境活動を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。

令和4年4月1日

富士宮市長 須藤秀忠

# 第1章 環境の現状

## 1 大気

### (1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント等については、環境基本法第16条第1項に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。(表1-1)

表1-1 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

評価方法：環境基準による大気汚染の状況の評価については、次のとおり取り扱うこととされています。

ア 短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く。）  
測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

イ 長期的評価  
(ア) 二酸化窒素  
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98パーセント目（例えば、年間有効測定日数が350日の場合には、343（＝350×0.98）番目）に当たる値（1日平均値の年間98パーセント値）を環境基準と比較して評価を行います。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素  
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2パーセントの範囲にある測定値（例えば、年間有効測定日数が335日の場合には、7（＝335×0.02、四捨五入）個の測定値）を除外した後の最高値（1日平均値の年間2パーセント除外値）を環境基準と比較して評価を行います。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

(ウ) 微小粒子状物質  
長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として1年平均値について評価を行い、短期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として評価を行います。

(注) 環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しません。

## (2) 大気汚染監視測定器設置状況

大気汚染の常時監視は、自動測定器により3か所の測定局で実施しています。その設置状況は、(図1-1)のとおりです。

静岡県が市役所に設置している測定器のデータは、テレメーターシステムで静岡県環境衛生科学研究所にリアルタイムで送られる常時監視体制となっています。このデータは、ホームページで公開されています。( <http://taikikanshi.pref.shizuoka.jp> )

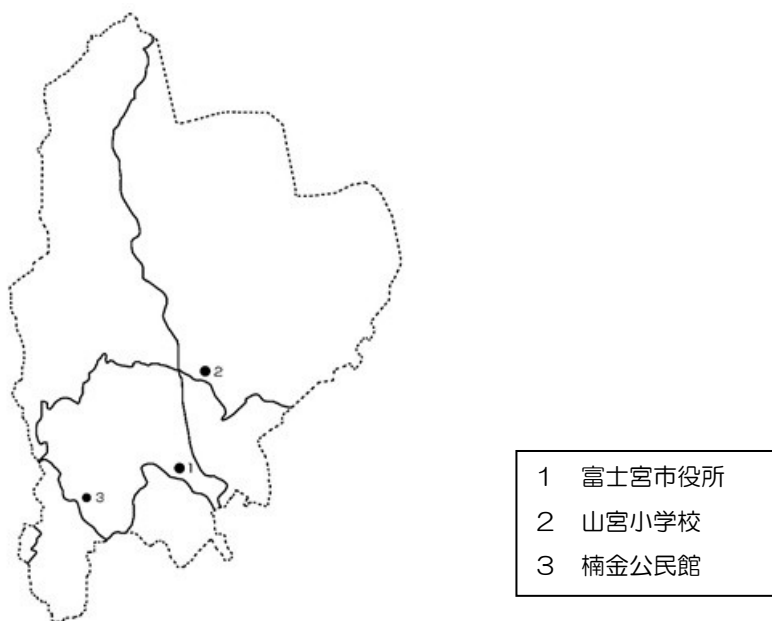


図1-1

## (3) 大気環境の現況

大気を汚染する物質は、工場等における重油の燃焼などに伴って排出される硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などと、自動車から排出される窒素酸化物、一酸化炭素など、さらに、これらから二次的に生成される光化学オキシダントが主なものです。

これらの物質には、国民の健康を保護し生活環境を保全するために、環境基準が定められています。令和6年度の大気汚染状況の概要は次のとおりです。

### ア 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物は燃焼に伴って発生し、工場、自動車、家庭の暖房や自然界(火事、雷)など多数の発生源があります。窒素酸化物は燃焼の過程では、ほとんどが一酸化窒素(NO)として生成されますが、大気放出後酸化されて二酸化窒素となります。これらは、それ自体あるいは硫黄酸化物や浮遊粉じん等と共存して、人体に影響を及ぼすほか、光化学オキシダント等の二次汚染物質生成の原因にもなります。

大規模な工場がボイラーなどを増設する際、事前協議により増設前の二酸化窒素の負荷量と増

設後の負荷量を比較するなどして、排出量の増加を抑えるよう協議しています。窒素酸化物は市内2か所の自動測定器で測定しており、令和6年度の測定結果は、すべての測定局で環境基準に適合していました。（表1-2）

表1-2 環境基準との比較（二酸化窒素）

測定局	項目	測定時間数	測定日数	日平均値が 0.06ppm以下の日数	環境基準適合状況	
					1日平均値の98パー セント値	適(O)不適(X)
	時間	日	日	ppm	-	
市役所		7,246	302	302	0.009	○
山宮小学校		8,653	362	362	0.010	○

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

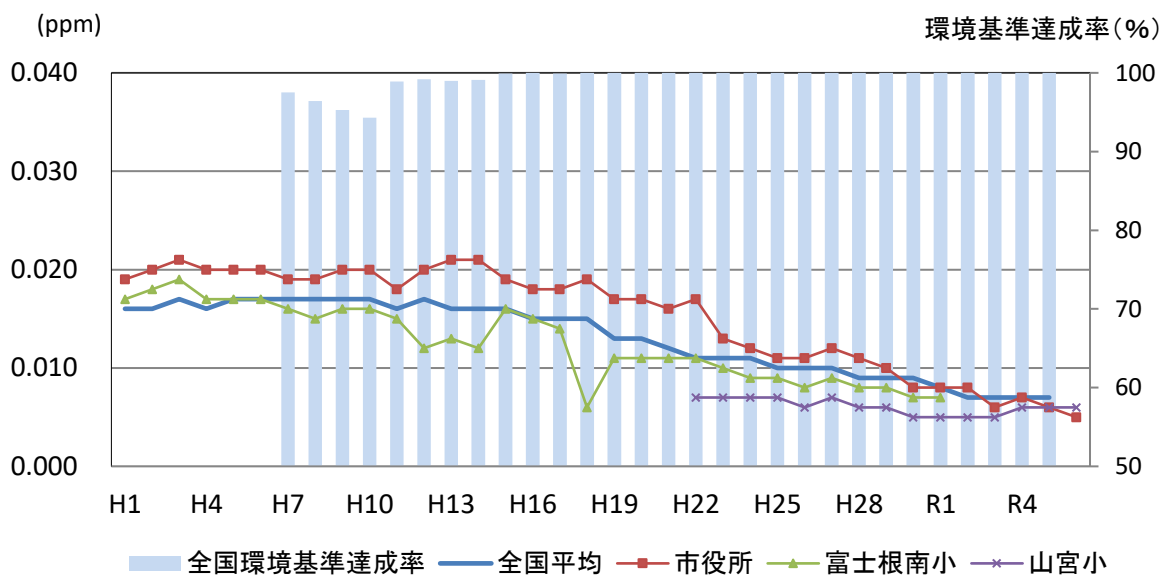


図1-2 年平均値と全国環境基準達成率の推移（二酸化窒素）

### イ 浮遊粒子状物質（SPM）

固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼びますが、そのうち、粒子径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質として環境基準が定められています。浮遊粒子状物質は市内2か所の自動測定器で測定しており、令和6年度は、両測定局とも環境基準に適合していました。（表1-3）

表1-3 環境基準との比較（浮遊粒子状物質）

測定局	項目	測定時間数	測定日数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下の日数	環境基準適合状況		
					1日平均値の 2パーセント 除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日 以上連続	適(○) 不適(×)
	時間	日	日	mg/m <sup>3</sup>	-	-	
市役所		8,499	353	353	0.031	無	○
山宮小学校		8,701	362	362	0.030	無	○

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

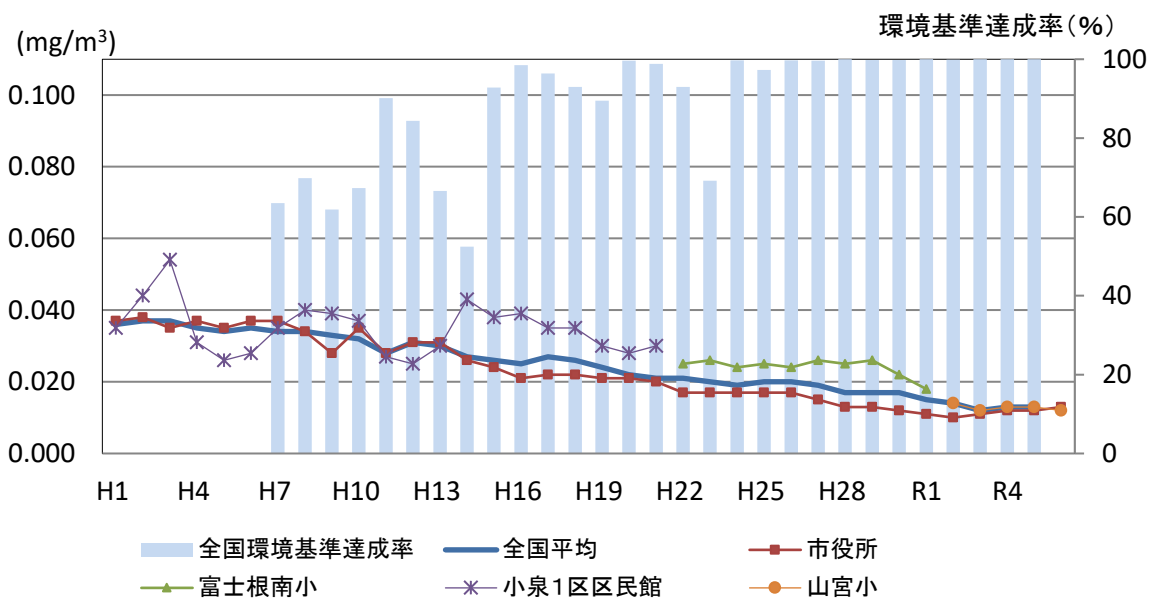


図1-3 年平均値と全国環境基準達成率の推移（浮遊粒子状物質）

二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、全国的に環境基準を達成しており、年平均値は減少する傾向がみられます。（図1-2、図1-3）

濃度が下がった要因は、燃料を重油から都市ガスに転換する事業場の増加、廃棄物焼却炉におけるバグフィルター（※）での処理、自動車排出ガス対策、低公害車の普及などが考えられます。（※）バグフィルターとは、細かいほこりを集めて取り除く装置に取付ける袋状のフィルターのこと。

#### ウ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

微小粒子状物質（以下「PM<sub>2.5</sub>」という。）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に粒径の小さいもの（粒径2.5μm以下）で、黄砂や火山などの自然起源と工場、自動車や喫煙などから発生する人為起源のものがあります。平成21年9月に環境基準が設定され、平成28年12月に市役所に測定器が設置され測定を行っています。

PM<sub>2.5</sub>は、粒子径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、長期間の吸い込みで肺気腫などの呼吸器系、循環器系疾患となるリスクが大きくなるなどの健康への影響が懸念されています。

このため静岡県では、平成25年3月から環境省が定めた暫定的な指針に基づき、PM<sub>2.5</sub>の一日平均値が70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超える濃度が予測される場合に、午前8時頃と午後1時頃の1日2回の判断で、注意喚起情報を発表する体制をとっています。

市では、環境省や静岡県のホームページで、各地域の測定値のデータの情報収集に努めています。注意喚起情報が発表された場合は、不要不急の外出は避けるなど、市民にお知らせすることとしています。なお、令和6年度は、注意喚起情報の発表はありませんでした。

表1-4 測定結果（微小粒子状物質）

項目 測定局	測定時間数	測定日数	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の日数	環境基準適合状況		
				98パーセンタイル値	年平均値	適(○) 不適(×)
	時間	日	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	-
市役所	8,495	351	350	19.7	8.1	○

※環境基準：1年平均値が15  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

#### エ 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

二酸化硫黄は硫黄酸化物の一種で、硫黄分を含んだ化石燃料等の燃焼によって発生します。硫黄酸化物の低減対策としては、低硫黄燃料への転換、燃料の脱硫、排煙脱硫装置などがあり、これらの対策実施によって、硫黄酸化物排出量は大幅に低減しています。

二酸化硫黄は、市内2か所の自動測定器で測定しており、令和6年度の測定結果は、すべての測定局で環境基準に適合していました。（表1-5）

表1-5 環境基準との比較（二酸化硫黄）

項目 測定局	測定時間数	測定日数	日平均値が 0.04ppm以下 の日数	環境基準適合状況		
				1日平均値の 2パーセント 除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連続	適(○) 不適(×)
	時間	日	日	ppm	-	-
市役所	8,663	363	363	0.002	無	○
楠金公民館	8,663	362	362	0.001	無	○

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

#### オ 光化学オキシダント（O<sub>3</sub>）

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線（紫外線）の作用を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるもので、眼への刺激、のどの痛み等の被害を起こします。その発生は気象条件に左右されることが多くなっています。

光化学オキシダントの測定も他の物質と同じように24時間行われていますが、環境基準との比較は昼間（午前5時から午後8時まで）のデータを用いて行うこととされており、令和6年度

は、測定時間のうち5.4パーセント（年間291時間）が不適合となっています。（表1-6）

また、光化学オキシダントが発生しやすい5月から9月に緊急時連絡体制を含め、監視体制を強化しています。緊急時の対策として、1時間値が0.12ppmを超え、注意報等が発令された場合は、緊急時協力要請事業場（市内は3事業場）に対し、燃料の使用量削減要請等を行うことや、住民に対し屋外活動の自粛を呼びかけることなどが定められています。なお、令和6年度は、注意報等の発令はありませんでした。

表1-6 環境基準との比較（光化学オキシダント）

項目 測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1時間値 の年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを越えた		昼間の1時間値が 0.12ppmを越えた		1時間値の 最高値	日最高値の 年平均値	環境基準 適合状況
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	適(○) 不適 (×)
市役所	364	5,411	0.034	66	291	0	0	0.091	0.048	×

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

#### カ 酸性雨

酸性雨は、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨に溶解し、pHの低い雨（pH5.6以下）となって落下するもので、別名「湿性大気汚染」とも言われています。

外国では、森林が枯れたり、湖沼の魚が死滅するなど被害が発生しました。

市役所屋上にデポジットゲージを設置し、採取した雨水のpH等を調査しています。（表1-7）

また、富士山一合目のPICA表富士（キャンプ場）には、6月から9月の間デポジットゲージを設置し、採取した雨水のpH等を調査しています。（表1-8）

表1-7 雨水の酸性度等（市役所屋上）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
pH		6.5	6.1	6.4	5.4	6.6	5.7	6.7	6.5	6.7	6.8	6.3	5.6	6.3
電気伝導度(μS/cm)		10	6	39	7	10	34	26	5	4	41	18	14	18

表1-8 雨水の酸性度等（PICA表富士）

項目	月	6	7	8	9	平均
pH		6.2	6.6	6.5	6.4	6.4
電気伝導度(μS/cm)		31	7	30	14	21

#### (4) 大気汚染の発生源

大気汚染防止法の規制対象となる、ばい煙発生施設等を設置している市内62事業場に対し、令和6年度の燃料使用量について調査を実施しました。

##### ア 年間の燃料使用量について

(ア) 年間110,193トン使用され、前年度比で10,740トン、10.8パーセント増加しました。

(イ) 燃料の種類別使用構成比は、A重油9.1パーセント、灯油1.1パーセント、都市ガス77.7パーセント、LPG1.8パーセント、固体燃料10.3パーセントとなっています。

(ウ) 燃料の使用量が年間5,000トン以上の6事業場で、全使用量の74.8パーセントに当たる82,470トンを使用しました。

##### イ 硫黄酸化物排出量について

(ア) 燃料及び原料（スラッジ、雑芥等）の燃焼により排出される硫黄酸化物量は、38トンと推定されます。

(イ) 燃料の使用量が年間5,000トン以上の6事業場で占める硫黄酸化物の排出量は、13.1トンで全体の34.5パーセントと推定されます。

##### ウ 燃料の特徴について

使用される燃料の種類には、A重油、灯油、LPG、都市ガスなどがあります。LPG、都市ガスなどの気体燃料は燃焼効率が高く、すすが発生しない、燃料中に硫黄成分がほとんど含まれないなど、大気汚染防止に対して最も理想的な燃料です。

#### (5) 大気汚染防止の取組

##### ア 月報の収集及び審査

硫黄酸化物に係る総量規制特定事業場である4事業場の稼働状況、重油等燃料の使用量、硫黄酸化物排出量等について毎月報告を求め審査しています。

##### イ ばい煙濃度の測定義務履行状況調査

ばい煙発生施設の稼働状況等調査時に、ばい煙濃度の計量証明書の添付を求め、年2回から6回の測定義務の履行状況を把握するとともに、排出されるばい煙濃度を確認しました。

##### ウ 新設、増設施設に対する指導および事前協議

大気汚染防止についての市の指導方針を定め、指導を行っています。また、一定規模以上の工場又は事業場の新增設に際し、県条例に基づき事前協議が義務付けられています。公害防止協定を結ぶ工場・事業場については、協定値を定めるなど、汚染の防止に努めています。

## 2 水

### (1) 水環境の現況

当市の主要河川は、潤井川（田子の浦水域）と富士川・芝川（奥駿河湾水域）であり、両水域とも環境基準が定められています。（表2-1）市の大半を流域とする潤井川には、富士山の野溪である弓沢川、湧水を源とする下川、清水川、方辺川、神田川など、多くの支流があります。これら河川の水質保全及び浄化のため、令和6年度においても河川水質調査をはじめ、水生生物調査等の環境調査を実施し、さらには特定事業場等の排水調査・指導を行いました。

潤井川水系における水質の状況は、昭和45年から昭和48年にかけて制定された、水質保全関係法令等による排水基準の強化などによって、大幅に改善されています。

表2-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目類 型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	100CFU/100mL以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

基準値は日間平均値とする。  
 BODの環境基準の達成状況は、日間平均値で評価することとされており、年間評価については、75パーセント水質値により評価します。  
 年間の日間平均値の全データn個をその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目のデータ値。  
 年に12回、調査している場合は、 $0.75 \times 12 = 9$  番目のデータ値。

### (2) 潤井川水系の水質の状況

潤井川は上井出地先を起点に、富士市の田子の浦港に注ぐ全長約25キロメートルの1級河川です。

潤井川の起点は湧水状態で、起点から4キロメートルほど下流の上野地区で生活排水・農業用水が流入しますが、水量は少ないです。堺橋（青木）付近で芝川から取水した青木発電所用水（大堰川）が流入して河川の形態をなし、それ以降、足取川・風祭川・下川などの支流が流入して富士市へ流れています。

令和6年度の環境基準適合状況は、表2-2、2-3のとおりです。

潤井川本流5か所、潤井川支流6か所に観測点を設け、年4回から12回水質検査を行っています。

風祭川支流の春沢、本門寺沢については、泡などの苦情が多いため定期的な測定を行いました。

また、神田川の水源となる湧玉池でも年に4回水質検査を行いました。水質検査の結果について

ては、表2-4のとおりです。

表2-2 潤井川本流(環境基準A類型) 環境基準適合状況

項目(基準)		調査地点				
		狩宿橋	富丘橋	反り田橋	くすの木橋	横巻橋
pH (6.5~8.5)	平均	7.8	7.2	7.3	7.7	7.5
	最小~最大	7.3~8.4	7.0~7.6	7.2~7.5	7.6~7.8	7.3~7.7
BOD(mg/L) (2mg/L以下)	75%値	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
	最小~最大	<0.5~1.0	<0.5~0.9	<0.5~0.8	<0.5~1.5	0.5~0.9
SS(mg/L) (25mg/L以下)	平均	3.3	4.5	1.8	2.1	1.8
	最小~最大	<1~10	<1~12	<1~4	<1~7	<1~3
DO(mg/L) (7.5mg/L以上)	平均	10.0	10.6	10.1	10.5	10.2
	最小~最大	8.1~12.2	9.9~12.0	9.7~10.8	9.9~12	9.3~11.4
備考					県測定	

(注) 令和6年度は、くすの木橋で年12回、それ以外の地点で年4回測定を実施しました。

表2-3 潤井川支流(環境基準A類型に準拠) 環境基準適合状況

項目(基準)		調査地点					
		風祭川	下川	清水川	方辺川	神田川	弓沢川
pH (6.5~8.5)	平均	7.3	7.4	7.1	7.3	7.1	7.4
	最小~最大	6.9~7.9	7.1~7.7	6.7~7.7	7.0~7.6	6.8~7.6	7.2~7.5
BOD(mg/L) (2mg/L以下)	75%値	1.4	0.8	0.8	0.7	<0.5	1.1
	最小~最大	0.9~1.8	0.6~1.3	<0.5~0.9	<0.5~0.9	<0.5~0.8	1.0~1.3
SS(mg/L) (25mg/L以下)	平均	3.3	1.0	1.0	2.3	1.0	1.5
	最小~最大	2~6	<1~1	<1~1	<1~6	<1~1	<1~2
DO(mg/L) (7.5mg/L以上)	平均	10.8	10.0	9.0	10.3	10.3	10.3
	最小~最大	9.4~12.2	9.4~11.0	7.9~9.7	9.8~10.8	10.0~10.8	8.7~12.3

(注) 環境基準の設定はありませんが、潤井川本流と同じA類型と比較しました。

(注) 令和6年度は、風祭川で5回、それ以外の地点で年4回測定を実施しました。

表2-4 潤井川水系 湧水 水質検査結果(平均値)

項目	調査地点	環境基準 AA類型に準拠	湧玉池
	pH		6.5~8.5
BOD(mg/L)		1以下	0.9
DO(mg/L)		7.5以上	9.8

(注) 環境基準の設定はありませんが、保存湧水の指定基準であるAA類型と比較しました。

(注) 令和6年度は、年4回測定を実施しました。

### (3) 芝川・富士川水系の水質の状況

芝川は、静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場(猪之頭)内を起点に、富士川に注ぐ全長2.5キロメートルの1級河川です。芝川の水は、本市の飲料水の1/4を賄っており、貴重な水

源であるとともに、養鱒、発電、かんがい用として広く利用されています。また、アマゴ・ニジマスなどが生息しており、市民のつり場として親しまれています。芝川には、川のりの一種である芝川のりが生育しています。

令和6年度の環境基準適合状況は、表2-5、2-6、2-7のとおりです。

両河川の水質監視のため芝川本流5か所、東京発電水路2か所、芝川水系支流7か所、富士川本流3か所、富士川水系支流6か所に観測点を設け、年2回から12回水質検査を行っています。

芝川本流横手沢橋で、平成28年度まではBODについて、最もきれいな川の区分となるAA類型の基準に不適合でした。このことについて、平成23、24年度に静岡県環境衛生科学研究所が調査した結果、芝川の水源涵養域に有機物由来の汚染負荷があり、それを栄養として発生したミズワタによるBODの上昇が原因であることが推察されました。その後平成29年度以降は基準に適合していましたが、令和4、5年度は基準に不適合でした。令和6年度は基準に適合していましたが市では、引き続き本流2か所、東京発電水路2か所で定期的な調査を継続していきます。なお、静岡県内では、AA類型に設定されている河川は、芝川、狩野川、興津川、安倍川、藁科川、大井川、天竜川です。

**環境基準値とは…**

指標の一つとして生物化学的酸素要求量（水中の有機物量を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量。一般的にBODと呼ばれる。）によって分類される水質基準値を指します。

**AA類型とは…**

BOD値を1mg/l以下とする区分です。  
環境基準値としては最もきれいな川の区分となります。  
以下順に、A、B、C、D、Eと6つの類型があります。

表2-5 芝川水系（横手沢橋上流では環境基準AA類型に準拠、下流ではA類型に準拠）

環境基準適合状況 不適合（×） （－）未実施

項目（基準）		芝川上流				
		横手沢橋	内野大橋	横道下橋	A 沢	セキ橋
pH (6.5~8.5)	平均	7.7	7.0	7.0	7.2	7.2
	最小~最大	7.5~7.8	6.7~7.4	6.6~7.3	6.5~7.8	6.7~7.7
BOD(mg/L) (1mg/L以下)	75%値	0.5	1.1	1.0	0.9	1.1
	最小~最大	<0.5~0.8	(×) 0.8~1.2	<0.5~1.2	<0.5~0.9	(×) 0.9~1.1
SS(mg/L) (25mg/L以下)	平均	1.2	—	—	<1	—
	最小~最大	<1~3	—	—	<1~<1	—
DO(mg/L) 7.5mg/L以上	平均	10.5	10.3	9.8	12.6	10.1
	最小~最大	10~11	9.2~11.7	8.7~10.5	11.1~14.1	9.2~10.7
備考		本流 (県測定)	本流	東京発電 水路	支流	本流

(注) 令和6年度は、横手沢橋で年12回、A沢で年2回、それ以外の地点は年6回測定を行いました。

調査地点 項目（基準）		芝川下流						
		めんの 雌橋	柚野橋	久保 大橋	芝富橋	大倉橋	猫沢川	羽鮒 大沢
pH (6.5~8.5)	平均	7.4	7.5	7.7	7.9	7.6	7.7	7.4
	最小~最大	7.2~7.8	6.9~8.1	7.5~7.9	7.6~8.6	7.3~7.8	7.5~7.8	7.1~8.0
BOD(mg/L) (2mg/L以下)	75%値	0.9	1.0	0.9	0.7	0.9	1.0	0.9
	最小~最大	0.6~1.0	0.8~1.1	<0.5~1.1	<0.5~0.9	<0.5~1.0	0.5~1.1	<0.5~0.9
SS(mg/L) (25mg/L以下)	平均	1.0	1.5	1.0	3.0	1.0	1.8	1.5
	最小~最大	<1~1	<1~2	<1~1	<1~16	<1~1	1~3	1~3
DO(mg/L) 7.5mg/L以上	平均	9.8	9.9	9.6	10.4	9.7	9.6	11.1
	最小~最大	7.4~10.8	7.6~11.5	7.3~11.2	9.6~12	7.6~11.0	6.7~12.4	9.0~13.9
備考		本流	本流	本流	本流 (県測定)	支流	支流	支流

(注) 支流について環境基準の設定はありませんが、流入地点の環境基準であるA類型と比較しました。

(注) 令和6年度は、芝富橋で年12回、それ以外の地点で年4回測定を実施しました。

表2-6 富士川本流（環境基準A類型） 環境基準適合状況

調査地点 項目（基準）		逢来橋	貫戸
		pH (6.5~8.5)	平均 最小~最大
BOD(mg/L) (2mg/L以下)	75%値	1.0	0.9
	最小~最大	0.5~1.0	0.6~1.3
SS(mg/L) (25mg/L以下)	平均	3.8	7.8
	最小~最大	<1~8	<1~10
DO(mg/L) 7.5mg/L以上	平均	10.1	10.3
	最小~最大	9.1~12.3	9.0~12.8

(注) 令和6年度は、すべての地点で年4回測定を実施しました。

表2-7 富士川支流（環境基準A類型に準拠） 環境基準適合状況

調査地点 項目（基準）		稲瀬川 (市境)	稲瀬川 (落合前橋)	稲子川	大沢川	山口川	境川
		pH (6.5~8.5)	平均 最小~最大	8.0 7.7~8.2	8.0 7.2~9.3	7.3 6.7~7.9	7.5 7.2~8.1
BOD(mg/L) (2mg/L以下)	75%値	0.7	1.0	0.9	0.8	0.9	0.8
	最小~最大	<0.5~0.8	0.6~1.0	0.7~1.0	0.5~0.8	<0.5~1.1	0.5~0.9
SS(mg/L) (25mg/L以下)	平均	1.0	<1	3.5	1.0	1.3	<1
	最小~最大	<1~1	<1~1	1~9	<1~1	<1~2	<1~1
DO(mg/L) 7.5mg/L以上	平均	10.2	9.2	9.9	10.0	10.0	9.9
	最小~最大	9.0~12.8	7.9~10.9	8.8~12.6	9.2~12.0	8.7~13.3	7.7~13.5
備考		—	—	—	—	稲瀬川支流	稲瀬川支流

(注) 環境基準の設定はありませんが、富士川本流と同じA類型と比較しました。

(注) 令和6年度は、すべての地点で年4回測定を実施しました。

表2-8 芝川水系 湧水 水質検査結果（平均値）

調査地点 項目	環境基準 AA類型に準拠	猪之頭水源	保存湧水10号	白糸の滝
pH	6.5~8.5	6.8	6.6	7.2
BOD(mg/L)	1以下	0.8	0.7	0.8
DO(mg/L)	7.5以上	10.1	9.5	9.8

(注) 環境基準の設定はありませんが、保存湧水の指定基準であるAA類型と比較しました。

(注) 令和6年度は、白糸の滝地点で年4回、他の調査地点では年6回測定しました。

(4) 田貴湖の水質の状況

田貴湖は朝霧高原の一角に位置し、周囲約4キロメートルの人造湖で、天子・毛無の山々に囲まれ、キャンプ場、ヘラブナ釣りなど、四季を通じて家族連れが行楽地として親しまれています。

また、農業用水として田植え時期の4月から5月にかけて30日間程度放流を行っています。

水質調査は、測定点を水門に設定し、年4回実施しています。田貴湖の貯水量は、約120万立方メートルであるので、環境基準の適用（天然湖沼及び1千万立方メートル以上の人工湖）は受けませんが、環境基準と比較すると湖沼A類型に不適合でした。（表2-9）

(注) 田貴湖の面積31.4ヘクタール、平均水深約4メートル

表2-9 田貴湖 水質検査結果（平均値）

調査地点 項目	環境基準 A類型に準拠	田貴湖
pH	6.5~8.5	7.2
COD(mg/L)	3以下	3.2 (×)
SS(mg/L)	5以下	2.0
DO(mg/L)	7.5以上	9.4

(注) 環境基準の設定はありませんが、湖沼の環境基準A類型と比較しました。

(注) 令和6年度は、年4回測定を実施しました。

(5) 有害物質等の環境調査

昭和48年度から、有害物質等の汚染状況を把握するため、河川を中心に年4回程度の環境調査を行っています。令和6年度は、大腸菌数（生活環境項目）、人の健康の保護に関する項目、亜鉛、アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩について調査を実施しました。

ア 大腸菌数

(ア) 芝川水系

横手沢橋上流 [環境基準AA類型：100CFU/100ミリリットル以下]

横手沢橋下流 [環境基準A類型：300CFU/100ミリリットル以下]

源流並の厳しい環境基準が設定されている芝川横手沢橋上流は、1地点で調査を行い、AA類型の基準に適合していました。

横手沢橋下流では、3地点で調査を行い、1地点でA類型の基準に不適合でした。

また、芝川支流では、環境基準の設定はありませんが、猫沢川で調査を行い、本流の基準と比較すると、基準に不適合でした。

(イ) 潤井川水系 [環境基準 A類型：300CFU/100ミリリットル以下]

潤井川本流は、5地点で調査を行い、1地点でA類型の基準に不適合でした。

また、潤井川支流では環境基準の設定はありませんが、6地点で調査を行い、本流の基準と比較すると、1地点で、基準に不適合でした。

(ウ) 富士川水系 [環境基準 A類型：300CFU/100ミリリットル以下]

富士川支流では、環境基準の設定はありませんが、4地点で調査を行い、本流の基準と比較すると、1地点で基準に不適合でした。

(エ) 湧水

湧水では、3地点で調査を行い、環境基準の設定はありませんが、AA類型の基準と比較すると、すべての地点で基準に適合していました。

#### (注) 大腸菌数

生活環境項目環境基準のうち、大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられました。一方、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として大腸菌数があり、大腸菌群に係る環境基準が制定された当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はありませんでしたが、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、大腸菌群数については大腸菌数へ見直すことが適当であると考えられます。

このような状況を踏まえ、環境省は令和4年4月1日に生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直しを行いました。

市もこの見直しに伴い、令和4年度より大腸菌群数から大腸菌数に測定項目を変更しました。

イ 人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）

PCB（ポリ塩化ビフェニル）について、かつての使用工場の浅井戸及び沈殿池底泥を調査し、いずれも基準値に適合していました。

公共用水域では、潤井川（横巻橋）、境川において26項目の調査を行い、2地点すべてで、環境基準に適合していました。

ウ 全亜鉛[環境基準 1リットル当たり0.03ミリグラム以下]

全亜鉛は、水生生物及びその生育環境を保全する観点から環境基準項目に設定されています。

芝川流域5地点、潤井川流域5地点、富士川流域4地点で調査を行い、すべての地点で基準に適合していました。（支流等については、本流の基準と比較しました。）

## エ アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

潤井川・芝川 [環境基準 生物A：1リットル当たり0.03ミリグラム以下]

富士川 [環境基準 生物B：1リットル当たり0.05ミリグラム以下]

平成25年3月に、水生生物の保全に係る水質環境基準に設定されました。

芝川流域5地点、潤井川流域5地点、富士川流域4地点で調査を行い、すべての地点で環境基準に適合していました。（支流等については、本流の基準と比較しました。）

### （6）トリクロロエチレン等有機塩素系溶剤による地下水汚染の現況と対策

本市では、昭和61年度に湧玉池湧水からトリクロロエチレンが検出される等の地下水、湧水汚染が確認されたため、継続的な監視を実施しており、土壤汚染対策法等での調査の結果、事業場の敷地外に地下水汚染等の可能性がある場合には、周辺の井戸等で調査を行っています。

また、地下水汚染を未然に防止するため、有機塩素系溶剤の使用事業場等の実態調査を実施し、保管管理について指導を行っています。

井戸水や土壤から環境基準を超過して有害物質が検出されることがあります。検出され環境基準を超過した場合、県は、周辺での井戸で飲用を控える指示指導、周辺井戸に汚染が拡散されていないか確認するための水質調査を指導することがあります。

#### ア 汚染地区の現況と対策

##### （ア）湧玉池水系のトリクロロエチレン濃度の推移

湧玉池水系の汚染源は、主に万野鉄工団地内の汚染土壤と推定され、汚染濃度を監視するため、湧玉池湧水及び鉄工団地内の工業用井戸の2か所を監視測定点として、濃度測定を実施しています。

令和6年度も、両地点で地下水に係る環境基準値（1リットル当たり0.01ミリグラム以下）以下でした。

なお、汚染源の1つとみられる事業場において、揚水曝気処理（昭和63年3月から）や土壤ガス抽出（平成8年8月から平成10年10月）などの対策を行った結果、平成11年度からはトリクロロエチレン等3物質は、定量下限値以下となっています。

##### （イ）小泉南部地区のテトラクロロエチレン濃度の推移（図2-1）

汚染源と推定される上流部のテトラクロロエチレン使用事業場（クリーニング関係）では、平成元年6月に石油系溶剤に切り替えました。

令和6年度は、民家の井戸について2回調査し、地下水に係る環境基準値（1リットル当たり0.01ミリグラム）以下でした。

##### （ウ）北部地域の四塩化炭素の濃度推移

平成7年度に北部地域の四塩化炭素汚染が判明し、井戸水などを継続して調査しています。また、平成8年度に除去施設を設置し、稼動してきました。地下水中の濃度は、平成10年以降は、環境基準値以下で推移しているため、平成15年3月に除去施設の運転を休止しました。

令和6年度は、1地点で2回調査を行い、地下水に係る環境基準値（1リットル当たり

0.002ミリグラム)以下でした。

濃度 (mg/L)

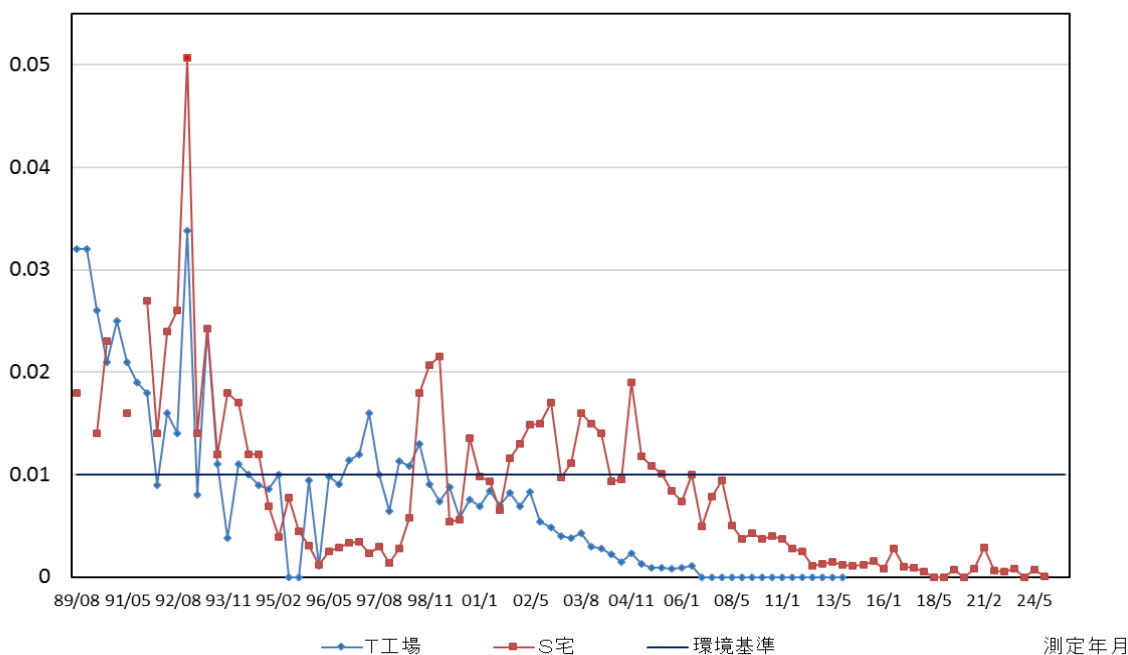


図2-1 小泉南部テトラクロロエチレン濃度の経年変化

### (7) 工場排水対策

本市では、水質汚濁防止についての指導方針を定め、指導を行うとともに定期的に事業場等の排水の監視を行っており、水質汚濁防止法、県条例に定められた特定施設を設置している特定事業場のうち、排水基準が適用される事業場等や水質汚濁防止法等の対象外で、過去に苦情が寄せられている事業場等について、排水の立ち入り調査を行っています。

なお、一定規模以上の工場又は事業場の新增設に際し、周辺環境を保全するために、県条例に基づき事前協議が義務付けられています。また、公害防止協定を締結し、協定値を設定するなど、汚濁の防止に努めています。

#### ア 排水基準適合状況調査

市による立ち入り調査の排水基準適合状況は、表2-10のとおりです。

令和6年度は、63事業場等（うち5事業所は規制対象外）の排水調査を行った結果、排水基準超過は3件（4項目）あり測定結果に基づき文書による指導を行いました。

表2-10 市による事業場排水立ち入り調査結果

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
調査事業場数	0	4	8	8	5	7	4	13	4	7	3	0	63
基準超過	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3

## (8) 水生生物調査

### ア 調査目的

河川の水質を判定する場合、従来からCOD（化学的酸素要求量）、BOD（生物化学的酸素要求量）等の化学的分析がなされてきましたが、河川の水質は、日によって時間によって刻々と変化しており、人間の活動している昼と夜では相当の変動があるため、化学分析のみで平均的な水質を把握することは困難な場合が多くなっています。これに対して生物による水質判定では、昼間に生物調査を行った場合でも夜間の影響が包含されており、総合的な汚濁を知るためには有効な方法といえます。

河川の汚濁の推移、下水道の効果、護岸工事の影響を把握するためには、実際に生息している河川生物を調査することは環境保全の上からも重要であり、市内の13河川を表2-11のとおり6グループに分け、グループごとに生物調査を実施しています。令和6年度は、下川（野尻養鱒場下、下川橋）、清水川（福伝橋、小橋川橋）、方辺川（泉町堺橋、方辺川橋）で調査を行いました。令和6年度の調査地点と調査結果は、表2-11、2-12のとおりです。

表2-11 水生生物調査地点

実施年度	グループ番号	調査河川（地点）名
令和元年度	2	足取川（大谷橋下、青木団地下）風祭川（拾石沢橋、河合橋）
令和2年度	3	神田川（湧玉橋下流、南神田川橋）弓沢川（舞々木橋、源道寺橋） 大沢川（阿幸地橋）中沢川（中沢橋）
令和3年度	4	潤井川（狩宿橋、堺橋、富丘橋、反田橋、くすの木橋、横巻橋、 金谷橋）
令和4年度	5	芝川（猪之頭発電所末端、横手沢橋、 <sup>めんどり</sup> 雌橋）
令和5年度	6	稲瀬川（落合前橋）、稲子川（富士川合流前）、芝川（芝富橋付近）
令和6年度	1	下川（野尻養鱒場下、下川橋）清水川（福伝橋、小橋川橋） 方辺川（泉町堺橋、方辺川橋）

イ 確認された主な水生生物

表2-12 確認された主な水生生物

調査場所	非汚濁耐忍種 (A)	汚濁耐忍種 (B)
下川 (野尻養鱒場下)	ヒゲカガトビケラ、ヨコビ、カマナ ツツビケラ、ウズムシ、カシビケラ など	ミズムシ、コガネムシ、シバムシなど
下川 (下川橋)	ヒゲカガトビケラ、フユ、シバムシ カマナ、ウズムシ、カシビケラ、ヨコビ など	ミズムシ、コガネムシ、シバムシ など
清水川 (福伝橋)	ヨコビ、カゲムシ、ヒゲカガトビケラ フユ、ウズムシ、カシビケラ、カマナ シバムシ など	コガネムシ、ヒル、アマガサリカニ など
清水川 (小橋川橋)	ヨコビ、フユ、ヒゲカガトビケラ シバムシ、カシビケラ、 ヒラカゲムシ、ツツビケラ など	ヒル、コガネムシ、ミズムシ など
方辺川 (泉町堺橋)	ヒゲカガトビケラ、シバムシ、ツツビケラ カマナ、サガニ、ウズムシ、ガガノボ カゲムシ、ヨコビ など	ヒル、コガネムシ、ミズムシ など
方辺川 (方辺川橋)	カマナ、ツツビケラ、フタシモノカゲムシ ヒゲカガトビケラ、ヨコビ、タガワカ ウ シバムシ、サガニ、ガガノボ など	コガネムシ、ヒル、ミズムシ など

ウ 判定方法

水生生物による判定方法には、Beck-Tsuda法 (BI値) と汚濁指数法 (PI値) を用いました。(表2-13)

表2-13 水質階級表

汚濁の程度	きれい	ややきれい	かなりきたない	非常にきたない	判定方法
階級	I	II	III	IV	Beck-Tsuda 法
2A+B (BI値)	30以上	15~29	6~14	0~5	
階級	貧腐水性	β中腐水性	α中腐水性	強腐水性	汚濁指数法
PI値	1.0~1.5未 満	1.5~2.5未 満	2.5~3.5未 満	3.5~4.0	

(注) Beck-Tsuda法: 表2-12の(A)のウエイトを(B)の2倍とし、2A+B(生物指数)としてBI値を算出します。

(注) 汚濁指数法: 生物を出現頻度によって何段階か(1個体:1、2から9個体:2、10個体以上:3など)に分け、また有機汚濁の耐性によって4段階の汚濁指数階級(貧腐水性指標種=1、β中腐水性指標種=2、α中腐水性指標種=3、強腐水性指標種=4)に分け、それぞれの指標種に与えられた頻度(h)と指数階級(s)から、 $\sum(s \times h) / \sum h$ によりPI値を算出します。

工 調査結果

調査結果は、表2-14のとおりです。

表2-14 水生生物調査結果

調査年度	調査場所	夏季				冬季			
		BI値	階級	PI値	階級	BI値	階級	PI値	階級
令和6年度	下川 (野尻養鱒場下)	11	Ⅲ	1.8	β	15	Ⅱ	1.5	β
	下川 (下川橋)	13	Ⅲ	1.6	β	15	Ⅱ	1.6	β
	清水川 (福伝橋)	14	Ⅲ	1.4	貧	16	Ⅱ	1.2	貧
	清水川 (小橋川橋)	13	Ⅲ	1.6	β	18	Ⅱ	1.3	貧
	方辺川 (泉町堺橋)	17	Ⅱ	1.3	貧	19	Ⅱ	1.4	貧
	方辺川 (方辺川橋)	14	Ⅲ	1.5	β	17	Ⅱ	1.5	貧
平成30年度	下川 (野尻養鱒場下)	14	Ⅲ	2.0	β	22	Ⅱ	1.7	β
	下川 (下川橋)	17	Ⅱ	1.6	β	13	Ⅲ	1.8	β
	清水川 (福伝橋)	19	Ⅱ	1.5	β	20	Ⅱ	1.5	β
	清水川 (小橋川橋)	15	Ⅱ	1.5	β	12	Ⅲ	1.4	貧
	方辺川 (泉町堺橋)	20	Ⅱ	1.6	β	13	Ⅲ	1.8	β
	方辺川 (方辺川橋)	13	Ⅲ	1.8	β	14	Ⅲ	1.6	β

## (9) 芝川のり調査（第38回目）

### ア 調査目的

芝川のり調査は、芝川のりを水質の指標生物として監視することにより、生物的な水質の把握を目的として行っています。

芝川のり調査は、8～14か所を測定点として昭和62年度から調査を実施しています。

### イ 調査結果（令和6年8月19日調査）

表2-15 芝川のり調査結果

測定点	付着量	水温 (°C)	電導度 ( $\mu$ S/cm)	流速 (m/s)	日 照	水深 (cm)	状況	分類
五斗目木川上流	多い	14.0	80	1.0	並	5	岩表面に付着	支流
県営猪之頭養鱒 場下	多い	12.0	105	0.6	並	3	岩表面に付着 コンクリート底面に付着	本流
猪之頭発電所下	多い	14.3	97	0.2	強い	5	岩表面に付着	本流
足形発電所下	多い	14.7	113	0.4	強い	5	岩表面に付着	本流
足形用水	多い	15.2	150	1.3	強い	5	コンクリート底面に付着	水路
原用水	少ない	14.9	96	2.1	強い	5	コンクリート底面に付着	水路
狩宿用水	なし	14.5	105					水路
北山用水	なし	14.3	100					水路
山宮用水	なし	16.5	108					水路
馬見塚用水 大石寺下	なし	16.8	197					水路
上井出用水	なし	14.4	101					水路
熊久保用水	なし	15.8	95					水路
青木発電所 山根堀下	少ない	22.5	122	1.1	並	3	コンクリート底面に付着	水路
神田川 湧玉池直下	なし	15.6	142					神田川

※なお、芝川のり確認量の推移（定点観測地点）については、第5章資料編に一部掲載しました。

## 3 化学物質

### (1) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、物の燃焼過程等で非意図的に生成される物質です。中でも、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDについては、人に対する発ガン性があるとされています。

特定事業場に義務付けられているダイオキシン類の自主測定と結果報告は、令和6年度は15件が報告されました。

表3-1 ダイオキシン類に係る環境基準

(改正平成14年7月22日告示)

項目	環境基準	適用範囲
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の水底の底質について適用する。
水質	1pg-TEQ/L以下 (年間平均値)	公共用水域及び地下水について適用する。
土壌	1,000pg-TEQ/g以下 (=1ng-TEQ/g以下)	廃棄物の埋め立てその他の場所であって、外部から適切に区別されている施設の土壌は適用しない。

(注) ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異なるため、毒性を評価するときには、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算し、TEQで表します。

(注) 土壌については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250ピコグラム-TEQ/グラム以上の場合、必要な調査を実施します。

## (2) ダイオキシン類調査結果

令和6年度は、大気2か所を調査し、その結果は環境基準を下回っていました。(表3-2)

表3-2 ダイオキシン類調査結果

区分	調査日	採取場所	調査結果	環境基準	適 ○ 否 ×
大気 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	令和6年8月1日~8日	山宮小学校	0.043	0.6以下	○
	令和6年8月1日~8日	中央消防署芝川分署	0.0051		○

環境省が報道発表した全国20地点の大気の継続調査地点では、平均0.018 pg-TEQ/m<sup>3</sup>と、平成9年度の0.57 pg-TEQ/m<sup>3</sup>に比べ大幅に低くなっており、近年は横ばい傾向となっています。

### (3) PRTR制度

#### ア 概要

PRTR（汚染物質排出移動登録）制度とは、どのような化学物質が、どこからどの程度排出されているかを知るための制度です。有害性のある化学物質を取り扱う一定規模以上の事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量を、年に1回、国へ届け出ることが義務付けられ、国はその届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業所・家庭・自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、公表するものです。

化学物質による環境汚染の未然防止の意識が急速に高まっている中で、世界的にもPRTR制度の導入、産業界の自主的な環境保全対策の取組などが行われています。

令和3年10月20日に、PRTR法の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日からは、第一種指定化学物質が462物質から515物質に、第二種指定化学物質が100物質から134物質になりますが、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度からの実施となります。

#### イ 市内の届出状況

令和5年度の総排出量、総移動量の合計は664トンでした。（表3-3）

総排出量・移動量について、県内の市区町で10番目に多い量でした。（図3-1）

静岡県物質別総排出量・移動量は、油性塗料や接着剤の溶剤、合成原料等に用いられるトルエンとキシレンが大きな割合を占めています。（図3-2）

届出事業所には、製造業、燃料小売業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業などがあります。

表3-3 富士宮市の総排出量と総移動量

実績年度	届出事業所数	総排出量(トン)	総移動量(トン)	合計(トン)
平成25年度	54	440	182	623
平成26年度	53	541	176	717
平成27年度	52	393	187	580
平成28年度	50	419	173	592
平成29年度	51	472	278	750
平成30年度	51	501	226	727
令和元年度	50	476	210	686
令和2年度	50	422	207	629
令和3年度	50	449	181	629
令和4年度	50	412	200	612
令和5年度	52	460	204	664

※四捨五入の関係で合計が和と一致しない場合あり。

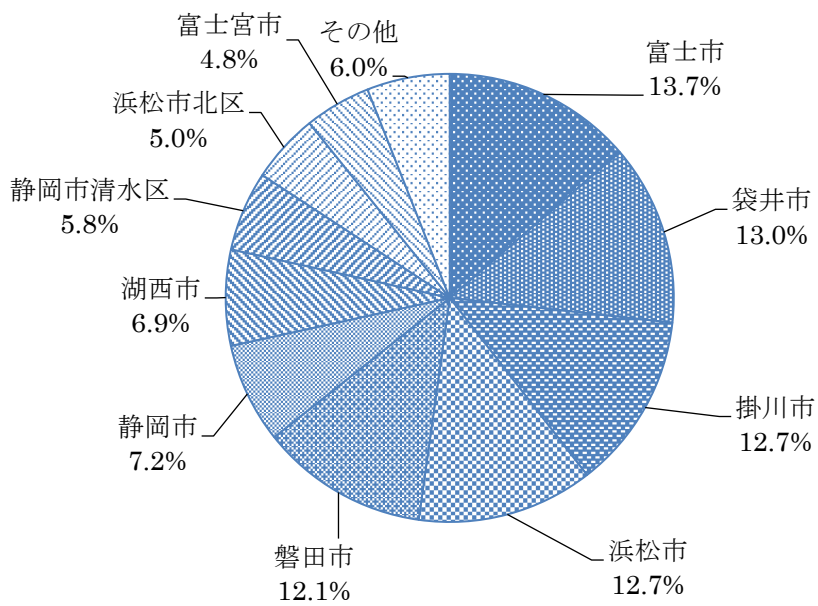


図3-1 令和5年度静岡県市区町別総排出量・移動量

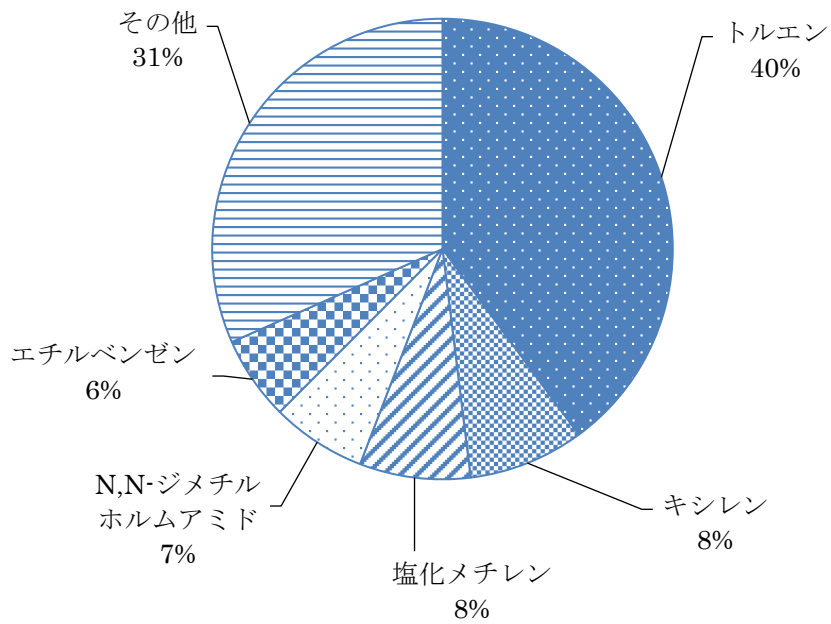


図3-2 令和5年度静岡県物質別総排出量・移動量

#### 4) 化学物質の環境調査

##### ア エチレンオキシド

PRT法での届出されたデータで、他の市町村と比較して排出量の多かったエチレンオキシドについて、環境調査を市内2か所で行いました。（表3-4）

エチレンオキシドは、有機合成原料や殺菌剤などとして使用される流動性の液体で、爆発性や皮膚などへの刺激、麻酔作用があります。現在、この物質について大気環境基準は定められていませんが、令和5年度における全国平均濃度（1立方メートル当たり0.075マイクログラム）と比較すると、総合福祉会館は低い値でしたが、富士見小学校は0.025マイクログラム高い値でした。

表3-4 エチレンオキシドの調査結果（令和6年度）

調査日	調査場所	調査結果	環境基準
令和6年7月25日～26日	総合福祉会館	0.052 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	なし
	富士見小学校	0.10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	

## 4 騒音

騒音は、最も日常生活に密接した感覚的な公害で、その被害程度は人それぞれの健康状態や心理状態で大きく異なってきます。

また、工場、建設・土木工事や飲食店などの生産・営業活動をはじめとして、日常の家庭生活や交通機関の運行など発生源が多く、性質は多様で、苦情数も多くなっています。

当市でも、隣近所の関係が疎遠になっている世相を反映して、近隣から騒音苦情が寄せられることがあります。これらの解決には法規制が困難なことから、発生源者のモラルに頼る部分が多く、お互いに迷惑をかけない心遣いが大切です。

市では、苦情が頻繁に寄せられた事例について、定期的な測定を実施するなど、監視指導を行っています。また、騒音の数値的な把握のために、貸し出し用の騒音計を用意しており、令和6年度には延べ5件の貸し出しを行いました。

工場騒音は、住宅が隣接する住工混在型の地域において苦情の発生が多く、防音施設の設置、機械の移動、作業時間の変更等の指導による苦情の解決に努めています。

表4-1 騒音に係る環境基準

地域 類型	環境基準 (dB)		該 当 地 域	
	昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~翌6時)	該当基準	都市計画法の用途地域
A A	50以下	40以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	
A	55以下	45以下	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B			主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
C	60以下	50以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(1) 夜間パトロール

夜間の騒音が問題となる事業場を中心に、騒音の実態を把握するため、夜間パトロールを3月に実施しました。(表4-2)

苦情が寄せられた場合、その性質上深夜のものであるため、経営者に苦情の状況を説明し、防音設備の設置、営業時間の短縮、カラオケ使用の自粛等の騒音防止に関する対策を求めています。

騒音は、車や人通りが少なくなり、人が就眠する時間帯で気になりやすいため、騒音に係る基準は、環境基準・規制基準ともに昼間より夜間が厳しい基準となっています。(表4-1、表4-3)

表4-2 夜間騒音調査状況

調査日時	調査数
令和7年3月28日 20時00分~21時40分	3か所

表4-3 特定工場等における規制基準

根拠法令	地域の区分		規制基準 (dB)		
	区域区分	都市計画法の用途地域	昼間 (8時~18時)	朝(6時~8時) 夕(18時~22時)	夜間 (22時~6時)
騒音規制法	第1種区域	第1種低層住居専用地域	50	45	40
		第2種低層住居専用地域			
		第1種中高層住居専用地域			
		第2種中高層住居専用地域			
	第2種区域	第1種住居地域	55	50	45
		第2種住居地域			
		準住居地域			
		市街化調整区域			
	第3種区域	近隣商業地域	65	60	55
		商業地域			
準工業地域					
第4種区域	工業地域	70	65	60	
県条例	第4種区域 工業専用地域				

(2) 自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視は、自動車騒音対策を計画的に行うため、自動車騒音の状況及び対策の効果等を経年的に把握することを目的として、平成10年の騒音規制法改正時に新設され、平成24年度からは法定受託事務として、市で実施しています。

令和6年度は、新東名高速道路2.9キロメートル、国道139号(西富士道路)0.7キロメートル、県道富士宮停車場線0.3キロメートル、県道清水富士宮線1.2キロメートル、県道富士富士宮由比線0.5キロメートル、県道富士根停車場線5.7キロメートル及び市道西小泉町線1.0キロメートルを評価対象区間として調査を行い、環境基準の達成状況を更新しました。

令和6年度の環境基準達成状況は、評価対象戸数1,371戸の内、昼夜ともに達成したのは、1,364戸(99.5パーセント)、昼間のみ達成は4戸(0.3パーセント)、夜間のみ達成は0戸(0.0パーセント)、昼夜とも基準超過は3戸(0.2パーセント)でした。

また、過年度の評価対象区間を含めた環境基準達成状況について、全国や静岡県と比較して良い状況でした。(表4-4、表4-5、表4-6)

なお、環境基準との比較は、等価騒音レベル(変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値)で行います。

このような中で、環境省では道路交通騒音対策として、(a)発生源対策、(b)交通流対策、(c)道路構造対策、(d)沿道対策などを挙げています。

表4-4 道路に面する地域、幹線道路近接空間における環境基準

地域の区分		環境基準 (dB)	
		昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~翌6時)
道路に面する地域 (幹線道路近接空間を除く)	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線道路近接空間	2車線以下：道路端から15m 2車線を超える：道路端から20m	70以下	65以下

表4-5 自動車騒音常時監視結果 (面的評価)

評価対象道路名	評価区 間延長 (km)	評価対 象戸数 (戸)	環境基準達成状況							
			昼夜とも達成		昼のみ達成		夜のみ達成		昼夜とも超過	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
新東名高速道路	2.9	20	20	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
国道139号	27.1	858	770	89.7	63	7.3	0	0.0	25	2.9
国道139号 (西富士道路)	0.7	115	115	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
国道469号	3.0	132	132	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道富士川身延線	2.4	107	96	89.7	0	0.0	7	6.5	4	3.7
県道富士宮芝川線	6.2	448	448	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道富士宮停車場線	0.3	34	34	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道清水富士宮線	1.2	118	118	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道富士富士宮由比線	10.7	957	953	99.6	3	0.3	0	0.0	1	0.1
県道大坂富士宮線	2.0	530	528	99.6	2	0.4	0	0.0	0	0.0
県道富士宮富士公園線	5.3	985	985	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道富士根停車場線	7.6	1,045	1,040	99.5	2	0.2	0	0.0	3	0.3
県道富士富士宮線	12.7	1,370	1,370	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市道西小泉町線	1.0	95	93	97.9	2	2.1	0	0.0	0	0.0
※ 全体	83.1	6,614	6,515	98.5	63	1.0	7	0.1	29	0.4

※評価対象道路が交差している区間については、評価対象戸数が重複するため、全体は重複戸数を除いた値としています。このため、評価対象道路ごとの合計数と全体では差異があります。

表4-6 環境基準達成状況（全国、静岡県との比較）

評価対象戸数 (戸)		環境基準達成状況							
		昼夜とも達成		昼のみ達成		夜のみ達成		昼夜とも超過	
		戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
※全国	9,519.2	9,043.9	95.0	207.8	2.2	33.2	0.3	234.2	2.5
静岡県	255,205	250,679	98.2	2,076	0.8	1,075	0.4	1,375	0.5
富士宮市	6,614	6,515	98.5	63	1.0	7	0.1	29	0.4

※全国の戸数の単位は千戸で、令和5年度の数値です。

## 5 振動

振動は感覚的な被害ばかりでなく、物理的作用として家屋の歪み、壁の亀裂等の直接的な被害を及ぼす場合があります。発生源の主なものは建設作業、工場・事業場、自動車交通です。

振動については、特定建設作業、特定工場等では規制基準、道路交通振動では要請限度がそれぞれ定められていますが、環境基準は定められていません。

令和6年度は、2件の振動苦情が寄せられ、原因は建設作業によるものでした。

### (1) 道路交通振動調査

国道139号等の4路線5か所について、道路交通振動を測定しました。測定を午前・午後の2回行った結果、すべての測定場所で要請限度以下でした。（表5-1）

測定した結果と要請限度との比較は、80パーセントレンジの上端値（以下 $L_{10}$ ）で行います。

$L_{10}$ の中で、最も振動レベルの大きかった地点は、国道139号南中入口バス停前（57デシベル）で、2番目は、富士富士宮由比線東京電力パワーグリッド(株)富士根変電所南側（54デシベル）でした。

最大値の中で、最も振動レベルの大きかった地点は、国道469号山宮小学校南東（72デシベル）で、2番目は、富士富士宮由比線沼久保バス停前（70デシベル）でした。

道路交通振動は、道路改良工事等により年々減少する傾向にありますが、全体的な交通量の多少よりも、道路の幅と構造（地盤の軟弱さ）や、ダンプカー・大型貨物車等の交通量とスピードに起因しているものと考えられます。道路が渋滞して車のスピードが遅い場合は、振動レベルが下がります。

表5-1 道路振動測定結果 令和7年2、3月に測定

道路名 測定場所	車線数	振動レベル (dB)	区分の 区域	要請限度(dB)		要請限 度適合 状況	振動レベル 最大値 (参考)
		L <sub>10</sub>		昼間 8~20時	夜間 20~8時		
富士富士宮由比線 沼久保バス停前(沼久保)	2	52	第1種区域	65	60	適合	70
富士富士宮由比線 東京電力パワーグリッド(株) 富士根変電所南側(杉田)	2	54	第1種区域	65	60	適合	69
国道139号 南中入口バス停前(小泉)	4	57	第2種区域	70	65	適合	67
富士川身延線 芝川会館前(長貴)	2	42	第1種区域	65	60	適合	59
国道469号 山宮小学校南東(山宮)	2	53	第1種区域	65	60	適合	72

## 6 悪臭

近年、市域は人口の増加による市街化の拡大によって住工農混在型となり、悪臭公害は日常生活に身近な問題となっています。令和6年度には、28件の苦情が寄せられました。

これらの悪臭防止対策として、「悪臭防止法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」が定められています。県条例では特定施設を定めており、施設の悪臭防止措置について基準を設けています。

悪臭防止法では、これまで工場、その他の事業場から排出される「特定悪臭物質22物質」を指定し、濃度を規制してきましたが、複合臭や未規制物質による臭気などに対応するため、平成7年からは、人間の嗅覚を活用し、悪臭の程度を測定する「臭気指数」による規制が導入され富士宮市では平成20年4月から臭気指数による規制を導入しています。(表6-1)

臭気指数規制は、多種多様な「におい」物質に対応できること、においの相加・相乗等の効果を評価できることや嗅覚を利用することで、「におい」の程度がイメージしやすいなどの特徴があります。

表6-1 悪臭防止法第4条第2項第1号に定める規制基準(平成20年4月から)

規制地域の範囲	臭気指数
市街化区域(工業地域及び工業専用地域を除く)	13
市街化区域(工業地域及び工業専用地域)	15
市街化区域を除く旧富士宮市全域	18
旧芝川町全域	15

※臭気指数 =  $10 \times \text{Log}_{10}$ (臭気濃度)

### (1) 臭気調査

令和6年度も、悪臭苦情が発生する可能性のある畜産関係に重点を置き、農業政策課の協力を得て、豚舎6事業場の調査を実施し、悪臭の規制方法、堆肥による悪臭発生防止について説明を行いました。

また、悪臭苦情が発生しやすい時間帯（早朝や夜間）に臭気パトロールを2回行いました。

### (2) 臭気指数測定

臭気による、苦情が寄せられている事業場等について、規制値との比較をするため、廃棄物処理業者1事業場について測定を行いました。

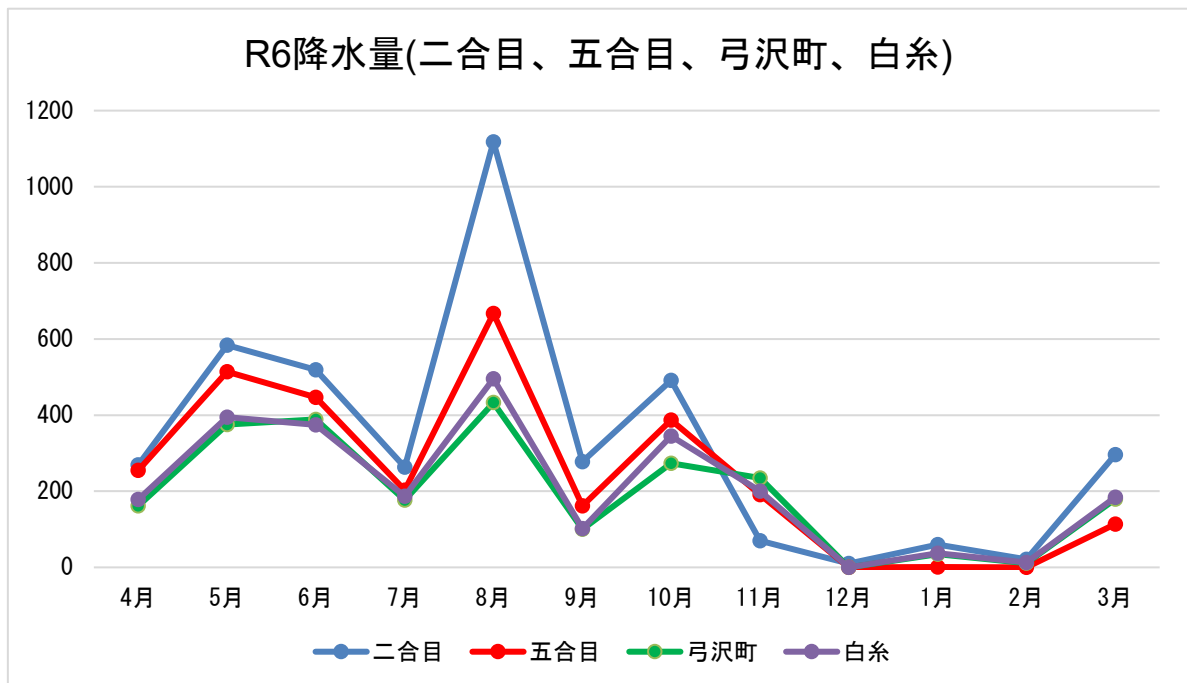
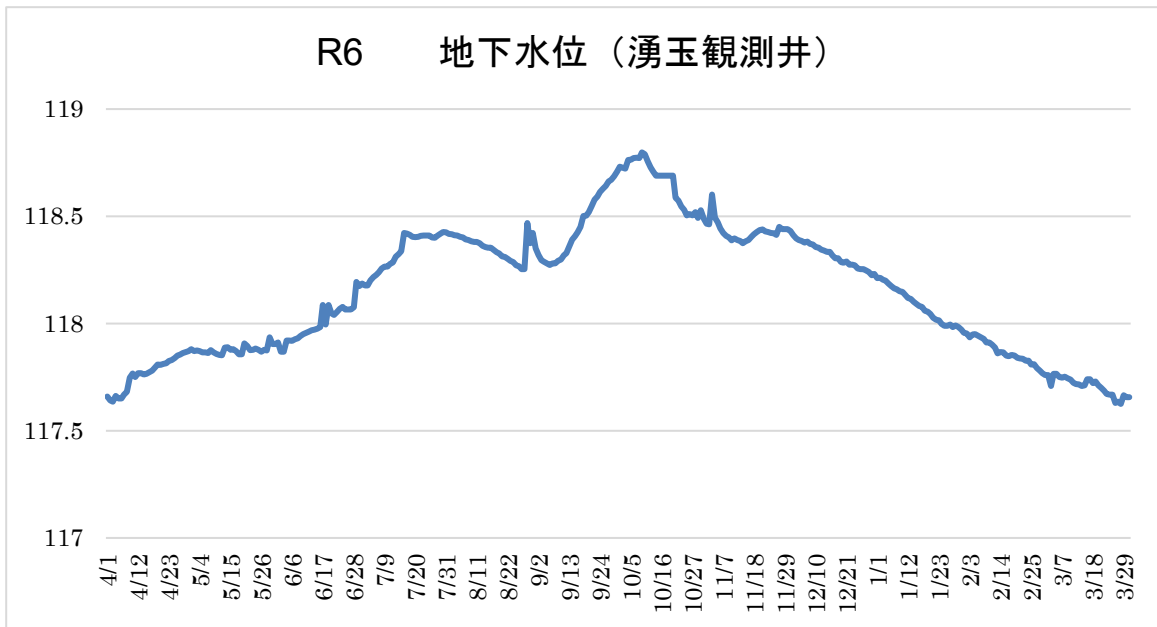
## 7 自然保護

(1) 朝霧高原のススキ草原の景観保全と生物多様性の推進を図るため、4月に約52ヘクタールの草原の火入れと10月に約2.9ヘクタールの防火帯の火入れを実施しました。



春期の火入れ（令和6年4月13日）

- (2) 樹林、樹木などの自然環境及び良好な水辺環境（湧水池）を保全するため、自然監視員、水源保全監視員による市内巡視及び定期報告などを実施しました。
- (3) 平成の名水百選に選定されている湧玉池・神田川の自然環境保全を目的に、市民ボランティア、地元企業、中学生など約450人の協力を得て「湧玉池・神田川一斉清掃」を実施しました。
- (4) 小田貴湿原の乾燥化防止を目的として、湿原乾燥化の要因であるススキ等植物除去のため、湿原内の除草を夏期・冬期の2回実施しました。
- また、湿原生の植生回復策を試験するため、令和5年度から令和7年度までの3か年で「小田貴湿原乾燥化防止のための植物試験モニタリング調査」を実施します。2年目である令和6年度は、ススキ・ゼンマイ群生地表土の剥ぎ取り・かくはんなどの処置を実施した調査区画の観察を行いました。
- (5) 富士宮市の豊かな緑と水に恵まれた自然環境を守り、後世に引き継ぐため、樹木、樹林及び湧水池を対象とした保存指定制度を設けています。令和6年度末現在、樹木42本、樹林19か所、湧水池16か所を保存指定しています。
- (6) 富士宮市の豊かな地下水を保全するため、市内各所へ観測井を設置し、地下水位観測を行っています。令和6年度は、8月の降水量が増えた時期から10月にかけて市内淀師地区を中心に異常湧水が発生し、土囊配布および監視パトロールを実施しました。



淀師地区異常湧水の様子（令和6年9月）

## 8 ごみとリサイクル

### (1) ごみ

令和6年度のごみ総排出量は、36,361トンとなり、前年度に比べ約8パーセント減少し、市民1人1日当たりのごみ総排出量は788グラムとなりました。(図8-1 ごみ排出実績 図8-2 1人1日当たりのごみ総排出量)

ごみ総排出量には、拠点回収量も含まれます。内訳は、下記のごみ排出実績のとおりです。

図 8-1 ごみ排出実績

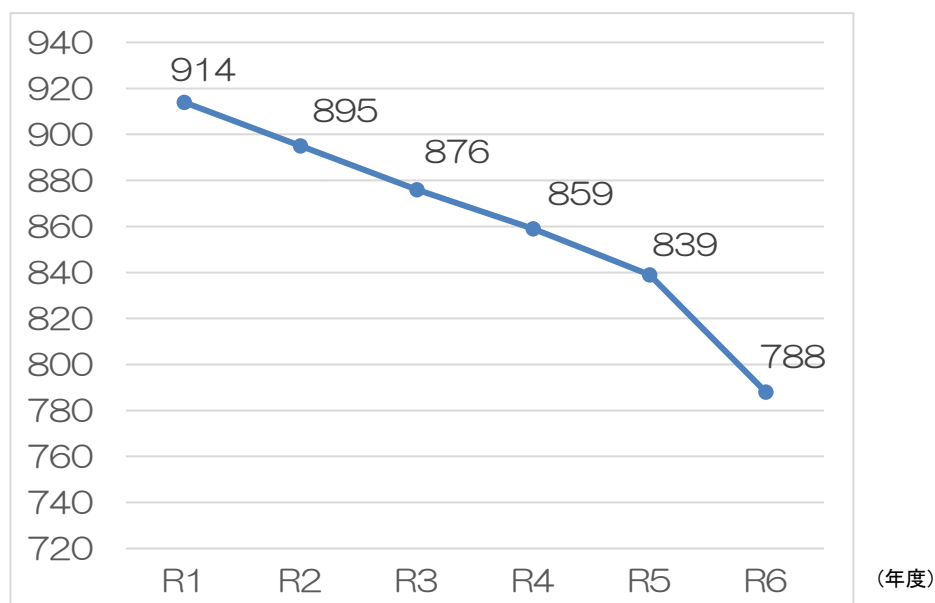
(単位：トン)

家庭系のごみ	事業系のごみ	拠点回収量				ごみ総排出量 (資源化量を含む)	1人1日当たり ごみ総排出量
		集団回収	古紙回収ステーション回収量	廃食用油回収量	衣類・革類回収量		
24,858	8,472	1,973	720	1	337	36,361	788g

※1人1日当たりのごみ総排出量(g) = 年間ごみ総排出量(t) ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 1,000,000

※人口は令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口で、126,349人です。また、小数点以下を四捨五入しています。

図 8-2 (g) 1人1日当たりのごみ総排出量



### (2) リサイクル

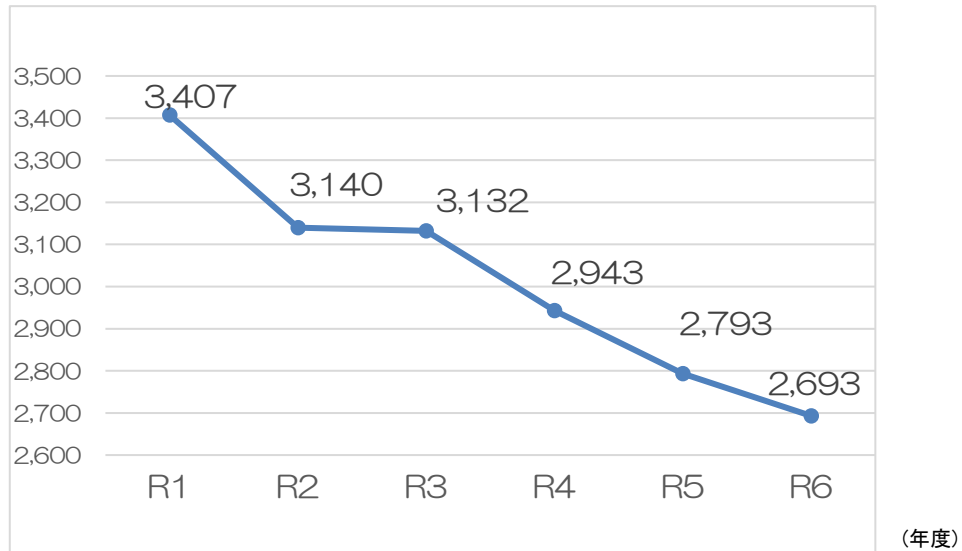
市では、資源ごみの分別品目として、びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、紙パック及びプラスチック、水銀使用製品を市内全域で収集してリサイクル処理しています。ごみの発生抑制や資源化を図るため、古紙等リサイクル活動奨励金制度のほか、雑がみを含めた古紙等の資源化を目的として「古紙回収ステーション」などを設置し、リサイクルを推進しています。

令和6年度の新紙等リサイクル活動奨励金制度の登録団体数は232団体となり、前年度より

1 団体減となり、古紙等の回収量についても前年度と比べ減少しました。（図8-3）

主な要因としては、民間事業者が独自に設置する古紙等の回収ボックスが増えているため、身近に排出できる環境が整ってきたことが考えられます。

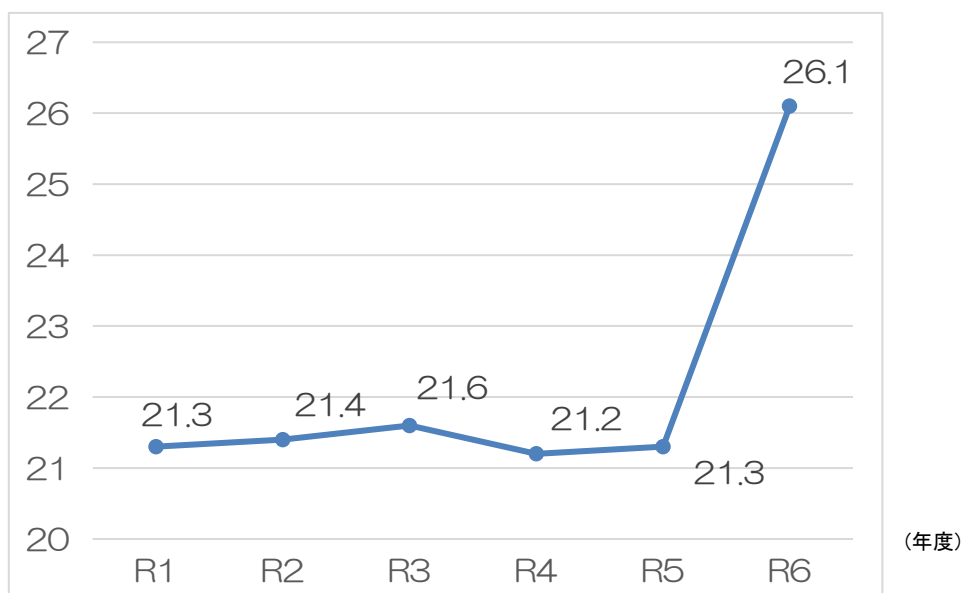
図 8-3  
(t) 古紙等回収量



このほか、植物性油のバイオディーゼル燃料としての資源化を目的とした廃食用油の拠点回収を実施しており、令和6年度の回収量は1,650リットルで、前年度と比べ減少しました。また、衣類や革類製品の再使用や資源化を目的とした衣類・革類回収ボックスなどを設置し、可燃ごみの削減に努めています。

以上の回収量に、焼却灰の資源化等の量を加味するとリサイクル率は、26.1パーセントでした。（図8-4）

図 8-4  
(%) リサイクル率



※リサイクル率(%)＝資源化量(t)÷ごみの総排出量(t)×100

※リサイクル率は、ごみの総排出量に対し集回回収、古紙回収ステーション回収、廃食用油回収、衣類・革類回収、市による資源分別収集量、中間処理後の再生利用等の資源化量(注)により算出しています。

(注)民間事業者も店頭などで古紙、ペットボトル、トレイなどの資源回収を行っていますが、民間事業者による資源回収は、市の資源化量に含みません。

### (3) ごみダイエットプロジェクト

令和6年度も引き続き、清掃センターに搬入されるごみを削減するため、市民、事業者及び行政が協働で取り組んでいるごみの減量化と資源化を推進する「ごみダイエットプロジェクト」に取り組みました。

令和6年度は、3ヵ月ごとに重点課題を設けて年間を通して取り組み、清掃センターに搬入された可燃ごみの量を、前年度比2,719トン削減することができました。

実施した取組としては、出前講座の実施、清掃センターへごみの搬入に訪れた市民、事業者に対して啓発チラシの配布、広報紙・ホームページやラジオエフ等による周知を行いました。



### (4) 環境美化運動

環境の美化に対する市民等、事業者の理解及び関心を深めるため、毎年4月と11月の第3日曜日に重点日を設け市民協働のもと、地域の清掃運動を行っております。清掃運動期間中は、各地区で集めた不法投棄物の受け入れを行い、適正に処理しました。

## 第2章 実現に向けた取組の展開

本章では、市による環境への取組について令和6年度における進捗状況の把握及び評価を行います。

### ■数値目標の進捗状況の把握及び評価の方法■

基本目標の項目ごとの数値目標を基に行います。

実績値（令和6年度）と目標値（令和7年度）から進捗状況の把握及び評価を行います。

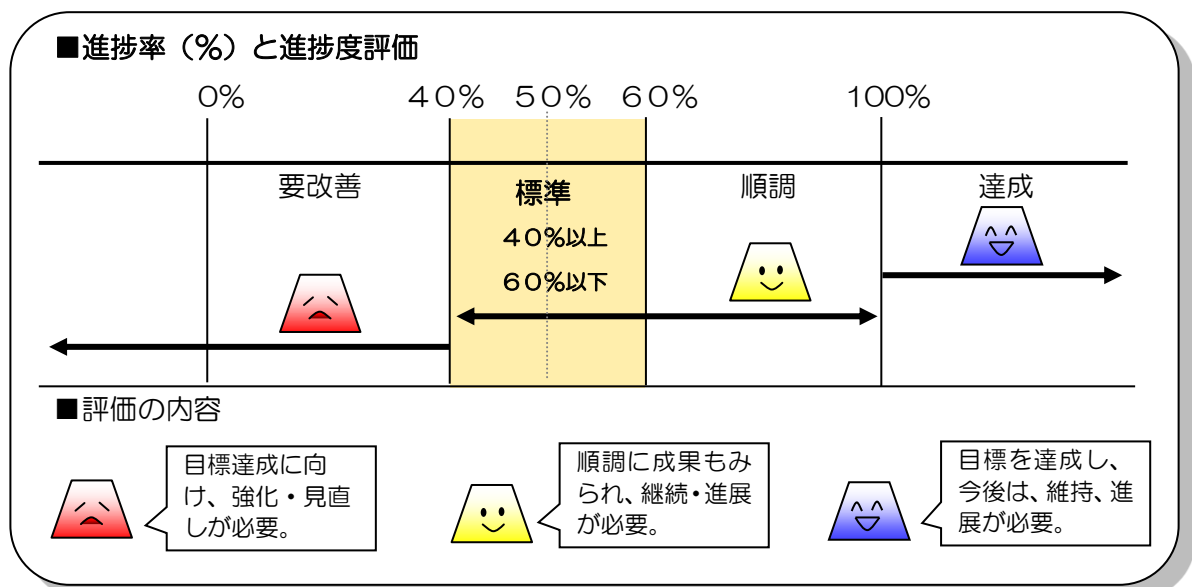
#### ① 進捗率

令和6年度の実績値を進捗率に換算します。

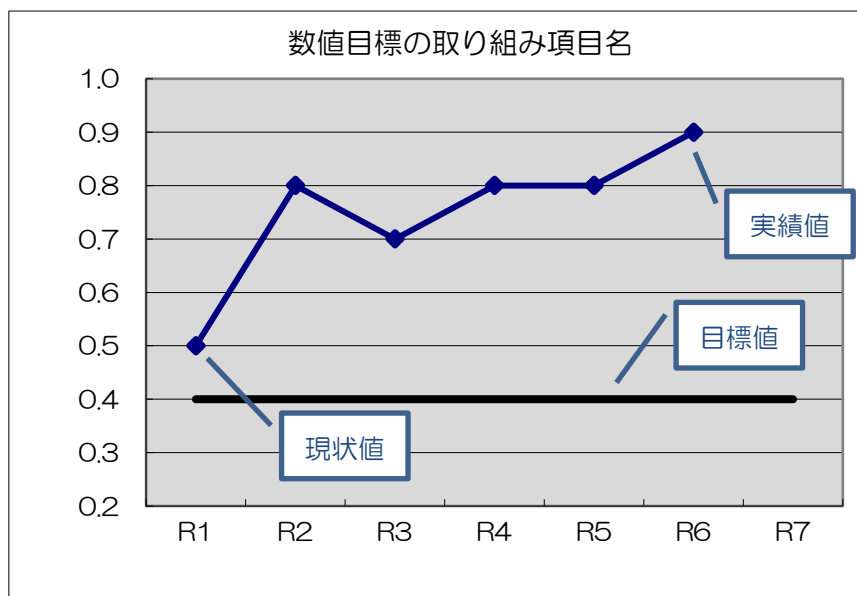
現状値（令和元年度）を0パーセント、目標値（令和7年度）を100パーセントの進捗率とします。令和6年度の進捗率は、50パーセントを基準とした、±10パーセントを標準とします。

#### ②進捗度評価

進捗度評価は、下記に示すとおり進捗率50パーセントの前後10パーセントの範囲（40パーセント以上60パーセント以下）を「標準」とします。40パーセント以上100パーセント未満までを「順調」、100パーセント以上を「達成」とします。「標準」まで達していない（40パーセント未満）を「要改善」とします。以上の3段階で評価します。



## ■数値目標グラフの見方■



## ■各課の市民・事業者との取組（協働）及び取組に対する自己評価基準■

下記を基準として、市民（市民団体）、事業者との協働による取組についてと、施策項目の実施内容に対する担当課の自己評価を行っています。

### 【協働の判断】

市と市民（市民団体）、事業者との協働による取組について表記。

施策項目の実施内容について、担当課による自己評価を表記。

◇：市民（市民団体を含む）または事業者の取組（協働の有無）

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
取組内容	市と市民団体、事業者と実施した内容	◇	◇	◎	部署名

### 【自己評価の区分】

- ◎：目標達成、実施状況や取組内容が十分な状況
- ：目標または実施状況や取組内容が順調な状況
- △：実施状況も取組内容も改善が必要な状況
- ×：未実施

## ■基本目標と数値目標一覧表■

目指すべき環境像を実現するため、「脱炭素社会」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の五つの分野ごとに環境の基本目標が設定されています。

### 基本目標1 脱炭素社会

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動から生じる環境負荷が地球環境に様々な影響を及ぼしています。このため、「地球温暖化対策を推進する」、「ゼロカーボンシティを推進する」、「省エネルギーの取組を徹底する」、「エネルギーの有効利用と地産地消を推進する」を施策項目として積極的に取り組み、脱炭素社会を目指します。

### 基本目標2 自然環境

富士山をはじめとする森林や農地、豊かな水資源などの自然環境は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれるだけでなく、いきものや植物を育む貴重な資源です。このため、「いきものや植物との共生を図る」、「身近な自然とふれあう」、「森林や農地を保全する」、「湧水を保全する」を施策項目として豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐことを目指します。

### 基本目標3 生活環境

快適な生活を送るためには、きれいな水や空気などの環境保全をすることや日常生活や事業活動での環境負荷を低減し、環境汚染などを未然に防ぐことが必要です。このため、「まちをきれいにする」、「公害の発生を未然に防ぐ」、「河川や水を保全する」を施策項目として、環境負荷の少ない生活を心掛けるとともに、安全・安心な生活環境の保全を目指します。

### 基本目標4 循環型社会

日常生活や事業活動でのごみ処理問題は、正しく分別し再資源化することにより環境負荷の低減につながります。このため、「ごみの排出量を抑制する」、「ごみの資源化を推進する」、「ごみの適正な処理をする」を施策項目として、ごみの減量化や資源を大切にする循環型社会を目指します。

### 基本目標5 環境教育

環境について知ることや学ぶことは、自ら環境に配慮する行動や取組を積極的に実践することにつながります。このため、「環境について学び話し合う」、「協働による環境活動を展開する」、「環境の情報を発信する」を施策項目として、市民や事業者、地域、市民団体などの協働により環境活動への取組を目指します。

## 数値目標一覧表

実現に向けた取組の方向性をわかりやすく示すため数値目標を設定しています。

基本目標	項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度) (2025年度)
脱炭素社会	市域の温室効果ガスを減らします。 (国の地球温暖化対策計画に合わせ基準年度を平成25(2013)年度と設定する)	-10.7% (平成25年度)	-32.0%
	宮バス・宮タクの利用を促進します。 宮バス 宮タク	6.20人/1便 1.57人/1便	7.00人/1便 2.00人/1便
	乗用車数に占める電気自動車等の割合を増やします。	18.9%	31.0%
	環境マネジメントシステムを導入し、地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	76事業者	91事業者
	再生可能エネルギーの導入を増やします。	215,790千kWh	252,330千kWh
自然環境	野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	765万円	630万円
	自生種の植樹を進めます。	28.8ha	35.1ha
	森林の間伐実施面積を維持します。	4,271ha	6,026ha
	伐採地への広葉樹の植樹を進めます。	28.8ha	35.1ha
自然や緑・水に関する活動への関心を高めます。 (緑化団体数)	109団体	112団体	
生活環境	主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を維持します。	95.5%	95.5%
	下水道の整備を進めます。	1,494ha	1,555ha
	下水道を使用する人を増やします。(水洗化率)	88.7%	89.0%
	下水道区域内の河川の水質を良くします。(BOD濃度) 神田川(南神田川橋) 弓沢川(源道寺小橋) 潤井川(くすの木橋)	0.9mg/L 1.3mg/L 1.3mg/L	0.5mg/L 1.2mg/L 0.7mg/L
	下水道区域外の河川の水質を良くします。(BOD濃度) 芝川(横手沢橋) 潤井川上流(狩宿橋) 芝川(めんどり橋)	0.8mg/L 1.0mg/L 0.8mg/L	0.8mg/L 1.0mg/L 0.5mg/L
	清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	25.6%	27.7%
	河川愛護活動に参加する人を増やします。	2,703人	3,000人
	市街地の治水対策を進めます。 (公共下水道(雨水)認可区域内整備率)	30.8%	34.4%
	1人1日当たりのごみ総排出量を減らします。 (うち家庭系ごみ排出量)	914g (617g)	868g (585g)
循環型社会	ごみのリサイクルを進めます。	21.3%	26.2%
	畜産堆肥の利用量を増やします。	639t	1,350t
環境教育	環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	3,881人	3,900人

※第5次富士宮市総合計画の現状値・目標値を適用。

※基本目標の脱炭素社会の項目中、「市域の温室効果ガスを減らします」については、平成25年度の温室効果ガス排出量を基準年度として、削減目標を設定しています。

# 基本目標 1 脱炭素社会

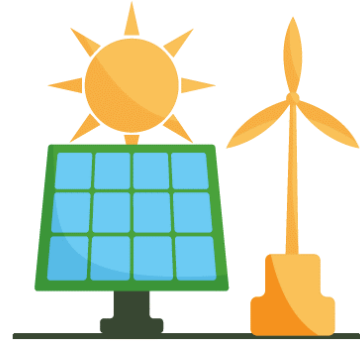


## ★地球環境を守るため地球温暖化対策やエネルギー対策を推進します

それぞれの取組施策に対し、施策項目、実施内容、協働の判断、自己評価、担当部署を記載します。

### 取組施策

- 【1】地球温暖化対策を推進する
- 【2】ゼロカーボンシティを推進する
- 【3】省エネルギーの取組を徹底する
- 【4】エネルギーの有効利用と地産地消を推進する

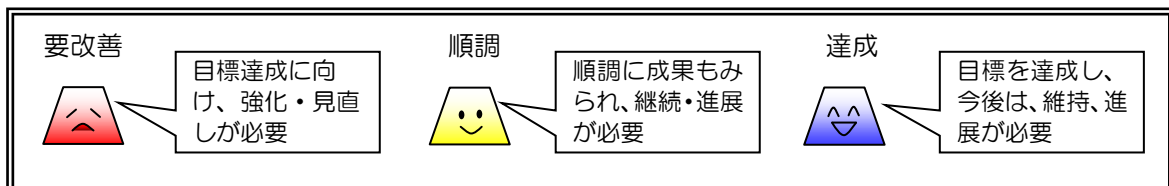


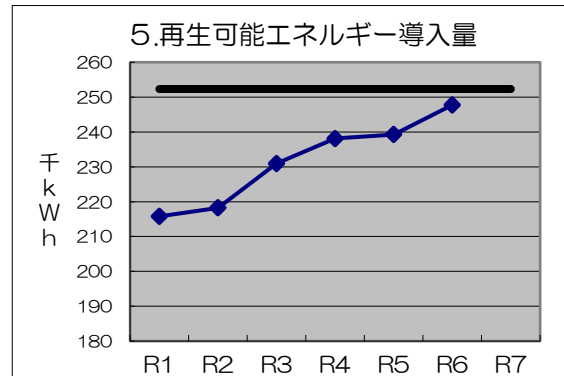
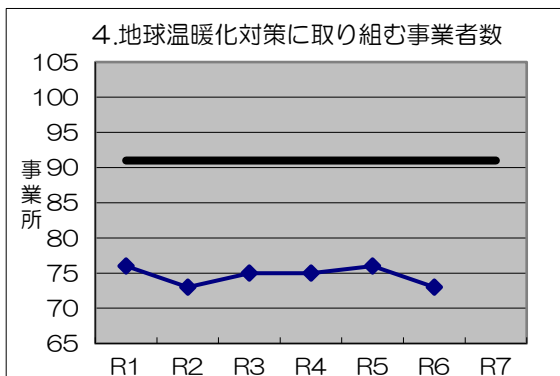
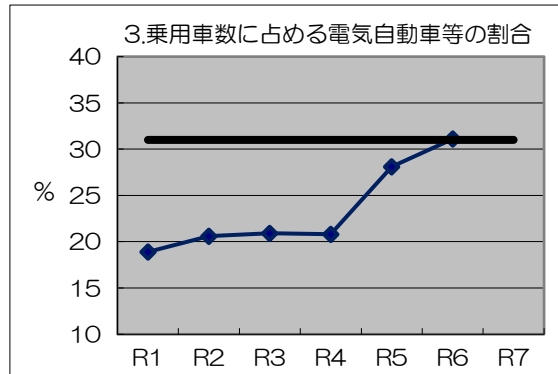
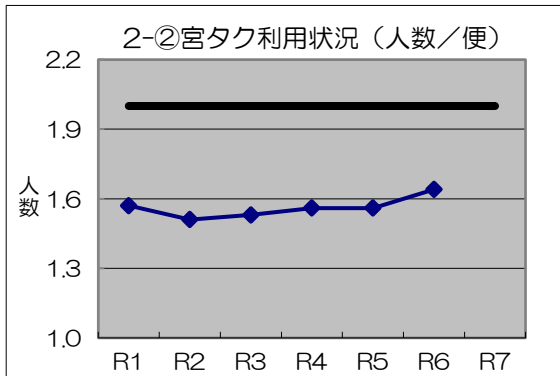
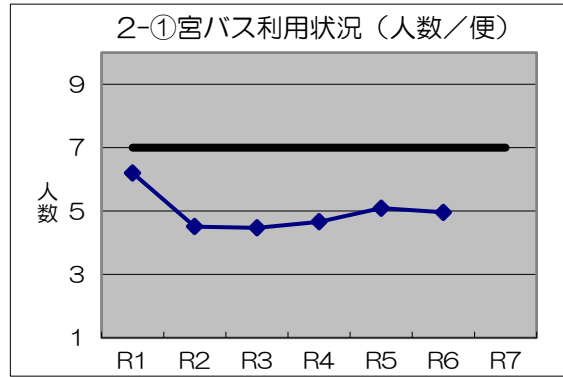
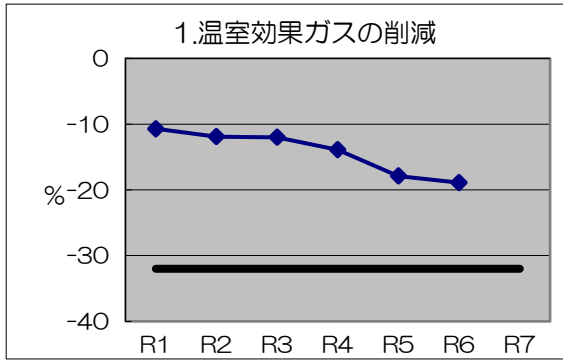
### ■数値目標■

項目	単位	現状値 (R元年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	進捗度 評価	担当部署
1 市域の温室効果ガスを減らします。	% (千t-CO <sub>2</sub> )	-10.7 (1315.8)	-18.9 (1194.7)	-32.0		環境エネルギー室
2 宮バス・宮タクの利用を促進します。	人/1便	6.20	4.96	7.00		交通対策室
①宮バス						
②宮タク	人/1便	1.57	1.64	2.00		交通対策室
3 乗用車数に占める電気自動車等の割合を増やします。 (電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)	%	18.9	31.1	31.0		環境エネルギー室
4 環境マネジメントシステムを導入し、地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	事業所	76	73	91		環境エネルギー室
5 再生可能エネルギーの導入を増やします。	千kWh	215,790	247,750	252,330		環境エネルギー室

※「市域の温室効果ガスを減らします」の基準年度は平成25（2013）年度としています。  
令和6年度の実績値は、温室効果ガス排出量算定業務委託により算定した令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量です。

### ■評価





(市役所庁舎ライトダウン)



(地球にやさしい学校活動)

脱炭素社会 市の施策の実施状況

【1】地球温暖化防止対策を推進する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を推進します。	地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、市域内及び市の事務事業において、地球温暖化対策に取り組みました。 また、環境白書により、温室効果ガス排出量等の取組結果について報告しました。			○	環境エネルギー室
地球温暖化対策を進めるため、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会の活動を支援します。	地球温暖化防止啓発普及事業を委託し、イベント開催、エコキャップ回収など、地球温暖化防止に関する普及啓発活動を実施しました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。	公用車の運用にあたり、エコドライブの普及啓発を推進しました。		◇	○	契約管理課
	市職員に対し、エコ通勤実施にあわせてエコドライブの周知啓発を行いました。 市民や事業者に対し、イベントでのパネル展示や出前講座を通じて普及啓発を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
公共交通機関と連携して身近で利用しやすい公共交通を目指します。	市営公共交通宮バス・宮タクの運行を維持し、脱炭素の取り組みを進めました。また、各自治会や団体等に公共交通についての出前講座を実施し、宮タクの乗り合い率の向上に努めました。	◇	◇	○	交通対策室
市職員に対してエコ通勤を実施します。	1年間を通じて全職員を対象にエコ通勤を実施しました。 参加人数 1,384 人、実施回数：1,599 回			△	環境エネルギー室
環境負荷の少ない製品等を購入します。	物品単価表にグリーン商品等、エコ欄を設け表示しました。また、契約品以外の物品についても環境負荷の少ない物品について、積極的な購入を推進しました。		◇	○	契約管理課
	市役所本庁舎と大宮保育園にカーボンオフセット都市ガスを導入しました。また、令和7年度からのカーボンオフセットガスの導入に向けて検討を行いました。		◇	○	環境エネルギー室

家庭ごみの収集は、効率のよい回収ルートの設定や、低公害車への転換を働きかけます。	収集・運搬の効率化及び自動車燃料の使用による温室効果ガス排出量の削減に向け、より効率的な収集ルートを選択し、環境負荷を減らすように努めました。 令和5年走行距離：427,728km 令和6年走行距離：477,014km		◇	○	生活環境課
森林整備を推進します。	健全な森林整備を推進し254haの間伐を行いました。	◇	◇	○	農業政策課
フロン類の適正な管理や処理をします。	フロン類を使用した機器の管理については、関係課において簡易点検の手引に基づき、フロン類の漏えい時の措置、点検・整備の記録作成、機器の廃棄等、適正に処理をしました。			○	環境エネルギー室
COOL CHOICE（クールチョイス）の普及啓発を行います。	脱炭素社会を啓発するため、クールチョイスのロゴ入りポロシャツ、ジャケットを斡旋し、地球温暖化防止の啓発に努めました。			○	環境エネルギー室
富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。	計画の3つの柱「健康づくりの推進」「サイクルツーリズムの推進」「安全安心な環境づくり」に基づき、各担当課において自転車に関する取組を実施しました。	◇	◇	○	企画戦略課

## 【2】ゼロカーボンシティを推進する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
市民、事業者とともに、ゼロカーボンシティの実現に取り組む機運の醸成を図ります。	イベントや環境教育を通じて、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組や地球温暖化対策の普及啓発を行いました。また、ゼロカーボンシティPR車両を活用し、周知活動を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
富士宮市ゼロカーボン推進戦略を推進します。	ゼロカーボン推進戦略行動リストにより、ゼロカーボン推進戦略の進捗管理を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）	公用車の運用にあたり、エコドライブの普及啓発を推進しました。		◇	○	契約管理課
	市職員に対し、エコ通勤実施にあわせてエコドライブの周知啓発を行いました。 市民や事業者に対し、イベントでのパネル展示や出前講座を通じて普及啓発を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
省エネ対策による脱炭素化を促進します。	ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により、市民、事業者の省エネを推進しました。公共施設にLED照明等の省エネ設備を導入しました。また、富士根交流センターと東小	◇	◇	○	環境エネルギー室

	学校でZEB化に向けた設計を行い、ZEB Readyを達成しました。				
地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用や持続可能な事業の創出を支援します。	ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により、市民、事業者の再生可能エネルギーの導入を支援しました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。	地域循環共生圏の部会において、市域での再生可能エネルギーの普及方法や地元電力会社の利用促進について研究しました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
ゼロカーボン・ドライブの普及啓発を行います。	イベントでのパネル展示や出前講座を通じて普及啓発を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。(再掲)	計画の3つの柱「健康づくりの推進」「サイクルツーリズムの推進」「安全安心な環境づくり」に基づき、各担当課において自転車に関する取組を実施しました。	◇	◇	○	企画戦略課

### 【3】省エネルギーの取組を徹底する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
小・中学校で、「地球にやさしい学校活動」の取組を進めます。	小・中学校で、節電や節水、ごみの削減、古紙・牛乳パック・アルミ缶などのリサイクル活動、地域の環境美化などを実施し、「地球にやさしい学校」として継続認定しました。	◇		◎	環境エネルギー室
事業者が環境マネジメントシステムを導入するための支援をします。	エコアクション21の認証取得に向けた勉強会を実施し、1事業所が参加しました。		◇	○	環境エネルギー室
SDGsの考え方を踏まえた環境マネジメントシステムによる取組を進め、環境負荷の低減を図ります。	環境方針及び富士宮市環境管理マニュアルに沿って環境活動を実施し、市の事務事業における環境負荷の低減を図りました。			○	環境エネルギー室
建築物への省エネルギー対策を推進します。	建築相談の際、省エネルギー対策の必要性を説明し、周知を図りました。	◇		○	建築住宅課
	ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により市民のZEH導入、事業者の省エネ設備の導入に補助を行い、住宅や事業所の省エネルギー対策を推進しました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
公共施設など設備の新設や機器の更新時には、高効率機器や省エネルギー機器を導入します。	設備の新設や設備機器更新の際、高効率機器や省エネ機器の導入に努めました。		◇	○	公共建築課
	公共施設にLED照明等の省エネ設備を導入しました。また、富士根交流センターと東小学校でZEB化に向けた設計を行い、ZEB Readyを達成しました。			○	環境エネルギー室

企業が環境に配慮した設備を更新・導入する際は、補助制度などの情報を提供します。	環境に配慮した設備の導入に対する補助制度の情報を提供しました。			○	商工振興課
電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。(再掲)	公用車の運用にあたり、エコドライブの普及啓発を推進しました。		◇	○	契約管理課
	市職員に対し、エコ通勤実施にあわせてエコドライブの周知啓発を行いました。 市民や事業者に対し、イベントでのパネル展示や出前講座を通じて普及啓発を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
スマートコミュニティなどの導入を促進します。	環境新聞などでスマートコミュニティについて情報収集を行いました。			○	環境エネルギー室
環境負荷の少ない服装を推奨します。	脱炭素社会を啓発するため、クールチョイスのロゴ入りポロシャツ、ジャケットを斡旋し、地球温暖化防止の啓発に努めました。			○	環境エネルギー室
	夏の節電対策に合わせ、全職員を対象に5月1日から10月31日まで「クールビズ」を実施し、上着やネクタイを着用しない軽装を推奨しました。			○	人事課

#### 【4】エネルギーの有効利用と地産地消を推進する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
再生可能エネルギーの導入支援により普及促進を図ります。	市民及び市内事業者のゼロカーボン推進設備の導入について、補助金交付を行いました。 (申請件数) 市民：197件、事業者：51件 第5章資料編に詳細記載	◇	◇	○	環境エネルギー室
事業者の再生可能エネルギー等の導入を支援します。	太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電の導入に関して、関係部署との調整や関係法令の手続き案内等の支援を行いました。		◇	○	環境エネルギー室
公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進します。	直営方式により万野住宅E棟、PPA事業により芝川中学校及び富士見小学校に太陽光発電設備を導入しました。また、富士根交流センターでのPPA実施に向けて協議を行い、方針決定しました。		◇	○	環境エネルギー室
エネルギーを有効利用するため蓄電池などの導入を支援します。	市民及び市内事業者のリチウムイオン蓄電池の導入について、補助金交付を行いました。 (申請件数) 市民：133件、事業者：1件 第5章資料編に詳細記載	◇	◇	○	環境エネルギー室

バイオマスエネルギーの利活用について調査・研究を行います。	既存堆肥製造施設を活用した事業について、関係部署との連絡調整、意見・確認事項の協議を行いました。		◇	○	農業政策課 環境 エネルギー室
小水力発電について調査・研究し導入を支援します。	小水力発電導入に関して、関係法令の確認、現地調査の実施、手続きについての案内を実施しました。	◇	◇	○	環境 エネルギー室
再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努めます。	小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドラインを改定し、計画から処分までの手続きや遵守すべき事項を明確化しました。 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドラインに基づき、抑制区域内の大規模な太陽光発電設備の抑止について適正な説明に努めました。			◎	環境 エネルギー室
自立分散型エネルギーシステムの構築を推進します。	環境新聞などで自立分散型エネルギーシステムについて情報収集を行いました。			△	環境 エネルギー室
地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。 (再掲)	地域循環共生圏の部会において、市域での再生可能エネルギーの普及方法や地元電力会社の利用促進について研究しました。	◇	◇	○	環境 エネルギー室

## 基本目標 2 自然環境



### ★富士山とともに豊かな自然を守り環境保全を推進し、自然共生社会の実現を目指します

それぞれの取組施策に対し、施策項目、実施内容、協働の判断、自己評価、担当部署を記載します。

#### 取組施策

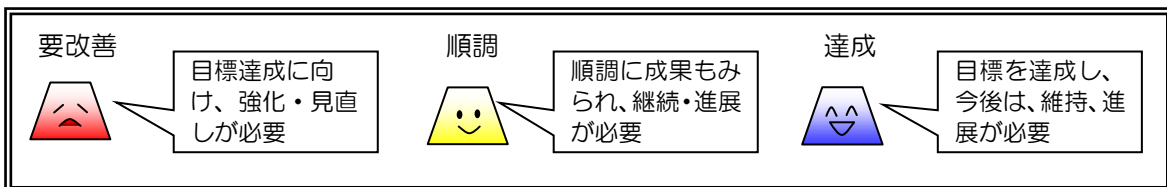
- 【1】いきものや植物との共生を図る
- 【2】身近な自然とふれあう
- 【3】森林や農地を保全する
- 【4】湧水を保全する

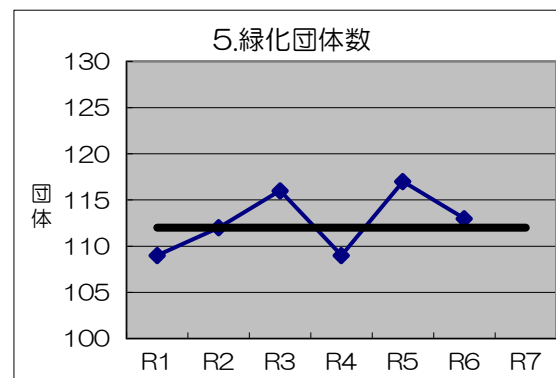
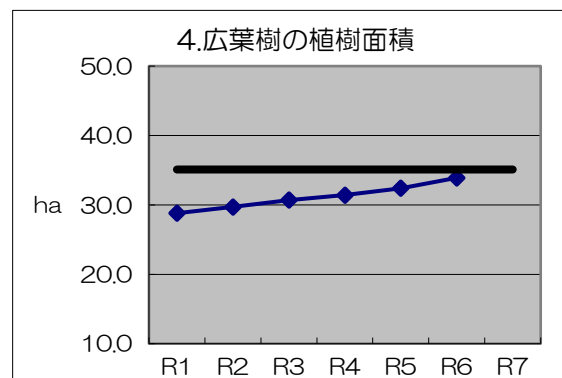
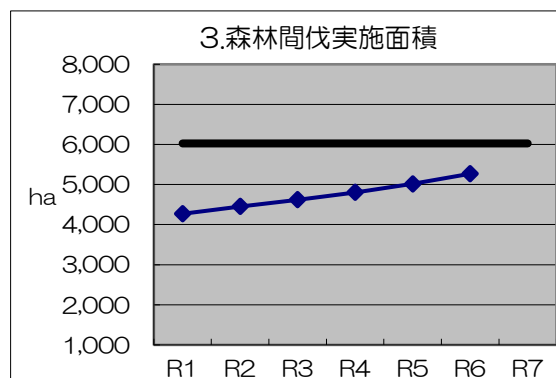
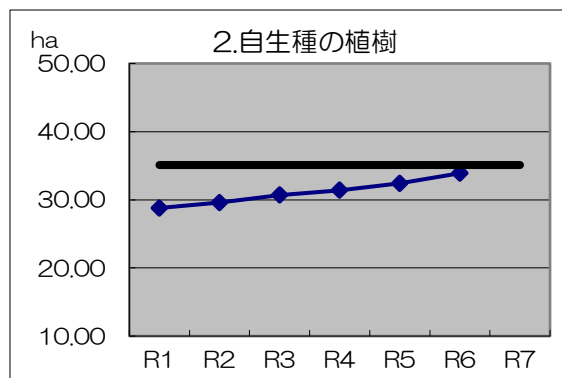
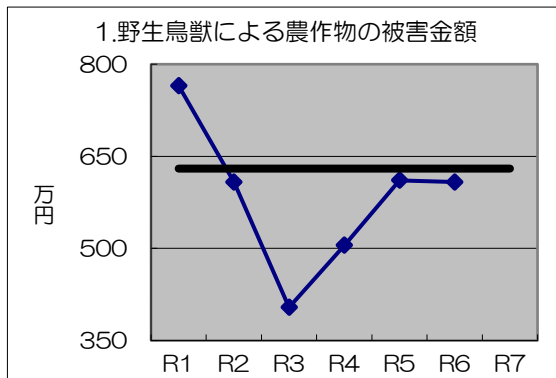


#### ■数値目標■

項目	単位	現状値 (R元年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	進捗度 評価	担当部署
1 野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	万円	765	608	630		農業政策課
2 自生種の植樹を進めます。	ha	28.8	33.9	35.1		花と緑と水の課
3 森林の間伐実施面積を増やします。	ha	4,271	5,269	6,026		農業政策課
4 伐採地への広葉樹の植樹を進めます。	ha	28.8	33.9	35.1		花と緑と水の課
5 自然や緑・水に関する活動への関心を高めます。(緑化団体数)	団体	109	113	112		花と緑と水の課

#### ■評価





自然環境 市の施策の実施状況

【1】いきものや植物との共生を図る

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
自然環境を把握するため、有識者などと協力し自然調査を継続します。	富士宮市市域自然調査研究会に委託し、市域の動植物、地質、気象についての調査を継続して実施しました。	◇		○	花と緑と水の課
自然環境の状況を把握し、自然監視員の協力を得て定期的にパトロールを行います。	自然環境の状況を把握するため、自然監視員26名によるパトロールを毎月実施しました。	◇		○	花と緑と水の課

生物多様性保全対策を推進し、希少野生動植物の保全に努めます。	富士宮市での生物多様性地域戦略策定を見据え、民間団体と勉強会を行いました。	◇		○	花と緑と水の課
特定希少野生動植物やホテルの保護活動を行う団体を支援します。	特定希少野生動植物の保護活動をしている2団体に活動費の助成を行いました。	◇		○	花と緑と水の課
	ホテルの保護・育成をとおした自然環境保全活動を行う5団体に奨励金を交付しました。	◇		○	観光課
登山客に対して自然環境や登山などに関する指導やPRを行います。	7月10日から9月10日までの富士山開山期間中に富士宮口五合目に登山ナビゲーターを配備し、安全登山や環境保全について指導しました。	◇		◎	観光課
特定外来生物が生態系に与える影響について啓発を行います。	市内で目撃のあった特定外来生物のチラシを作成し、啓発を行いました。	◇		○	花と緑と水の課

## 【2】身近な自然とふれあう

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
有識者や市民団体と連携して自然観察会や自然保護活動を実施します。	有識者の協力を得て、西臼塚山林と天神山自然観察の森で自然観察会を実施しました。	◇		○	花と緑と水の課
坪庭や親水公園などの活用を進めます。	「富士宮湧水・坪庭マップ（平成25年8月作成）」を随時更新しながら、ホームページなどを通じて啓発・広報を行いました。	◇		△	花と緑と水の課
富士山や朝霧高原、田貫湖などの自然を生かしたエコツーリズムを推進します。	タクシーや自転車での朝霧高原エリアなどのツアー情報等について、国内外に向けてPRをしました。	◇		○	観光課

## 【3】森林や農地を保全する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
富士山在来の樹木の種子から苗を育て、植樹などを通じて自然林の再生を進めます。	富士山自生種（広葉樹）から種子を採取し、播種（種まき）と育苗を1,000本行いました。育った苗木は、自然保全団体と協力し、富士山麓へ植樹しました。			○	花と緑と水の課
市有林は、森林認証を受け地域の森林の模範となるよう、環境に配慮した健全な森林の育成を進めます。	近隣市と林業事業者で森林認証をグループ取得しました。また、市有林経営計画の認定に沿って適正な管理・育成を実施しました。		◇	○	農業政策課

森林の管理育成を進めるため、自然環境への影響に配慮し林道の整備を行います。	県営事業の林道天子ヶ岳線開設工事や市単独林道事業の工事において自然環境負荷の少ない工法や自然植生を利用した工事施行を行いました。			○	農業政策課
森林整備を推進します。(再掲)	健全な森林整備を推進し254haの間伐を行いました。	◇	◇	○	農業政策課
間伐などの森林に関する支援を行います。	国や県や市の補助事業の活用を支援しました。		◇	○	農業政策課
水資源かん養を目的に広葉樹林への転換拡大を進めます。	植樹祭を行い、富士山麓へ自生種の広葉樹の苗木を植樹しました。	◇	◇	○	花と緑と水の課
河川の利水・治水機能と自然保護の両立を図りながら、必要に応じて河川工事を実施します。	治水と自然保護の両立を図りながら施工を行う必要のある工事箇所がありませんでした。			×	河川課
保存樹・保存樹林の保全に努めるとともに、新たな指定も検討します。	保存樹42本、保存樹林19か所について、所有者等の協力のもと、周辺住民の理解を得ながら指定を継続しています。	◇		○	花と緑と水の課
富士山富士宮口五合目へのマイカー規制を、関係機関と協力して進めます。	7月10日から9月10日まで富士山スカイライン登山区間において、マイカー規制を実施しました。	◇		◎	観光課
富士山の美化を進め、ボランティアによる富士山の登山道や観光地の清掃を進めます。	富士山の開山期間中に、富士山クリーン月間としてボランティア清掃の支援を実施しました。			◎	観光課
富士山の自然と環境を守る会を通じて周辺自治体と連携し、富士山の自然環境保全に取り組みます。	富士市・御殿場市・裾野市・小山町と連携し、富士山憲章推進等の活動への参画を行いました。	◇		○	花と緑と水の課
富士箱根伊豆国立公園区域内では、国、県などと協力して車両乗り入れ防止パトロールなど自然環境の保全に向けた取組を推進します。	富士山自然環境保全連絡会議により、オフロード車等の乗り入れ状況に関する情報を収集しました。			○	花と緑と水の課
富土地域材の利用を促進し、森林環境の保全に努めます。	富土地域材を使用した新築木造住宅取得者を対象として補助事業を実施しました。さらに、森林認証制度で認証された木材の利用拡大にも努めました。	◇		○	農業政策課
公共施設整備の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に配慮します。	公共事業で使用される資材調達において、富土地域材の活用の促進啓発に努めました。			○	農業政策課
市民農園などの利活用の促進や農業体験学習を実施します。	市民農園を市のホームページに掲載し、利用促進を行いました。また、定年帰農集団「新鮮組」と協力し、農業学習体験講座を6回実施しました。	◇		○	農業政策課

減農薬・減化学肥料等、環境にやさしい農業を推進します。	有機農業を行う3団体に対して助成を行いました。(対象面積:3,406a、市交付額:1,021,800円)	◇		○	農業政策課
農林産物の被害防止のため、猟友会及び関係団体や国・県と連携して有害鳥獣対策に取り組めます。	有害鳥獣被害対策事業として有害鳥獣被害対策実施隊や猟友会と有害鳥獣捕獲を行いました。	◇		○	農業政策課
遊休農地では景観作物の栽培や草刈りの実施などを奨励し、農地景観の維持・形成を図ります。	多面的機能支払交付金事業において、市内6地区の集落による農地や農道、水路の維持、草刈、草花植栽、景観作物作付けなどを支援しました。(対象面積:17,052a、市交付額:1,970,167円)	◇		○	農業政策課
耕作放棄地を再生し、農地としての利用を図ります。	荒廃農地再生・集積促進事業において、申請を1件受付し、雑草除去や土壌改良のための資材散布等に係る費用の一部を助成しました。(対象面積:30.46a、市交付額:327,740円)			○	農業政策課

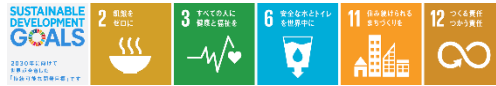
【4】湧水を保全する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
保存湧水池の保全に努めるとともに、新たな指定も検討します。	保存湧水池16か所について、所有者等の協力のもと、周辺住民の理解を得ながら指定を継続しました。	◇		○	花と緑と水の課
水源保全監視員と協力して、定期的に湧水池の水温や水量などを監視します。	月1回、湧水池23か所の水量・水温等の監視を行いました。	◇		○	花と緑と水の課
地下水の保全を図るため、県・市条例に沿って地下水の適正利用を進めます。	静岡県地下水の採取に関する条例及び富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例に基づき、地下水の適正利用を進めました。			○	花と緑と水の課
県が行う、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての調査に協力します。	地下水、湧水等の採水地区の選択、日程調整、採水に随行するなど協力しました。			○	生活環境課



(植樹祭)

## 目標 3 生活環境



### ★生活環境の保全を図り、安全で快適な環境への取組を推進します

それぞれの取組施策に対し、施策項目、実施内容、協働の判断、自己評価、担当部署を記載します。

#### 取組施策

- 【1】まちをきれいにする
- 【2】公害の発生を未然に防ぐ
- 【3】河川や水を保全する

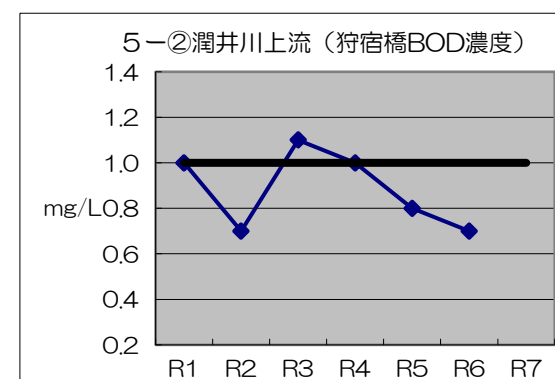
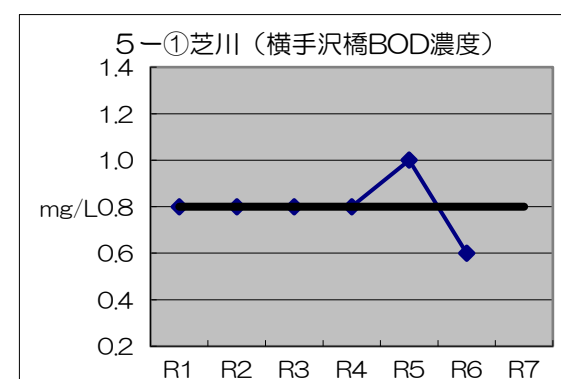
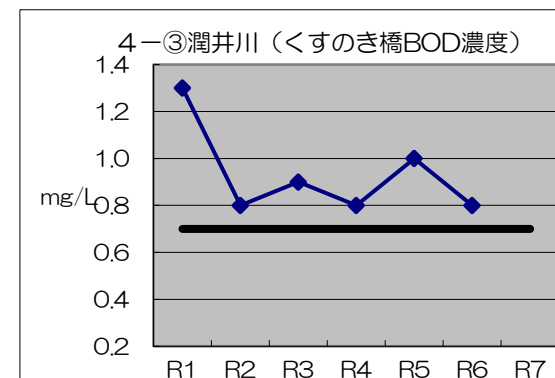
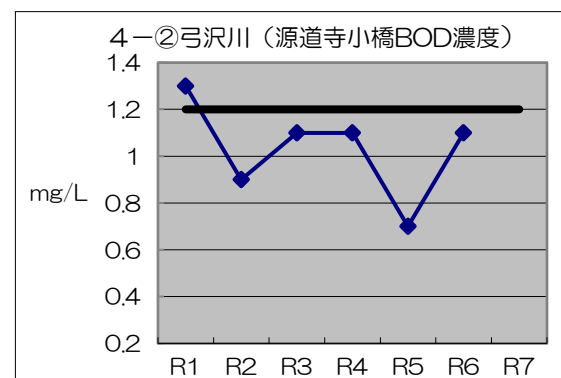
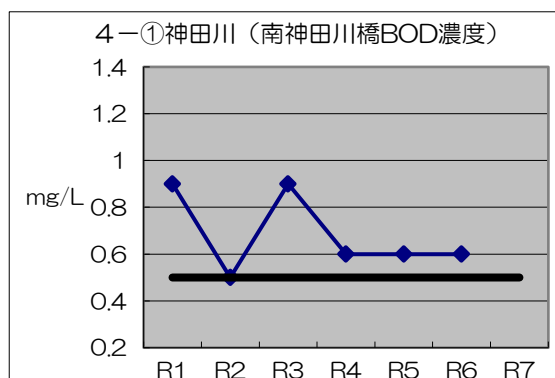
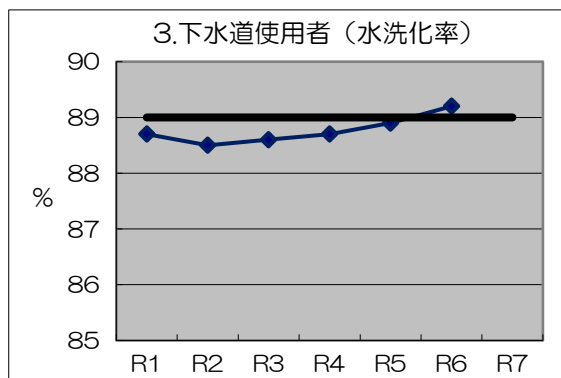
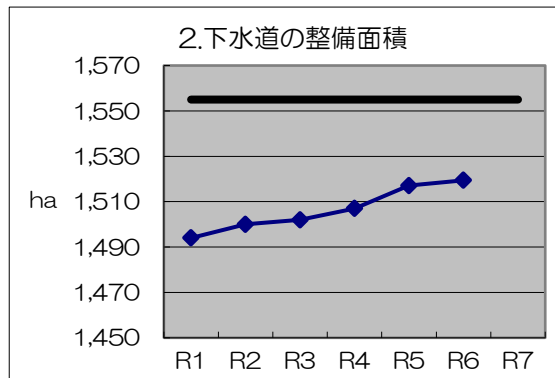
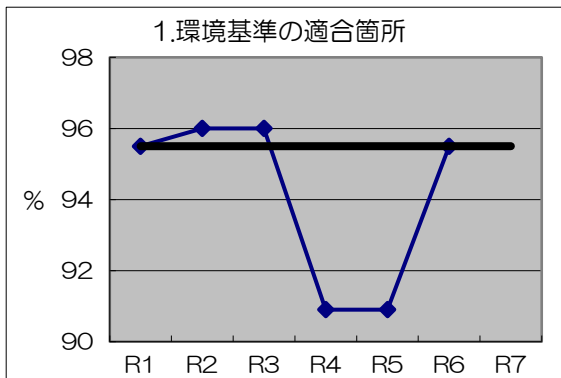


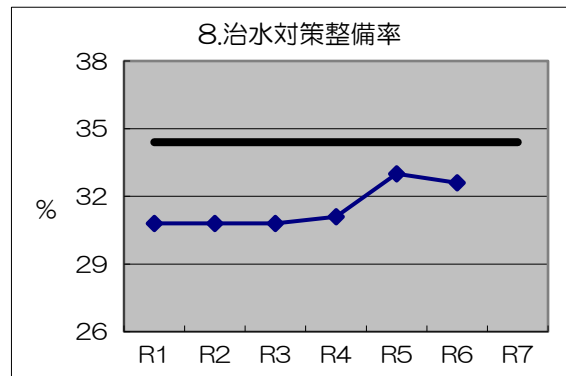
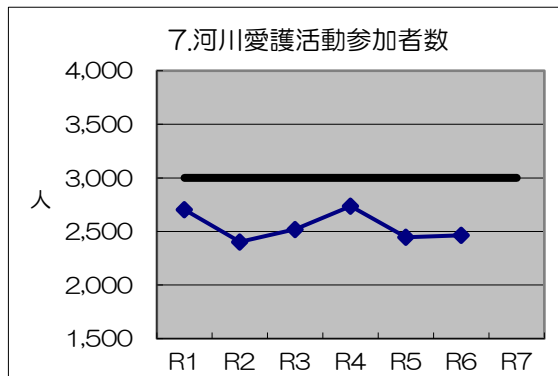
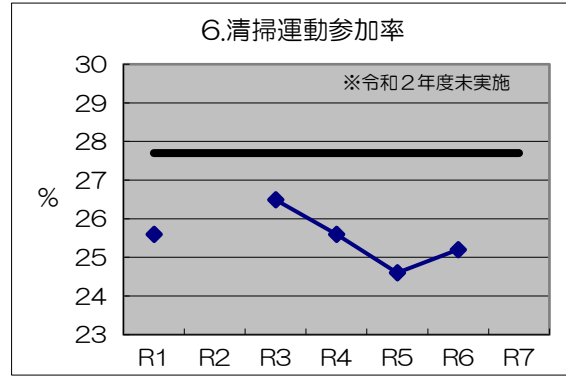
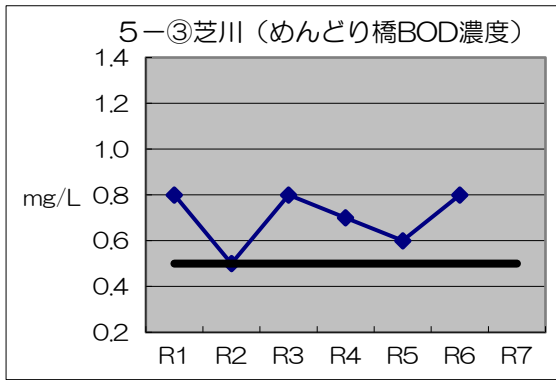
#### ■数値目標■

項目	単位	現状値 (R元年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	進捗度 評価	担当部署
1 主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を維持します。	%	95.5	95.5	95.5		生活環境課
2 下水道の整備を進めます。	ha	1,494	1,519	1,555		下水道課
3 下水道を使用する人を増やします。(水洗化率)	%	88.7	89.2	89.0		下水道課
4 下水道区域内の河川の水質を良くします。(BOD濃度)	mg/L	0.9	0.6	0.5		生活環境課 下水道課
① 神田川(南神田川橋)	mg/L	1.3	1.1	1.2		
③ 潤井川(くすの木橋)	mg/L	1.3	0.8	0.7		
5 下水道区域外の河川の水質を良くします。(BOD濃度)	mg/L	0.8	0.6	0.8		生活環境課 下水道課
① 芝川(横手沢橋)	mg/L	1.0	0.7	1.0		
③ 芝川(めんどり橋)	mg/L	0.8	0.8	0.5		
6 清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	%	25.6	25.2	27.7		生活環境課
7 河川愛護活動に参加する人を増やします。	人	2,703	2,465	3,000		河川課
8 市街地の治水対策を進めます。(公共下水道(雨水)認可区域内整備率)	%	30.8	32.6	34.4		下水道課

#### ■評価

<p>要改善</p> <p>目標達成に向け、強化・見直しが必要</p>	<p>順調</p> <p>順調に成果もみられ、継続・進展が必要</p>	<p>達成</p> <p>目標を達成し、今後は、維持、進展が必要</p>
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------





生活環境 市の施策の実施状況

【1】まちをきれいにする

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
環境美化活動を推進するため、住宅地周辺や用水路などの一斉清掃を実施します。	第60回清掃運動を実施しました。市民の参加は、115区で31,882人、職員の参加は、107人でした。回収量は、土砂73.41トン、可燃・不燃ごみなどが12,011トンで計86,791トンでした。 (実施期間4月20日から24日まで)	◇		○	生活環境課
地域内の環境美化を図るため、環境衛生自治推進協会と協力してごみ一掃作戦を実施します。	第45回ごみ一掃作戦を実施しました。参加状況は、124区(28,097人)が参加し、搬入車両71台で回収したごみの量は、可燃物5.57トン、不燃物2.26トンの計7.83トンでした。(環境衛生自治推進協会から各世帯へごみ袋を59,312枚配布) 事業者・団体に協力を呼びかけ、9事業者の参加がありました。	◇	◇	◎	環境企画課
沿道への植栽、花壇作りなどの活動に対して、苗の提供などを支援します。	「第35回花壇づくりコンクール」の開催や「美しい花いっぱい町づくり市民活動補助金」による支援等を行い、花いっぱいのまちづくりを推進しました。	◇	◇	◎	花と緑と水の課

公園などの公共施設の花壇の植え付けや管理を、市民と協働で行うなどの市民活動を推進します。	「富士宮花の会」、「芝川花そう会」などの市民活動団体や「各小中学校」が主体となって、道路・公民館・学校等の公共用地花壇の手入れ・管理を持続的に行っています。	◇		◎	花と緑と水の課
防災対策及び緑化推進を目的として生垣を設置する住宅などに対して補助を行います。	ブロック塀等の安全確保事業費補助金とともにチラシやホームページで募集を行い、生垣設置事業において、2件(32万1,000円)を交付しました。	◇		○	建築住宅課
花、水、人の文化を生かしたイベントを開催します。	「水の日記念事業」及び「第59回緑化祭花木市」を実施しました。	◇	◇	◎	花と緑と水の課
地域に住む人が利用する道路は、利用者主体の維持管理を進めます。	国道においてはボランティアサポートプログラムを活用して、市内にある国道139号周辺の清掃を行いました。	◇		◎	道路課
市道沿線の草刈り・樹木の剪定などを実施します。	幹線市道沿線の草刈り(100路線)及び樹木等の剪定(23路線)を実施しました。			◎	道路課
富士宮駅周辺は、交通事業者と協力して清掃活動を行い、清潔な状態を保ちます。	駅南及び駅北バスターミナルの清掃を実施しました。 また、市職員並びにバス及びタクシー事業者と協力し、周辺の日常的なごみ拾いを実施しました。		◇	○	都市整備課
観光客にごみの分別収集や清潔なトイレの利用を呼びかけます。	富士登山安全啓発チラシ等を配布し、トイレの利用マナーを啓発しました。	◇	◇	◎	観光課
不法投棄の防止に向けた看板の配布や、パトロールを定期的実施し早期発見に努めます。	ごみ不法投棄禁止看板を120枚作製し、市民に配布、設置してもらうことで、不法投棄の防止に努めました。また、毎週1回、18名のパトロール隊員が6班(6地区)に分かれてパトロールを実施し、不法投棄の早期発見に努めました。 実施回数43回 不法投棄発見件数 67件	◇		○	生活環境課
不法投棄された廃棄物は、排出者に適正な処理を指導します。排出者が不明の場合には、土地所有者に対して適正な処理を指導します。	市民からの通報や環境美化推進委員からの報告、富士山麓環境パトロールの際に発見された不法投棄物は、投棄者が分かった場合、分からなかった場合、それぞれ適正に対応し処理しました。 不法投棄処理量 5,400kg			○	生活環境課

【2】公害の発生を未然に防ぐ

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
環境測定を定期的実施し、公害の未然防止と早期発見に努めます。	大気測定局3局、道路騒音4か所、道路振動5か所、河川36か所、井戸水5か所、湧水10か所、工場排水延べ63か所、ダイオキシン類3か所で環境測定及び監視を行いました。			○	生活環境課
大規模な大気の固定発生源について、情報収集に努めます。	ばい煙発生施設を設置している事業場62事業場に燃料使用量をアンケート調査し、固定発生源の情報収集を行いました。			○	生活環境課
工場・事業場などからの排水に関して、関係機関と協力して適正処理を進めます。	静岡県と協力して水質汚濁防止法に基づき、28事業場に立入調査を実施しました。			○	生活環境課
土地利用や特定建設作業届出時、事業者へ指導を行います。	周辺住民への工事・事業内容の説明及び、周辺環境の保全について指導しました。			○	生活環境課
土壌汚染データが検出された場合は、事業者や県が行う現地調査に協力します。	土壌汚染の地域指定はありませんでした。			○	生活環境課
特定粉じん排出作業の届出の受付を行い、アスベスト飛散防止に努めます。	特定粉じん排出作業の届出6件を受付し、県に進達しました。			○	生活環境課
関係機関に情報を提供し、アスベストの飛散防止に協力します。	建材のアスベスト含有に関する相談の際、検査機関やアスベスト除去工事等に関する情報提供を行いました。		◇	○	建築住宅課
	関係機関等に対し、アスベストの法改正等について周知啓発を行いました。			○	生活環境課
環境保全協定を締結し、公害防止などに万全を期します。	環境保全協定及び公害防止協定を47事業場と締結しています。			○	生活環境課
環境調査の結果や環境汚染問題の状況に応じて周知、指導をします。	環境調査の結果については、環境白書にて公表しています。令和6年度は、光化学オキシダントの注意報発令及びPM2.5の注意喚起情報発表はありませんでした。環境問題が発生した時には、原因調査を行い指導します。			○	生活環境課
環境問題が発生した際は、対策の促進、当事者間での理解などにより解決を図ります。	公害苦情79件に対し、必要に応じて関係機関と協力し、改善指導等により解決を図りました。			○	生活環境課
電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。(再掲)	公用車の運用にあたり、エコドライブの普及啓発を推進しました。		◇	○	契約管理課
	事務連絡や現地調査には、積極的に電気自動車を活用しました。			○	環境エネルギー室

【3】河川や水を保全する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
公共下水道の認可区域では、優先度の高い地域から計画的に整備を進めていきます。	生活環境の改善と公共水域の水質保全を促進するため事業計画区域内の公共下水道の整備を実施しました。			○	下水道課
星山浄化センターでは施設整備、維持管理を適正に進めます。	施設の安心・安全な運営のため、ストックマネジメント計画に基づき電気・機械設備の改築に向けた設計業務作業を実施しました。		◇	◎	生活排水処理センター
公共下水道の整備済み地域では、接続率の向上を目指して市民へPRなどを行います。	下水道供用区域における接続促進として、戸別訪問・ポスターコンクールなどで市民へPRしました。			○	下水道課
合併処理浄化槽を設置する家庭に対して補助を行います。	生活雑排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置整備の補助を実施しました。			○	下水道課
河川清掃を市民と協力し実施します。	富士川流域河川一斉清掃等、市民と協力して河川清掃を行いました。	◇		○	河川課
河川愛護団体などと協力して、河川の愛護や美化に関する活動を支援します。	リバーフレンドシップ制度等を通し、清掃活動後のごみの処理等、各河川愛護団体の活動を支援しました。	◇		○	河川課
動植物が生息・生育しやすい川づくりに努めます。	河川愛護活動を通し、河川清掃や河川美化啓発活動を行うことにより、河川のごみの削減に努めました。	◇		○	河川課
芝川に生育している川のりについて、関係機関とともに調査します。	昭和62年度から継続して、芝川のりの分布、生育状況調査について、8月に延べ16か所の調査を行いました。			○	生活環境課
	郷土の宝物として、保護や育成、環境条件に関する調査・研究を行いました。	◇	◇	○	食のまち推進室

## 基本目標 4 循環型社会



### ★ごみの排出抑制と資源化を推進します

それぞれの取組施策に対し、施策項目、実施内容、自己評価、協働の判断、担当部署を記載します。

#### 取組施策

- 【1】ごみの排出量を抑制する
- 【2】ごみの資源化を推進する
- 【3】ごみの適正な処理をする

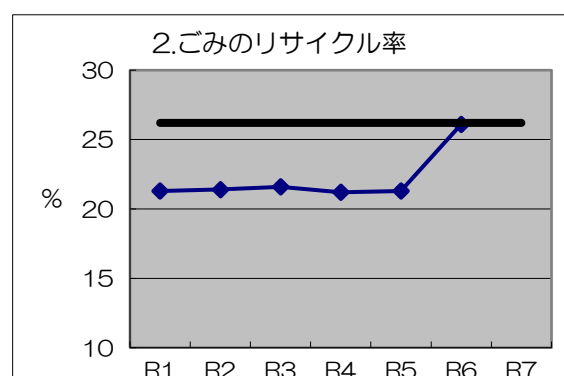
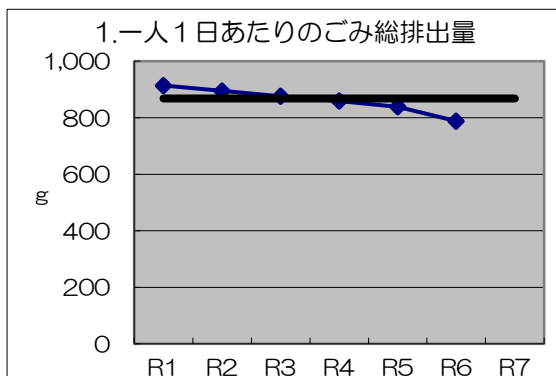


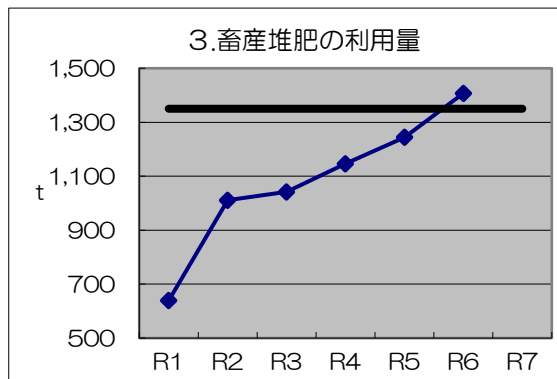
#### ■数値目標■

項目	単位	現状値 (R元年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	進捗度 評価	担当部署
1 1人1日当たりのごみ総排出量を減らします。	g	914	788	868		生活環境課
2 ごみのリサイクルを進めます。	%	21.3	26.1	26.2		生活環境課
3 畜産堆肥の利用量を増やします。	t	639	1,407	1,350		農業政策課

#### ■評価

<b>要改善</b>  目標達成に向け、強化・見直しが必要	<b>順調</b>  順調に成果もみられ、継続・進展が必要	<b>達成</b>  目標を達成し、今後は、維持、進展が必要
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------





循環型社会 市の施策の実施状況

【1】ごみの排出量を抑制する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。	一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和6年度実績報告を作成し、富士宮市ごみ減量化等推進市民懇話会において数値目標の達成状況や、施策の実施状況など計画の進捗状況について確認、評価を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進しました。	◇		○	生活環境課
マイバッグの利用促進など、ごみの減量に向けた意識啓発を行います。	出前講座等でレジ袋削減の周知やマイバッグ利用の意識啓発を行いました。	◇	◇	○	環境エネルギー室
ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。	清掃センターを利用する事業者向けチラシを配布し、再利用や再資源化の検討を促しました。	◇	◇	○	清掃センター
食品ロスを削減し、ごみダイエツプロジェクトの取組を推進します。	ごみダイエツプロジェクトの取組の中で、食品ロス削減のため「生ごみの水キリ、食材の使いキリ」、「食事の食べキリ」などについて周知・啓発し、清掃センターに搬入されるごみの削減に取り組みました。	◇	◇	○	生活環境課
海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を推進します。	出前講座、環境フェアなどで周知・啓発を行いました。	◇	◇	○	生活環境課

【2】ごみの資源化を推進する

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
環境負荷の少ない製品等を購入します。(再掲)	物品単価表にグリーン商品等、エコ欄を設け表示しました。また、単価契約品以外の物品についても積極的な購入について推進しました。		◇	○	契約管理課

公共施設や公営住宅などの建築の際は、建物解体時のリサイクルなどに配慮します。	建設及び解体時に発生した建材等はリサイクル処理に努めました。		◇	○	公共建築課
不用品を再利用するため、不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫の活用を進めます。	不用品を再利用するため、不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫を円滑に運営するよう努めました。	◇		○	市民生活課
市民団体による古紙等の集団回収活動を支援します。	古紙、牛乳パック、アルミ缶などの集団回収を行った団体に、回収量1kgに対し3円の古紙等リサイクル活動奨励金を交付し、活動を支援しました。 (実績 760団体 回収量1,973トン)	◇		○	生活環境課
古紙などの回収ボックスを公共施設などに設置し資源化を行います。	市内31か所に設置された古紙回収ステーションで古紙などの回収を行い、回収された古紙を再資源化しました。 (回収量720トン)	◇		○	生活環境課
プラスチック類などは、新たな分別収集、資源化を検討します。	令和6年4月からプラスチックの分別収集を開始しました。			○	生活環境課
市で回収した資源ごみは、資源化します。	市で収集した資源ごみは、分別品目ごとに再資源化しました。 (回収量内訳) ・びん 596.38トン ・かん 227.06トン ・スプレーかん 32.46トン ・ペットボトル 324.17トン ・プラスチック 1094.57トン、 ・紙パック 17.56トン			○	生活環境課
施設や都市公園などから発生するせん定枝は、まき用材料や木材チップに加工し活用します。	清掃センターに搬入されたせん定枝は、まき用材料などに資源化しました。			○	清掃センター
	都市公園から発生したせん定枝の一部は、まき用材料に資源化し活用しました。	◇		○	花と緑と水の課
道路の改良や修繕は、再生資材の利用を進めます。	道路改良工事等において、舗装材・盛土材として、再生材料を利用し、構造物取壊しによる建設廃材はリサイクル施設へ処理・運搬をしました。			◎	道路課
下水処理汚泥は、セメント原料化や堆肥化などにより有効活用を進めます。	浄化センターで発生する汚泥は全量資源として再利用しました。		◇	◎	生活排水処理センター
食と環境の調和による地域環境の保全に取り組むため、循環型システムの確立を図ります。	食品ロスの削減の一助として、地元の食材を美味しく食べる地産地消を講座等で促しました。	◇	◇	◎	食のまち推進室
	食品関係企業を訪問した際に、食品残さの堆肥化等の循環型システムについて説明し、取組を促しました。			△	商工振興課
	食品ロス問題やたい肥の流通などについて、富士宮市地域循環共生圏推進協議会の部会において、意見交換会を実施しました。			△	環境エネルギー室

<p>耕畜連携による堆肥の利用を推進します。</p>	<p>畜産堆肥を利用した耕種農家に対して堆肥購入の補助を実施しました。(実績 1407.2 トン)</p> <p>水田に残された稲わらを回収し畜産堆肥と交換する取組を推進しました。(回収した稲わら 20,704 kg・散布した畜産堆肥 49 トン)</p>		◇	○	農業政策課
<p>生ごみの水切りを推奨し、堆肥化や減量化の方策を検討します。</p>	<p>市民に対し、広報、ホームページ、出前講座などで、生ごみの水キリについて啓発を行いました。</p>	◇	◇	○	生活環境課
<p>資源ごみの回収方法、分別方法などの見直しを検討し、適切な分別収集を実施します。</p>	<p>令和6年4月からプラスチックの分別収集を開始しました。</p>		◇	○	生活環境課

【3】ごみの適正な処理をする

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
<p>環境美化推進委員と連携し、地域を中心とした環境活動を推進します。</p>	<p>環境美化推進委員133人が、各地区のごみ集積所などの監視や状況報告、地域の見回りなどを実施しました。</p>			◎	生活環境課
<p>ごみ処理施設は、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。</p>	<p>ごみ焼却温度を850度以上に保ち、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制しました。</p>			○	清掃センター
<p>水銀使用製品を適正に処理します。</p>	<p>「蛍光管等水銀使用製品廃棄物」の分別収集を継続しました。 (回収量6,30トン)</p>			○	生活環境課
	<p>回収した水銀使用製品は、リサイクル業者において、適正に処理しました。 (処理量5,84トン)</p>			○	清掃センター
<p>一般廃棄物最終処分場の管理運営を適切に行います。</p>	<p>「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、適正な管理運営を行いました。</p>			○	清掃センター
<p>最終処分場整備については、技術革新や他市の状況を踏まえ調査研究をしていきます。</p>	<p>焼却灰の掘り起こし、処分場の嵩上げ、埋めた灰の締固めなど、処分場を再生する取り組みの調査、研究を行いました。</p>			○	清掃センター

## 基本目標 5 環境教育



### ★環境教育・環境学習、地域の環境活動を支援し、地域の環境情報を発信します

それぞれの取組施策に対し、施策項目、実施内容、協働の判断、自己評価、担当部署を記載します。

#### 取組施策

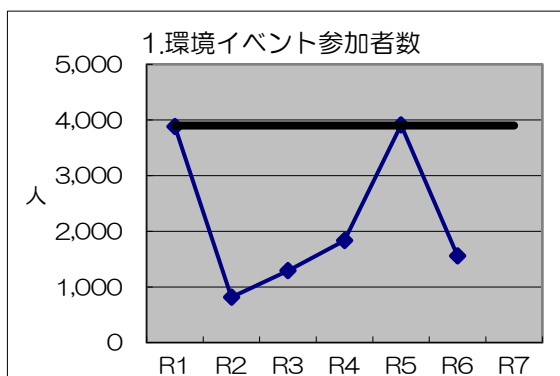
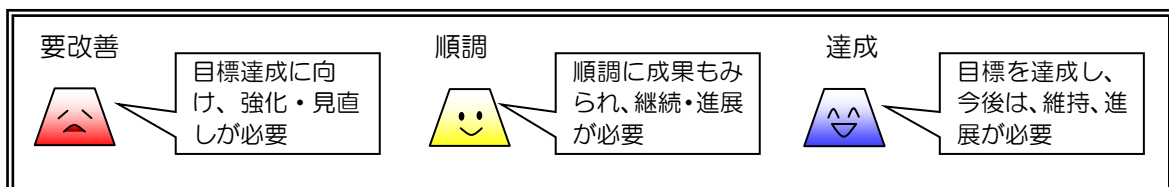
- 【1】環境について学び話し合う
- 【2】協働による環境活動を展開する
- 【3】環境の情報を発信する



#### ■数値目標■

項目	単位	現状値 (R元年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	進捗度 評価	担当部署
1 環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	人	3,881	1,557	3,900		環境 エネルギー室

#### ■評価



(アースキッズチャレンジ 温暖化ミニ講座)

環境教育 市の施策の実施状況

【1】環境について学び話し合う

施策項目	実施内容	協働		自己評価	担当部署
		市民	事業者		
小・中学校で、環境に関する体験や学習などに取り組みます。	小学校4年生では、社会科でゴミ処理の仕組みやリサイクルなどについて学習しました。 また、小・中学校において、富士山学習や自然教室等の行事で、富士山の自然環境等をテーマに体験的な学習に取り組みました。	◇		○	学校教育課
	アース・キッズチャレンジを実施し、参加児童が家族と共に省エネルギー活動等に取り組みました。 (参加校6校、参加者数523人) 地域に根差した環境教育として「宮エコキッズ環境教育」を実施しました。 (参加校8校 参加者数313人)	◇	◇	○	環境エネルギー室
小・中学生の環境問題への意識高揚を図るため、環境月間ポスターコンクールなどを実施します。	6月の環境月間に合わせて「地域の環境にやさしいまちづくり」をテーマに、環境月間ポスターコンクールを実施し、市内小中学校の児童生徒1,982人から応募がありました。	◇		○	環境エネルギー室
市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。	環境関連図書の収集に努め、関連図書を57冊新規に受け入れました。環境月間に合わせ、環境関連図書をテーマコーナーに展示し、貸出をしました。			○	図書館
こどもエコクラブの活動を支援します。	こどもエコクラブに登録しているクラブとこどもエコクラブ事務局との間の連絡調整を行いました。	◇	◇	△	環境エネルギー室
富士山環境交流プラザなどを活用し、環境に関するイベントやセミナーを開催します。	自然素材を使用した蚊取り線香づくりや、自然体験教室などの自主事業を実施しました。	◇		○	花と緑と水の課
施設めぐりや見学会などを行い、市民の環境への関心を深めます。	「環境探検隊」として、小学生及びその保護者を対象に、(株)アマダ富士宮事業所様で施設見学会を実施しました。 (8/9実施 参加者18人)			○	生活環境課
	ゴミ処理の仕組みやリサイクル等について説明し、焼却施設の見学を実施しました。施設説明用のDVD等の資料提供も行いました。 ・見学 学生(小・高) 16件 702人 一般 8件 190人 合計 24件 892人			○	清掃センター

施設めぐりや見学会などを行い、市民の環境への関心を深めます。	イベントや環境教育を通じて、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について周知啓発を行いました。	◇	◇	○	環 境 エネルギー室
	施設の長寿命化工事に伴う事故防止の観点から、施設見学の受入れを行いませんでした。			×	生 活 排 水 処理センター
学習情報の提供や学習活動を啓発します。	市民の環境学習を推進するため、富士山まちづくり出前講座や公民館の一般講座に環境関連のプログラムを取り入れました。(出前講座 20 回 718 人 公民館講座 3 回 31 人)			○	社会教育課
ESD の視点を取り入れた学校教育を実践します。	富士山学習で、「SDGs」をテーマに追究したこどもたちが、富士山学習発表会において、学習した成果や自分たちができることについて、他校のこどもたちや市民に発信し、意見交換を行いました。	◇		○	学校教育課

## 【2】協働による環境活動を展開する

施 策 項 目	実 施 内 容	協働		自 己 評 価	担 当 部 署
		市 民	事 業 者		
ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に、環境活動を行う団体とネットワークづくりに努めます。	地域循環共生圏事業の活動に参加・協力しました。	◇	◇	○	環 境 エネルギー室
事業者や市民団体などが行う環境活動について実態を把握します。	第3次環境基本計画の策定にあたり、市民及び事業者にアンケート調査を行い、環境に関する意識や取組状況について把握しました。	◇	◇	○	環 境 エネルギー室
各種環境関連団体などとの協働により、環境活動などのイベントを開催します。	ふじさんネットワークと連携し、「富士山ごみ減量大作戦」を実施しました。	◇		○	花と緑と 水 の 課
	ふじのみや地球温暖化対策地域協議会との協働によりリサイクルフェアを実施しました。	◇	◇	○	環 境 エネルギー室

## 【3】環境の情報を発信する

施 策 項 目	実 施 内 容	協働		自 己 評 価	担 当 部 署
		市 民	事 業 者		
毎年度、年次報告書を作成し公表します。	富士宮市環境白書を作成し、公共施設や学校等に配布し、ホームページ等で公表しました。			○	環境企画課

富士山環境交流プラザを環境学習及び環境保全活動などの情報提供の場として、活用します。	環境保護団体への活動場所の提供や自然体験教室などの自主事業を行いました。			○	花と緑と水の課
市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。(再掲)	環境関連図書の収集に努め、関連図書を57冊新規に受け入れました。環境月間に合わせ、環境関連図書をテーマコーナーに展示し、貸出をしました。			○	図書館
保存樹、保存樹林、保存湧水池について情報提供を行います。	保存樹・保存湧水池の写真や位置図を掲載した冊子を希望者へ提供しました。			○	花と緑と水の課
光化学汚染の注意報やPM2.5の注意喚起情報を発信します。	光化学オキシダントの注意報の発令およびPM2.5の注意喚起情報の発表はありませんでした。			○	生活環境課
家庭ごみの収集方法や分別方法などを、ごみの収集日程表の配布や広報で情報提供をします。	ごみ収集日程表を全戸配布しました。併せて必要な市民に対し、各公共施設等でも受け取れるよう配布しました。生活環境課の窓口では、転入者に対し、ごみ集積所やごみの出し方などを説明し、分別排出などの周知に努めました。また、外国人に対しては、外国語表記のごみ収集日程表を配布しました。	◇		○	生活環境課
家電、パソコン及び自動車は、適正にリサイクルが行われるよう情報提供を行います。	ごみ収集日程表の裏面や市ホームページにて、適切なリサイクルに関する啓発や情報提供を行いました。			○	生活環境課
建設廃棄物のリサイクルの必要性や、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の周知等を徹底します。	資源の有効な利用確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、分別解体等及び再資源化等の促進の必要性を周知しました。	◇		○	建築住宅課
堆肥の利用を促進するため、堆肥生産農家のPRなどを行います。	畜産農家が生産した優良堆肥の情報を掲載した堆肥カタログを作成・配布し、利用について啓発しました。		◇	○	農業政策課



(環境探検隊 (株)アマダ富士宮事業所様)



(リサイクルフェア)

## 第3章 地球にやさしいまちプロジェクト

本章では、目指すべき環境像を実現するために市民、事業者が主体となって市と協働で取り組むプロジェクトとして5つのプロジェクトを設定しています。

各プロジェクトについて、SDGsのどの目標に結びつか、ロゴの表示を行いました。

★地球にやさしいまちプロジェクト1 環境教育の分野から  
「富士宮環境ネットワーク会議」プロジェクト

★地球にやさしいまちプロジェクト2 脱炭素社会の分野から  
「省&エネルギー」プロジェクト

★地球にやさしいまちプロジェクト3 循環型社会の分野から  
「ごみは富士宮の宝」プロジェクト

★地球にやさしいまちプロジェクト4 自然環境の分野から  
「富士山の自然を継承する」プロジェクト

★地球にやさしいまちプロジェクト5 生活環境の分野から  
「“川いい市” 日本一きれいな水」プロジェクト



富士山を守り、未来につなぐ。

**富士山SDGs** | SDGs  
未来都市  
富士宮市

# 地球にやさしいまちプロジェクト1

## 「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト



### ★プロジェクトの目的

地球環境問題について、環境の様々な分野で活動している個人や団体との交流を深め、環境の現状を知ることや意識や関心を深めることなど、環境活動のネットワークの強化を目指し、本市のより良い環境を未来へ引き継ぎます。

- ☆環境や産業などの分野から連携・協力により環境活動が活発なまち
- ☆環境への知識や関心が高く、情報発信が活発なまち

それぞれの取組施策に対し、取組項目、実施内容、担当部署を記載します。

#### (1) 市の取組状況

取組項目	実施内容	担当部署
親子で参加できる環境イベントなどの企画を立案する。	富士山環境交流プラザにおいて、森の中を親子で散策する春みっけ！ちびっこさんぽ、自然素材を使った草木染体験など、合計20回の環境イベントを開催し、計548人の参加がありました。 また、有識者の協力を得て、西臼塚山林と天神山自然観察の森で自然観察会を実施しました。	花と緑と水の課
高校や大学と連携した環境学習を推進する。	高校や大学と連携した環境学習の取組は、ありませんでした。	環境エネルギー室
環境活動の発表や意見交換会など、環境団体とのネットワーク化を図り情報を共有する。	環境課題を地域主体で取り組むための共通ビジョンの見直しのため、環境に関心のある市民や事業者と共に地域課題について話し合うマンダラワークショップを開催しました。	環境エネルギー室
環境イベントや体験学習、見学会について情報発信する。	富士山環境交流プラザ自主事業について広報ふじのみや、新聞掲載依頼のほか、市内各出張所、公民館、図書館等公共施設へチラシ配置を依頼しました。	花と緑と水の課
	環境活動を取りまとめた冊子を作成し、小・中学校へ配布しました。また、リサイクルフェアや出前講座で環境に関する啓発を行いました。	環境エネルギー室

(2) 市民・事業者の取組状況

取組項目	実施内容	実施主体
市民、事業者、市と協働イベントを開催する。	リサイクルフェアを開催し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について周知啓発を行いました。	ふじのみや 地球温暖化対策地域協議会
ふじのみや地球温暖化対策地域協議会に参画し、環境活動等へ協力する。	ペットボトルキャップをリサイクル資源として回収しました。	ふじのみや 地球温暖化対策地域協議会
地域での環境活動について情報発信する。	私たちの住むまちからごみを一掃し、快適な生活環境を守ることを目的に、環境美化運動「環境自協ごみ一掃作戦」を実施しました。	環境衛生自治推進協会



(環境月間ポスターコンクール)



(リサイクルフェア・ペットボトルキャップ回収)

## 地球にやさしいまちプロジェクト2

### 「省&エネルギー」プロジェクト



#### ★プロジェクトの目的

家庭レベル、事業所レベルでの省エネルギー対策への取組は、もはや当たり前となっていますが、さらに地球温暖化対策について理解を深めるとともに、さらなる取組が求められています。また、地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギーである「再生可能エネルギー」の普及が高まっていますが、導入については周辺環境や富士山の景観に配慮しながら推進し、脱炭素社会を目指します。

- ☆環境負荷をかけない省エネルギー行動に取り組むまち
- ☆自然の恵みを活かしたエネルギーを活用するまち

それぞれの取組施策に対し、取組項目、実施内容、担当部署を記載します。

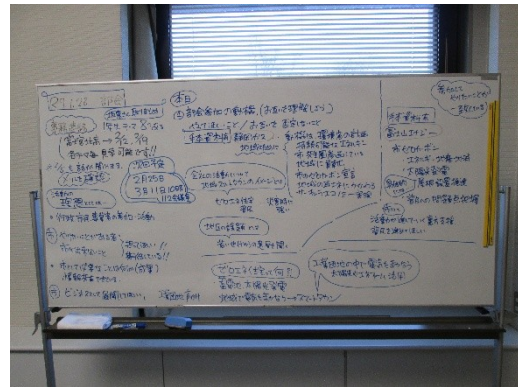
#### (1) 市の取組状況

取組項目	実施内容	担当部署
エネルギー使用削減に取り組む。	夏の節電対策として、5月1日から10月31日まで室温28℃設定、昼休みの執務室内や通路の消灯、エレベーターの使用制限、自動販売機は節電モードでの運転を要請するなどエネルギーの使用削減に努めました。	契約管理課 環境エネルギー室
	夏の節電対策に合わせ、全職員を対象に5月1日から10月31日まで「クールビズ」を実施し、上着やネクタイを着用しない軽装を推奨しました。	人事課
	脱炭素社会を啓発するため、クールチョイスのロゴ入りポロシャツ、ジャケットを斡旋し、地球温暖化防止の啓発に努めました。	環境エネルギー室
	環境マネジメントシステム管理者教育を実施しました。エネルギーの削減などについて説明資料を作成し、所属長による職員への環境教育を実施しました。	環境エネルギー室
省エネルギー行動や効果に関する情報を提供する。	イベントや出前講座等により省エネルギーに関して情報提供を行いました。	環境エネルギー室
省エネルギー設備の導入に対し助成する。	ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により、市民のZEHの導入、事業者の省エネ設備の導入に対し補助金交付を行いました。	環境エネルギー室

<p>住宅や建物などへの再生可能エネルギーの導入支援と公共施設への導入を促進する。</p>	<p>ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業により、市民及び事業者の創エネ・蓄エネ設備の導入に対し補助金交付を行いました。 直営方式により万野住宅E棟、PPA事業により芝川中学校及び富士見小学校に太陽光発電設備を導入しました。</p>	<p>環境エネルギー室</p>
---	--	-----------------

(2) 市民・事業者の取組状況

取組項目	実施内容	実施主体
<p>エネルギーに対する正しい知識を身につける。</p>	<p>地域循環共生圏の部会において、市域での再生可能エネルギーの普及方法や地元電力会社の利用促進について研究しました。</p>	<p>富士宮市 地域循環共生圏推進協議会</p>
<p>環境にやさしい商品等を選ぶ。</p>	<p>レジ袋削減の周知やマイバック利用の意識啓発を行いました。</p>	<p>ふじのみや 地球温暖化対策地域協議会</p>



(地域循環共生圏 部会活動)

## 地球にやさしいまちプロジェクト3

### 「ごみは富士宮の宝」プロジェクト



#### ★プロジェクトの目的

市民一人ひとりが「ごみを減らす」、「再利用や資源化を考える」など、ごみ処理の現状について理解し、「ごみは宝」となるように、分別ルールを守り地域を中心とした資源回収やリサイクルボックスを活用します。

☆ごみの排出抑制と資源の有効利用が進むまち

☆地域内で資源が循環しているまち

それぞれの取組施策に対し、取組項目、実施内容、担当部署を記載します。



#### (1) 市の取組状況

取組項目	実施内容	担当部署
ごみダイエットプロジェクトの取組を推進する。	3カ月ごとに重点課題を設け、広報、ホームページなどを活用して市民・事業者にも周知啓発を行い、ごみの減量化・資源化のための取組を推進しました。	生活環境課
食品ロス削減のための取組を呼びかける。	広報、ホームページなどを活用し、「食材の使い切り」、「食事の食べ切り」、「生ごみの水切り」の3切り運動の啓発を行いました。	生活環境課
古紙や衣類などのリサイクルボックスの活用を呼びかける。	小学生を対象に、アース・キッズチャレンジで正しい分別方法や雑がみの分別回収、衣類革類回収ボックスの活用を呼びかけました。	生活環境課 環境エネルギー室
	ごみの分別や雑がみ回収などのリサイクル行動を推進するため、衣類革類回収ボックスと各階のリフレッシュルームに「クルボ」の二次元コードを掲示しました。	環境エネルギー室
	ごみ収集日程表や広報にて、古紙回収ステーションや衣類回収ボックスの活用を呼びかけました。 古紙回収量720トン 衣類回収量337トン	生活環境課
資源回収や集団回収の活動を支援する。	古紙、古布、牛乳パック、アルミ缶のリサイクルを行った団体に対して、1kgにつき3円の奨励金を交付しました。回収量合計1,973トン。	生活環境課
わかりやすいごみの収集日程表を作成する。	収集日程を見やすいように大きく表示し、市民に分かりやすく記載した令和7年度ごみ収集日程表を作成しました。	生活環境課

取組項目	実施内容	担当部署
正しい分別収集ルールを周知する。	出前講座で、ごみの分別や生ごみの水切り、雑がみのリサイクルについて周知しました。	生活環境課
	施設見学の際、小学生にごみの分別及び資源ごみの行方などの資料を提供し、周知しました。	清掃センター
	アース・キッズチャレンジのごみ分別ゲームにより、正しい分別収集ルールについて説明しました。	環境エネルギー室
中間処理の資源化を進める。	中間処理した金属類、自己搬入されたふとん類、剪定枝、古紙類の資源化を実施しました。 金属類561トン、ふとん類42トン、剪定枝23トン、古紙15トン	清掃センター

(2) 市民・事業者の取組状況

取組項目	実施内容	実施主体
資源回収や集団回収に参加する。	ペットボトルのキャップの回収を行い、リサイクル推進事業を実施しました。 (キャップ回収実績 令和6年3月から令和7年2月 合計850kg)	ふじのみや 地球温暖化対策地域協議会



(アース・キッズチャレンジ ごみ分別ゲーム)



温暖化防止のための県民運動  
ふじのくに COOL チャレンジ

## 地球にやさしいまちプロジェクト4

### 「富士山の自然を継承する」プロジェクト



#### ★プロジェクトの目的

富士山の自然環境は、自動車の排気ガスやごみのポイ捨て、不法投棄等による環境破壊が問題となっています。富士山の自然を守ることは、本市の環境を守ることに繋がります。低公害車の利用促進や観光客へのマナーの呼びかけ、不法投棄パトロールなどを実施し、豊かな自然環境を次世代に継承します。

- ☆美しい富士山ときれいな自然環境のまち
- ☆自然環境を守るため自ら行動するまち

それぞれの取組施策に対し、取組項目、実施内容、担当部署を記載します。

#### (1) 市の取組状況

取組項目	実施内容	担当部署
不法投棄パトロールを強化する。	富士山麓周辺を年間43回パトロールし、67件の不法投棄を発見しました。	生活環境課
登山者、観光客にごみのポイ捨て禁止やごみの持ち帰りを呼びかける。	富士山をいつまでも美しくする会の活動を通してごみのポイ捨て禁止やごみの持ち帰りを呼びかけました。	観光課
富士山の森林保全活動や清掃活動に支援する。	ふじさんネットワークと連携し、「富士山ごみ減量大作戦」を実施しました。	花と緑と水の課



©富士宮市さくやちゃん

## 地球にやさしいまちプロジェクト5

### 「“川いい市” 日本一きれいな水」プロジェクト



#### ★プロジェクトの目的

本市は、芝川をはじめ、富士山の地下水を源とする滝や湧水群など水資源の豊富なまちです。きれいな水を次世代へ継承するため、市民一体となって河川の清掃活動や湧水の保全に努めて、日本一きれいな水のまちを目指します。

- ☆市民、事業者などとの連携・協力により環境保全活動がさかんなまち
- ☆豊かな水資源をPRするまち名刺

それぞれの取組施策に対し、取組項目、実施内容、担当部署を記載します。

#### (1) 市の取組状況

取組項目	実施内容	担当部署
河川の水質調査と水生生物調査を実施する。	市内36地点の河川水質調査を実施しました。 また、下川、清水川、方辺川の3地点で水生生物調査を実施しました。	生活環境課
湧水保護や水辺環境の整備を行う。	保存湧水池16か所について、所有者等の協力のもと、周辺住民の理解を得ながら指定を継続しています。	花と緑と水の課
	河川の清掃活動として、自治会と協力し富士川一斉清掃を実施しました。また、県のリバーフレンドシップ制度に加盟する河川愛護団体が潤井川などの美化運動を実施しました。	河川課
公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進する。	広報ふじのみや、ラジオ出演、戸別訪問などにより、下水道の整備済み区域内における下水道への接続の呼びかけ並びに浄化槽整備区域内における浄化槽の設置費用の補助金制度周知を実施するとともに、下水道及び浄化槽の適正な使用と管理について呼びかけを実施しました。	下水道課

#### (2) 市民・事業者の取組状況

取組項目	実施内容	実施主体
河川清掃や美化活動に参加する。	川にごみを捨てないよう呼びかけるため、河川清掃や美化活動を推進しました。	世界遺産に相応しい美しい川づくり協議会

## 第4章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画

本章では、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）についてまとめました。

### ★地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

令和6年度に実施した調査は令和3年度（2021年度）分の調査結果となります。温室効果ガスの中で最も多い二酸化炭素の排出の推移を主として、令和6年度に調査した富士宮市温室効果ガス排出量算定業務報告書から抜粋して作成しています。

### ★地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

市の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の令和6年度の結果となります。

対象とする組織、施設等の範囲は、市長事務部局、市立病院、会計管理局、消防本部、教育委員会事務局、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務及び事業とします。

（指定管理者制度による実施事業を含みます）

なお、民間企業、公益法人など外部への請負や委託（施設の管理運営を除く）により実施している事業は対象外とします。

温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類を対象とします。

## 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

### ★温室効果ガスの削減目標

第2次富士宮市環境基本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む計画として策定しました。地域の特性を踏まえた温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため取組を行う各主体共通の指針となるものです。

#### 【温室効果ガス排出量の削減目標】

基準年度 平成25（2013）年度	短期目標 令和7（2025）年度	中期目標 令和12（2030）年度
0% (1,472.6千t-CO <sub>2</sub> )	32%削減 (1,001.4千t-CO <sub>2</sub> )	46%削減 (795.2千t-CO <sub>2</sub> )

※基準年度は、国の削減目標に合わせ平成25年度（2013年度）としています。

### ★温室効果ガス総排出量

基準年度平成25年度（2013年度）からの温室効果ガス排出量については、18.9パーセントの削減となりました。（第2章実現に向けた取組）

#### 【温室効果ガス総排出量の推移】

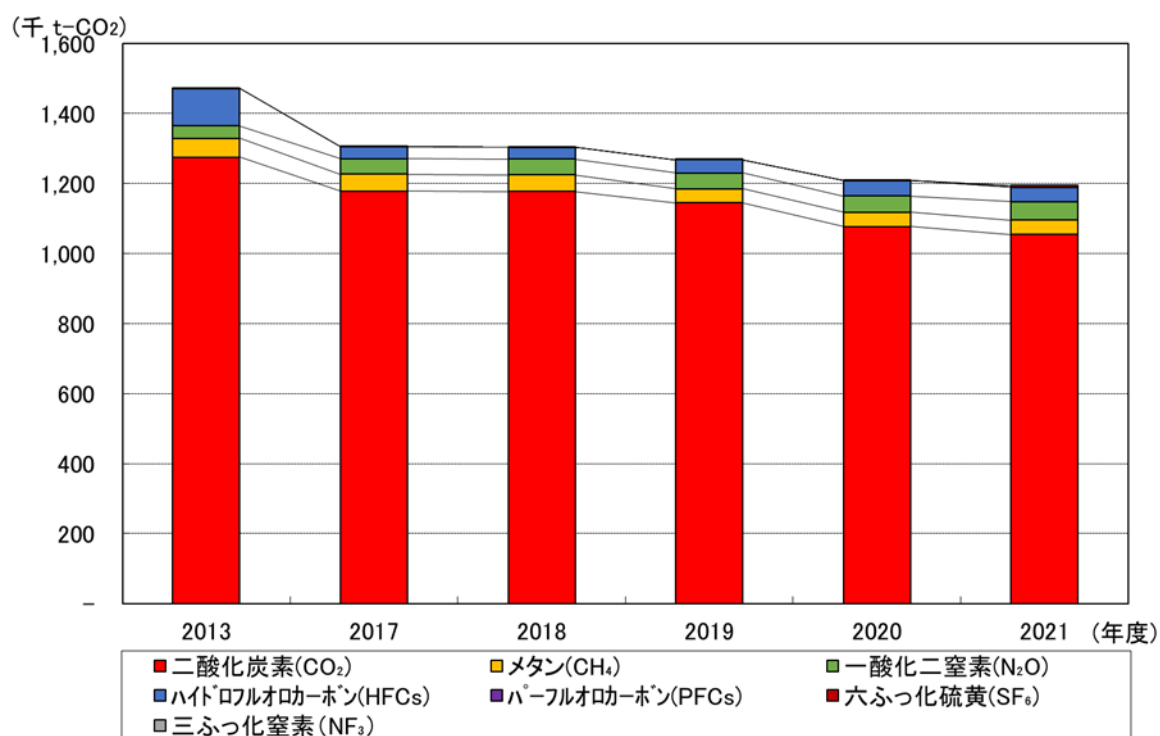
令和3年度（2021年度）の温室効果ガス排出量は1,194.7千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）と比較すると18.9パーセント減少しました。

ガス種類別にみると二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が17.4パーセントの減少、メタン（CH<sub>4</sub>）が22.9パーセント減少、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）が48.4パーセント増加、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）が61.8パーセント減少、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）が503.4パーセント増加となりました。

図表1-1 温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

ガス種類	2013年度 基準年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度増加率	
							基準年度	前年度
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1,275.6	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
メタン(CH <sub>4</sub> )	53.8	48.4	47.6	39.7	40.3	41.4	-22.9%	2.8%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	35.8	44.1	44.8	45.1	46.6	53.1	48.4%	13.9%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	106.6	34.5	33.1	37.4	44.6	40.8	-61.8%	-8.7%
パーフルオロカーボン(PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	0.86	0.81	0.76	0.72	0.71	5.20	503.4%	633.0%
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
温室効果ガス計	1,472.6	1,306.2	1,303.7	1,268.4	1,209.6	1,194.7	-18.9%	-1.2%
<比較>全国	1,407,338	1,286,909	1,242,073	1,206,230	1,142,344	1,164,040	-17.3%	1.9%

図表1-2 温室効果ガス排出量の推移



## ★二酸化炭素の排出量

【二酸化炭素の排出量の推移】

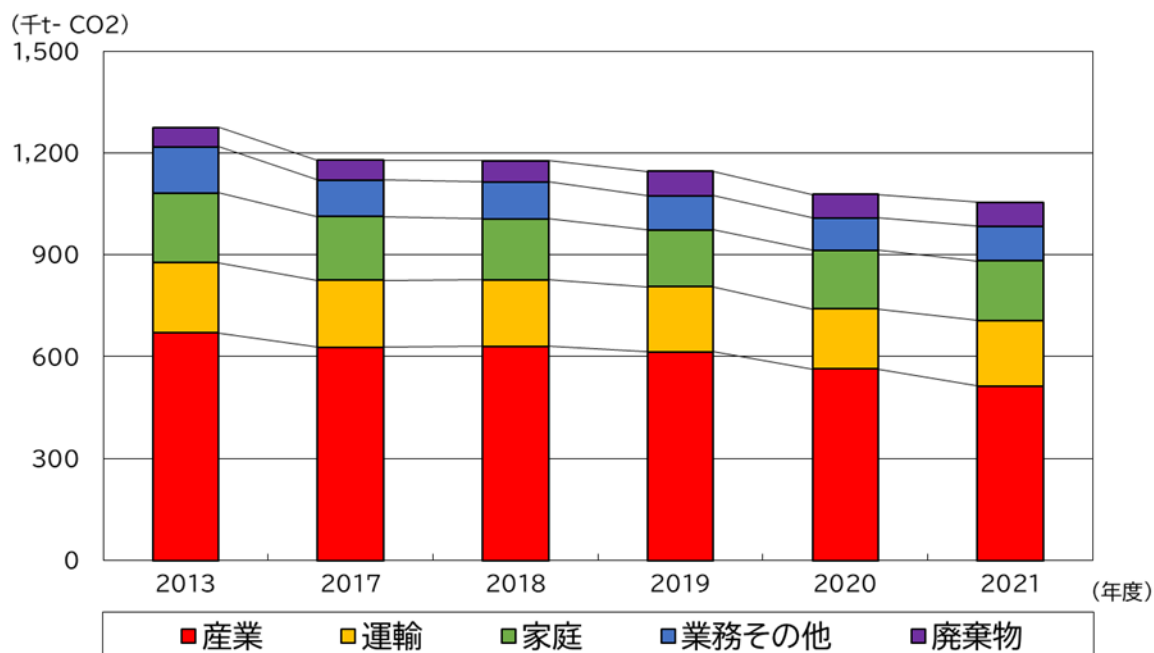
二酸化炭素は、温室効果ガスの中で最も多いガスです。令和3年度（2021年度）のCO<sub>2</sub>排出量は1,054.2千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）と比較すると17.4パーセント減少しました。前年度と比較すると2.1パーセント減少となりました。

図表2-1 二酸化炭素排出量の推移(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	2013年度 基準年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度増加率	
							基準年度	前年度
産業部門	669.8	627.6	631.0	614.1	564.1	512.9	-23.4%	-9.1%
運輸部門	206.6	197.8	195.8	191.3	177.2	193.9	-6.1%	9.5%
家庭部門	206.0	186.6	179.6	167.4	172.2	175.9	-14.6%	2.2%
業務その他部門	136.0	108.4	107.6	101.4	95.1	101.6	-25.3%	6.9%
廃棄物部門	57.2	57.8	63.3	71.1	68.8	69.9	22.2%	1.6%
計	1,275.6	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
<比較>全国	1,317,609	1,189,645	1,144,572	1,107,477	1,042,351	1,063,699	-19.3%	2.0%

【二酸化炭素排出量の部門別推移】

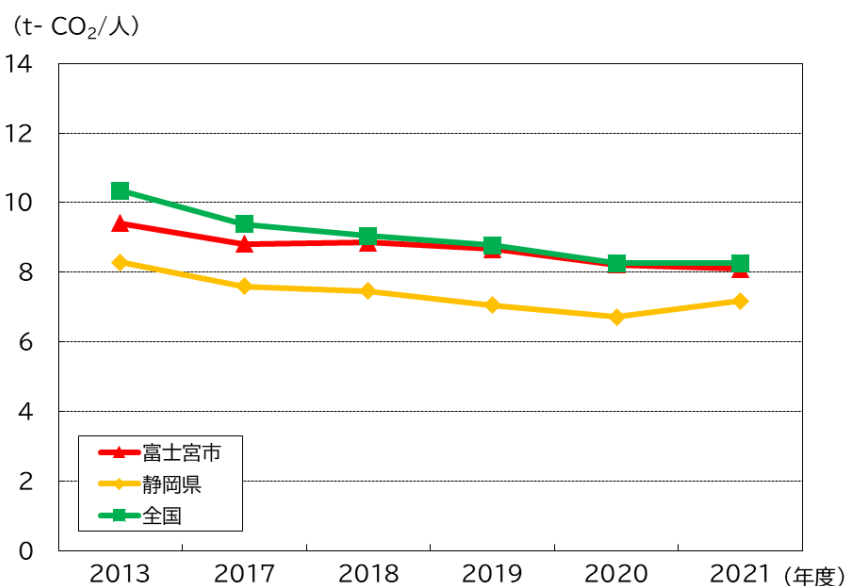
図表 2-2 部門別二酸化炭素排出量の推移



【一人当たりの二酸化炭素の排出量の推移】

図表 2-3 一人当たりの二酸化炭素排出量の推移(単位: t-CO<sub>2</sub>/人)

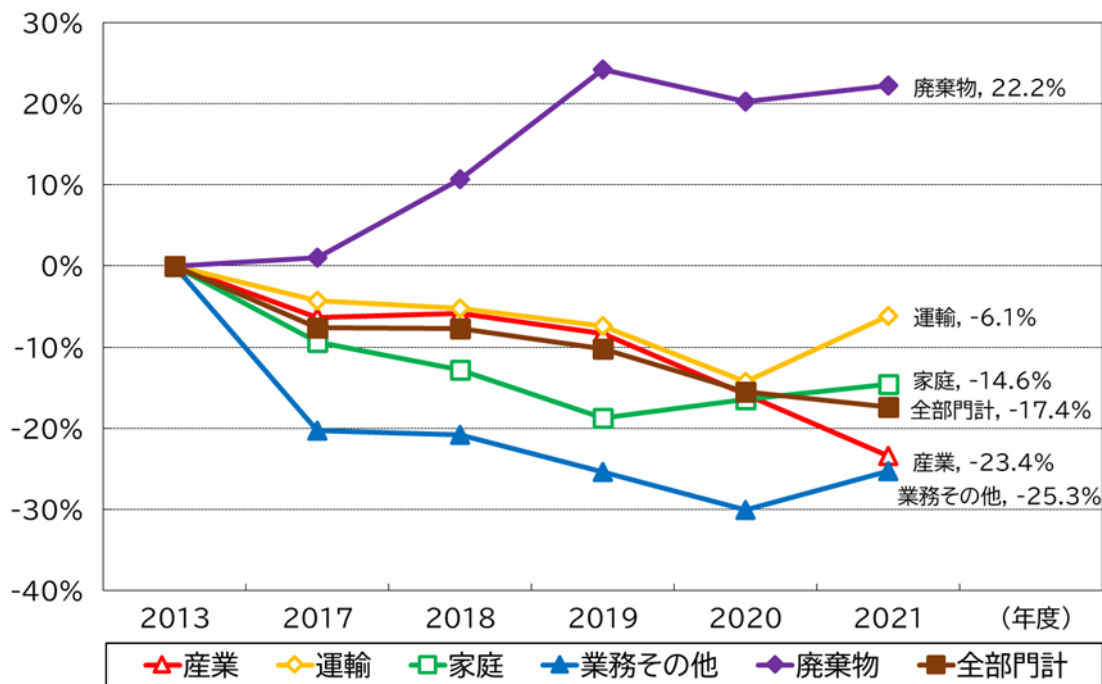
	2013年度 基準年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度増加率	
							基準年度	前年度
富士宮市	9.4	8.8	8.9	8.7	8.2	8.1	-14.0%	-1.3%
静岡県	8.3	7.6	7.5	7.1	6.7	7.2	-13.4%	6.8%
全国	10.3	9.4	9.0	8.8	8.3	8.3	-20.1%	0.0%



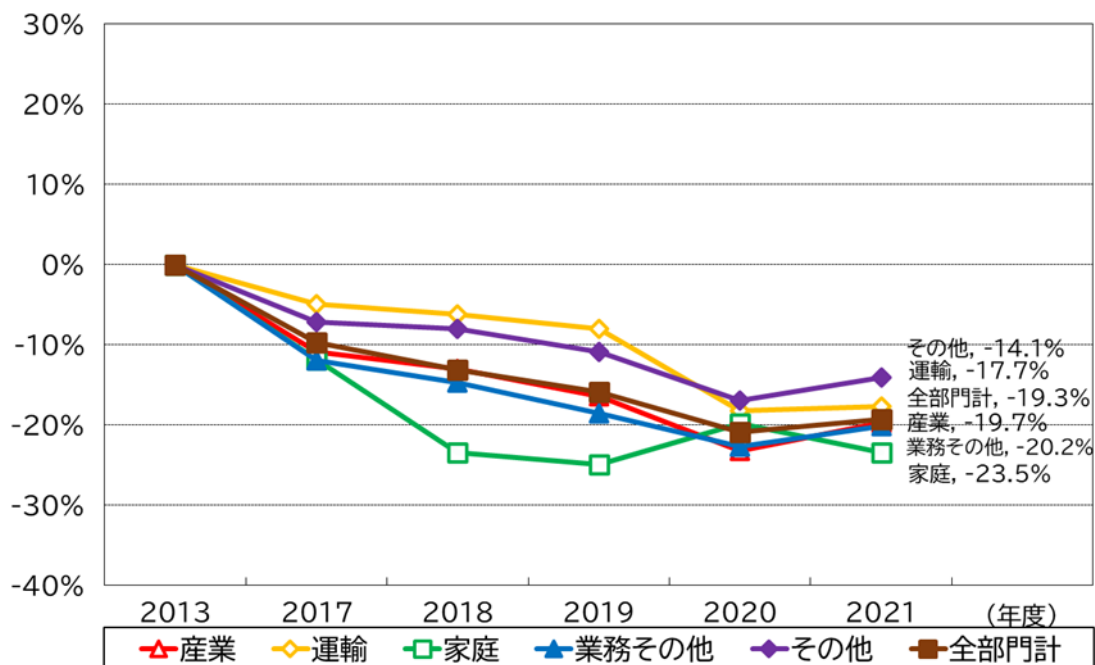
一人あたりの二酸化炭素排出量をみると本市は 8.1 t-CO<sub>2</sub> で、全国よりも 0.2 t-CO<sub>2</sub> 少なく、静岡県の平均よりも 0.9 t-CO<sub>2</sub> 多い結果となりました。平成 25 年度 (2013 年度) と比較すると 14.0 パーセントの減少、前年度と比較すると 1.3 パーセントの減少となりました。

令和3年度（2021年度）の部門別のCO<sub>2</sub>排出量の増減率を全国と比較すると、業務その他、産業部門が全国を上回っています。

図表2-4 部門別二酸化炭素排出量の増減率（富士宮市）



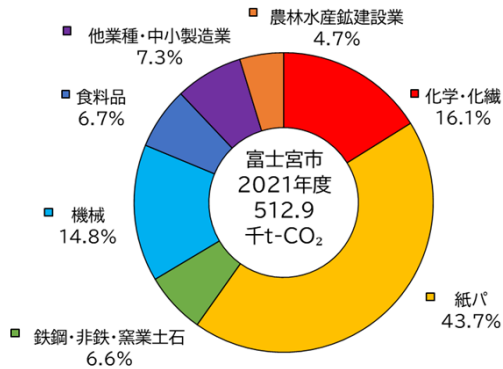
図表2-5 部門別二酸化炭素排出量の増減率（全国）



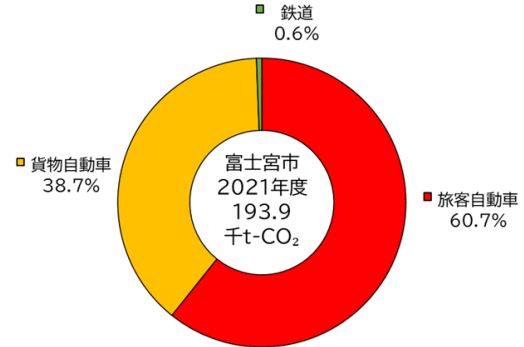
※その他…エネルギー転換部門、工業プロセス部門、廃棄物部門の計

図表2-6 二酸化炭素排出量の部門別等シェア

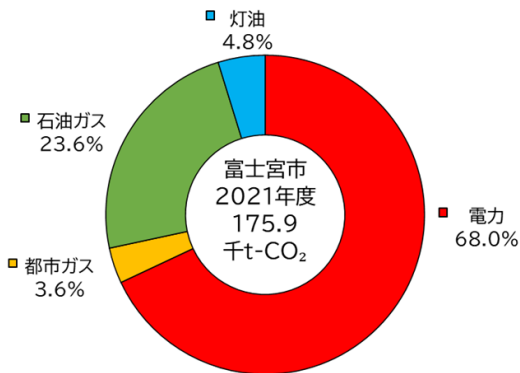
産業部門における二酸化炭素排出シェア



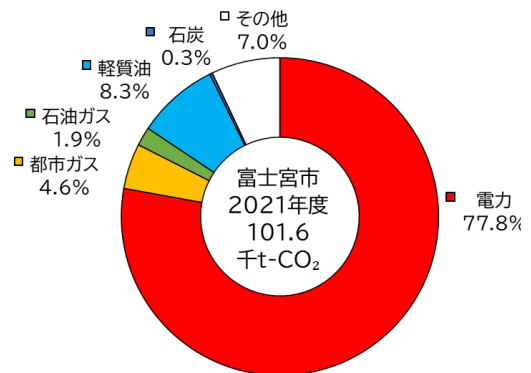
運輸部門における二酸化炭素排出シェア



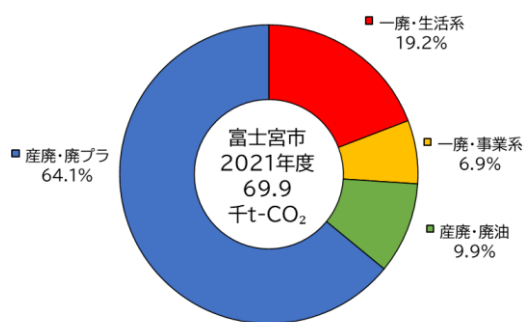
家庭部門における二酸化炭素排出シェア



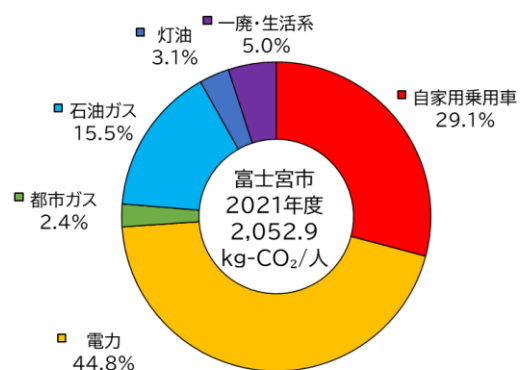
業務その他部門における二酸化炭素排出シェア



廃棄物部門における二酸化炭素排出シェア



家庭生活に起因する二酸化炭素排出シェア



●家庭生活に起因するCO<sub>2</sub>排出には住宅内でのエネルギー(電気・ガス・灯油)の消費、自家用乗用車によるガソリン等の消費、一般廃棄物・生活系ごみの処理によるものがあり、それぞれ、家庭部門、運輸部門(一部)※、廃棄物部門(一部)に計上されています。したがって、これらを合計することで家庭生活に起因するCO<sub>2</sub>の排出の全体像を把握することができます。

(各用語について主な例)

化学・化繊…「化学工業」、紙パ…「パルプ・紙・紙加工品製造業」、機械…「一般機械器具製造業」「電気機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業」「精密機械器具製造業」、食料品…「食料品製造業」、他業種・中小製造業…「金属製品製造業」「その他の製造業」、農林水産鉱建設業…「農林業」「建設業」「鉱業」

旅客自動車…「自家用乗用車」「営業用乗用車」「バス」、貨物乗用車…「貨物車」

## 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

### ★温室効果ガスの削減目標

令和元年度に策定した、第5次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までとなります。

なお対象範囲は、市長事務部局、市立病院、会計管理局、消防本部、教育委員会事務局、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務事業で、対象とする施設は、出先機関を含めた全ての施設（指定管理者導入施設を含む）となります。

#### 【事務事業編（令和7年2月改定）の温室効果ガス排出量の排出削減目標】

削減目標：令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で57.7%削減する

排出起源別排出量の削減目標を、次のとおり設定します。

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

排出起源		基準年度実績 平成25（2013）年度	令和12（2030）年度目標	
電気の使用		16,445	電力使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>51%</u> 削減します。	8,058
燃料の使用	都市ガス	3,248	燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>51%</u> 削減します。	1,592
	LPガス			
	A重油			
	灯油			
	ガソリン・軽油 （公用車燃料除く）	426	公用車使用による燃料（ガソリン及び軽油）使用量の削減により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>35%</u> 削減します。	277
公用車燃料				
プラスチックごみの燃焼		24,534	プラスチックごみの焼却量の削減により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>70%</u> 削減します。	7,800
その他 ・自動車 （エアコン、走行） ・下水、し尿の処理		1,973 （平成25年度値が不明のため、平成26年度実績値を使用）	可能な限り削減に努めますが、数値目標は定めません。	1,973

## ★温室効果ガス排出状況

温室効果ガス排出量は、基準年度より47.6パーセント減少しました。(単位：t-CO<sub>2</sub>)

年度	平成25年度 (基準年度)	令和6年度 (実績値)	基準年度比	目標値 (令和12年度)
温室効果ガス排出量	46,626	24,455	-47.6%	19,700

### 【排出起源別温室効果ガス排出量】

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

年度	平成25年度 (基準年度)	令和5年度	令和6年度	基準年度比	
排出起源					
電気の使用	16,445	14,072	14,745	-10.3%	
燃料の使用	都市ガス	3,248	2,207	2,175	-33.0%
	LPガス				
	A重油				
	灯油				
	ガソリン・軽油 (公用車燃料除く)				
	公用車燃料	426	377	350	-17.8%
プラスチックごみの燃焼	24,534	10,660	6,256	-74.5%	
その他 ・自動車(エアコン) ・下水、し尿の処理	1,973	906	929	-52.9%	
合計	46,626	28,222	24,455	-47.6%	

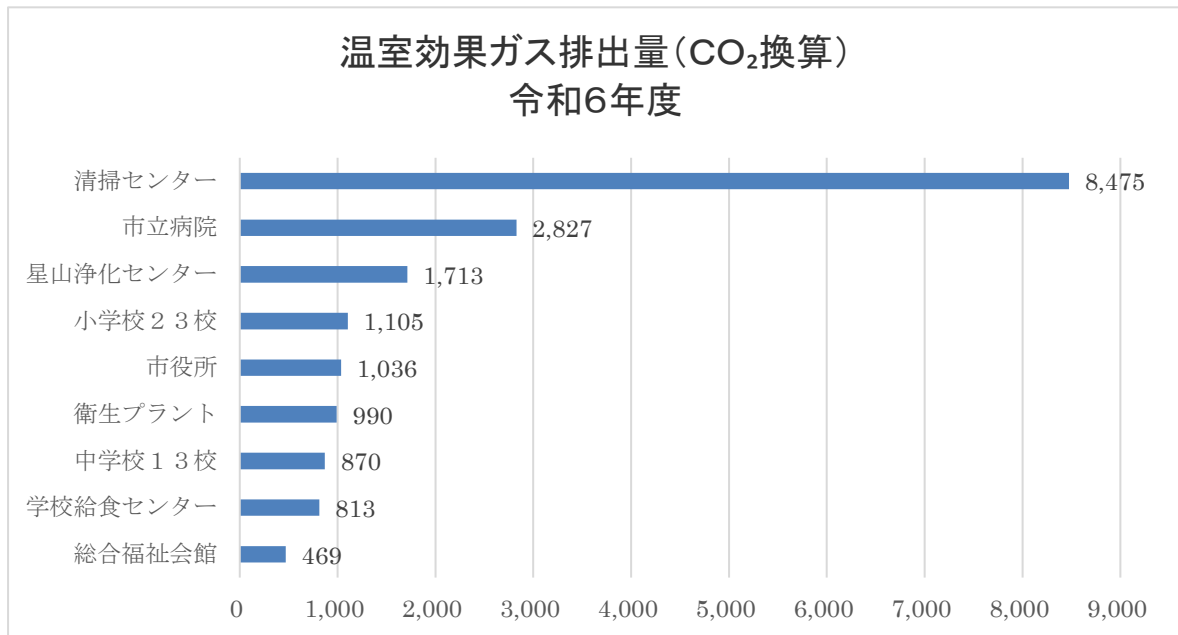
※小数点以下を端数処理(四捨五入)しているため、合計と一致しない場合があります。

令和6年度の排出起源別温室効果ガス排出量のうち電気の使用については、夏季の猛暑に伴うエアコンの使用が増加したこと等により、前年度と比べて温室効果ガス排出量が増加しています。

燃料の使用については、塗装工事の影響で市民プールが一時閉館し、A重油の使用量が減少したこと、市民文化会館のリニューアル工事に伴い、令和5年度末で都市ガスの利用を中止したこと等により、前年度と比較して排出量が減少しました。

公用車燃料については、走行距離の減少や電動車の利用増加により、ガソリンの使用量が減少し、前年度より排出量が減少しました。

プラスチックごみの燃焼については、主に令和6年度から開始した分別収集により清掃センターにおけるプラスチックごみの焼却量が減少したため、温室効果ガス排出量が前年度より減少しました。

【令和6年度主要施設別の温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）】（単位：t-CO<sub>2</sub>）

【種類別の温室効果ガス排出量】

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

温室効果ガスの種類	令和5年度	令和6年度	前年度比
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	26,789	23,067	13.9%削減
メタン (CH <sub>4</sub> )	425	434	2.1%増加
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	1,004	950	5.4%削減
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	3	3	—
パーフルオロカーボン (PFCs)	—	—	—
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	—	—	—
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	—	—	—
合計	28,222	24,455	13.3%削減

※小数点以下を端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

## ★設備導入等について

令和6年度の取組結果について記載します。

### (1) 省エネ設備の導入

施設名称	導入設備
保健センター・救急医療センター	LED 照明
富士宮聖苑	LED 照明
星山浄化センター	LED 照明
市立病院(2・3・4階)	LED 照明
富士見小学校	LED 照明
芝川中学校	LED 照明
芝川公民館	空調設備の更新
柚野公民館	空調設備の更新

### (2) 太陽光発電設備の導入

施設名称	設置容量	売電状況
市営万野住宅E棟	9.9kW	余剰売電
富士見小学校	62.15kW	PPA
芝川中学校	45.77kW	PPA

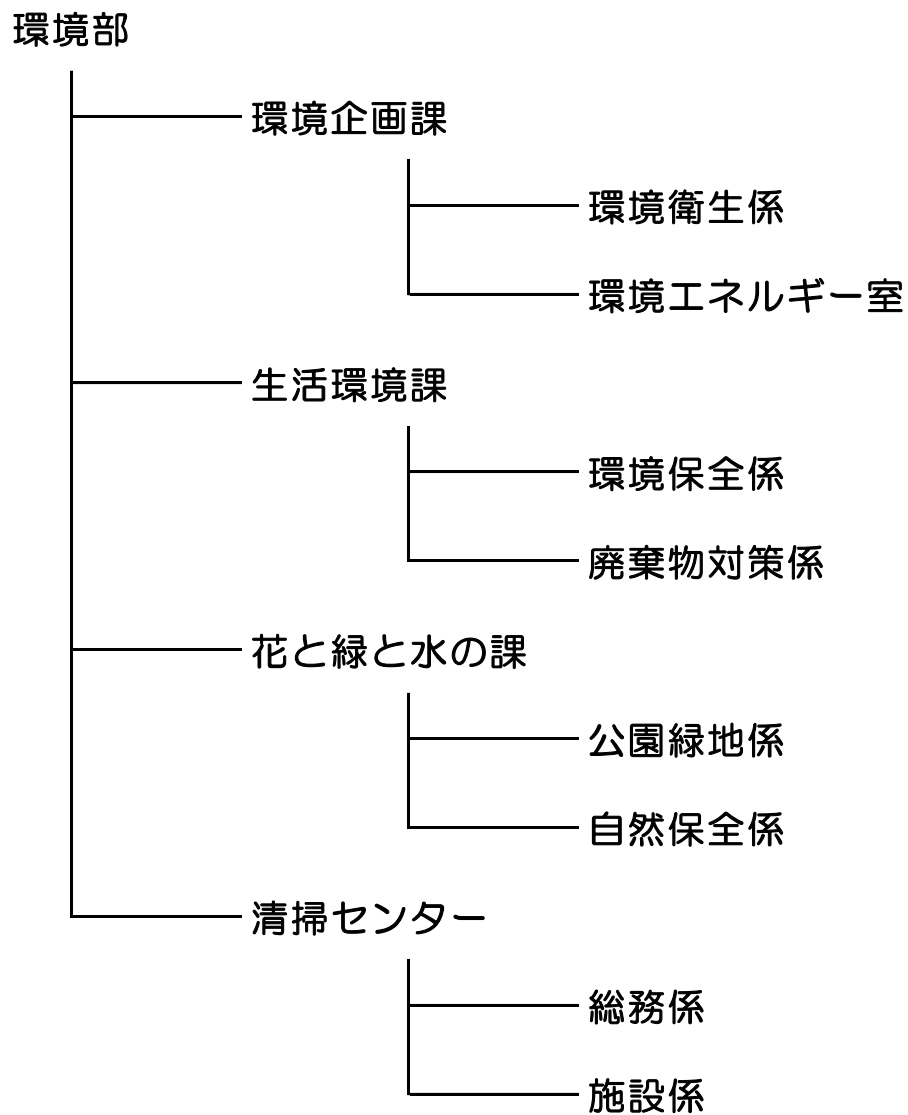
### (3) 公用車の利用状況

車	台数
プラグインハイブリッド車 (PHV)	2台
電気自動車 (EV)	3台

## 第5章 資料編

### 1 環境行政の組織

(1) 環境行政機構（令和7年4月1日現在）



## 2 公害苦情

### (1) 公害苦情の年度推移

年度	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
大気汚染	43	51	53	56	89	67	61	35	45	40	39	49	32	48	32	15	18	28
水質汚濁	18	13	11	21	16	15	16	14	11	21	14	17	16	10	8	3	1	2
騒音	29	24	21	25	24	25	22	20	20	31	31	20	14	21	24	29	26	19
振動	2	3	5	3	3	4	1	3	3	3	3	4	1	2	3	4	2	2
悪臭	28	23	21	27	20	19	19	11	18	17	15	18	24	21	24	28	20	28
その他	1	3	0	2	1	1	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	121	117	111	134	153	131	121	83	97	114	103	108	87	102	92	79	67	79

### (2) 公害苦情の月推移（令和6年度）

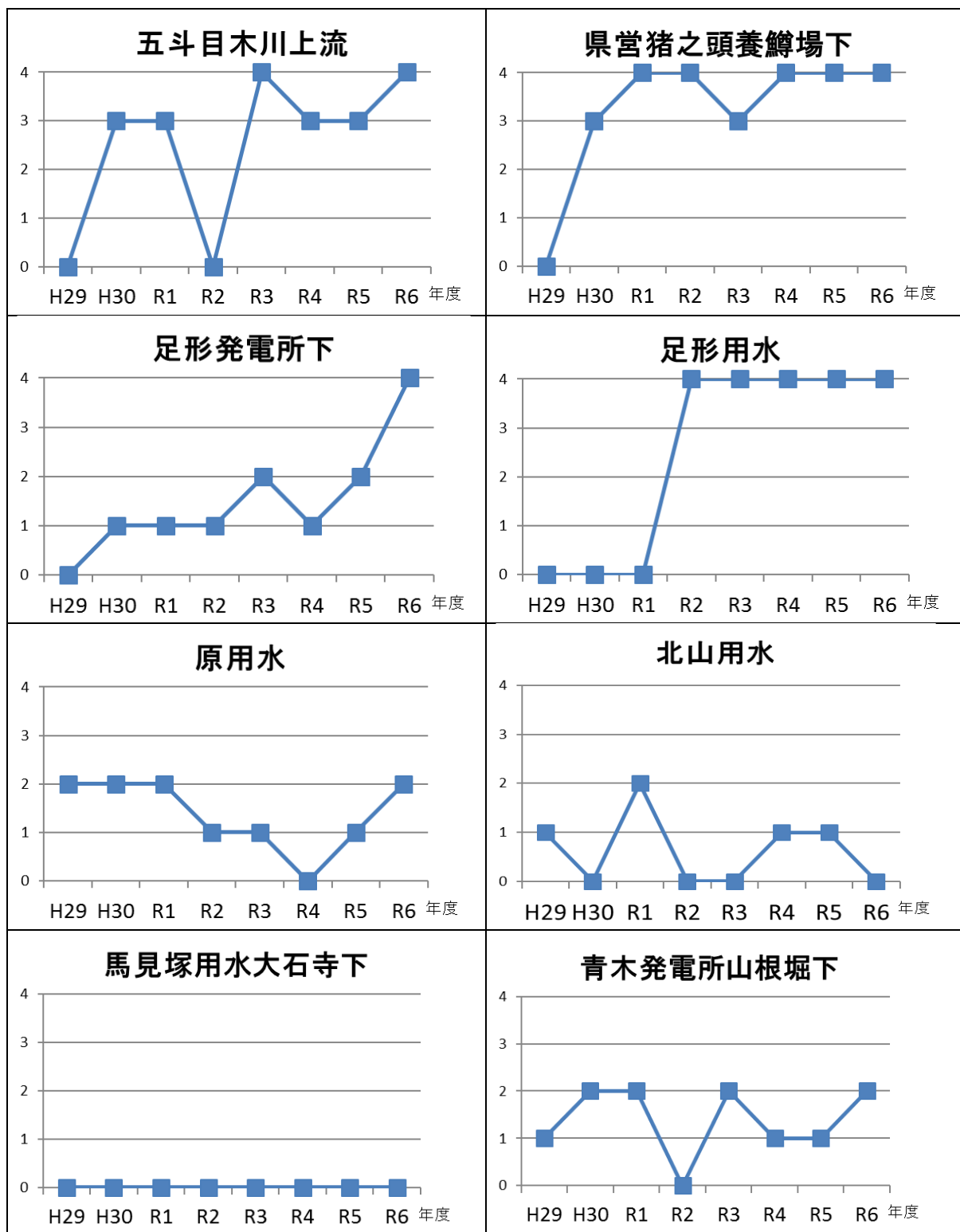
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
大気汚染	3	0	1	3	2	0	3	5	7	1	2	1	28
水質汚濁	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
騒音	1	2	2	2	1	2	1	1	3	1	3	0	19
振動	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
悪臭	0	0	2	1	1	4	5	5	4	4	1	1	28
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	2	6	6	5	7	9	11	14	6	6	2	79

### (3) 被害の種類別公害苦情件数

区分	件数	備考（苦情例）
健康	6	不眠、においによる頭痛、目やのどの痛み
財産	5	洗濯物に汚れがつく、家ががたつく
動植物	0	魚・作物への被害
感覚的・心理的	66	におい、うるさい、不快感がある
その他	2	直接被害が及ばないものの、環境悪化の不安があり相談があったもの
合計	79	

### 3 芝川のり付着量の推移（定点観測地点）

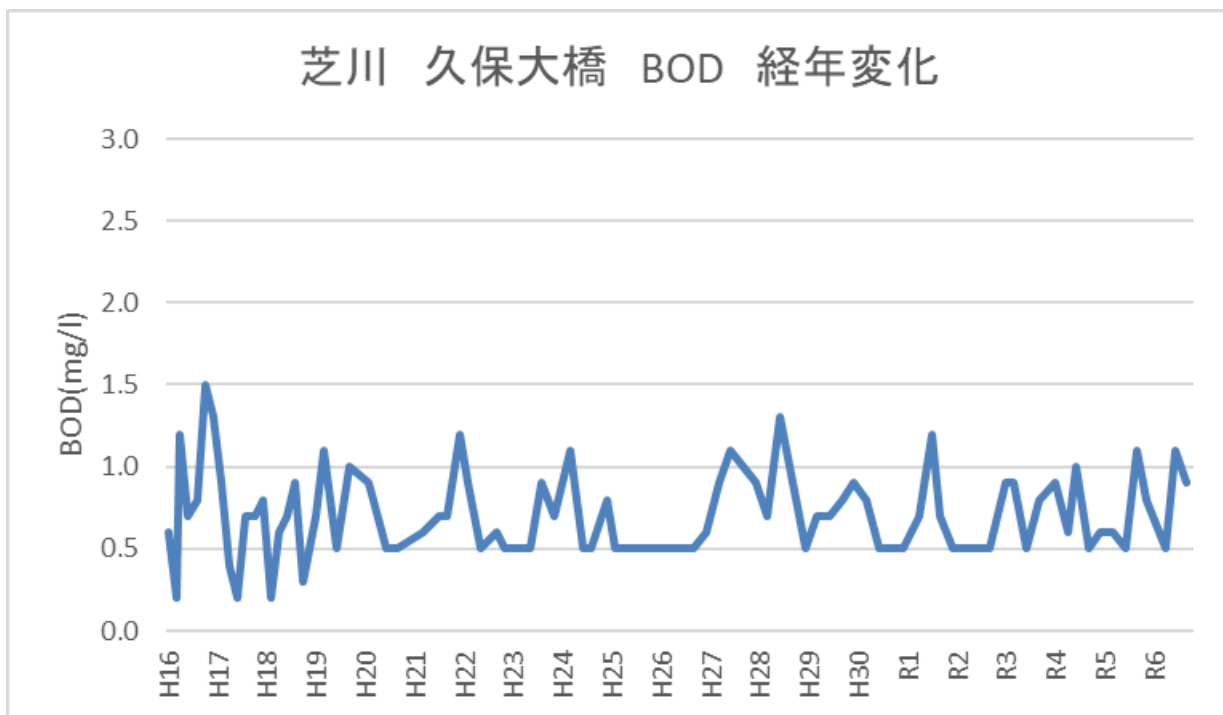
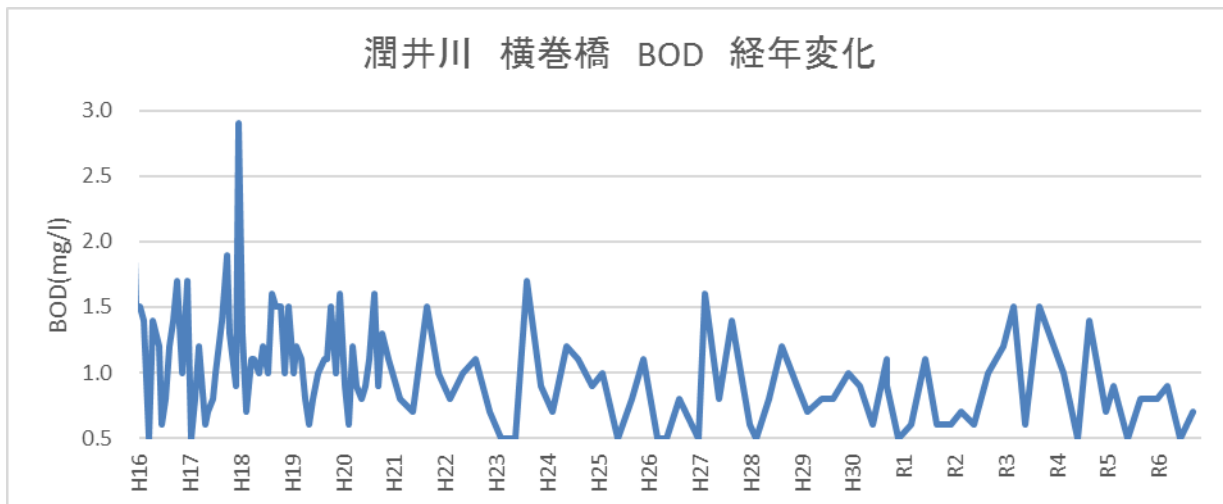
芝川のり調査の測定点のうち、足形用水では、平成27年度から令和元年度まで付着が確認できない状況でしたが、令和2年度から付着が確認されました。馬見塚用水については、平成25年度以降付着が確認できない状況が続いています。なお、測定点のうち、狩宿用水、山宮用水、熊久保用水及び神田川湧玉池直下については、平成16年度以降、付着の確認ができない状況です。上井出用水については、平成24年度以降、付着の確認ができない状況です。



芝川のりの分布状況（数字の表示）0-確認できず 1-非常に少ない 2-少ない 3-中 4-多い

#### 4 潤井川・芝川 水質の経年変化

富士宮市の主要河川である潤井川・芝川において、市で測定している末端地点のBOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化は下記のとおりです。両地点において近年は基準値である2.0mg/lを下回る値で推移している状況です。



## 5 ゼロカーボン推進設備等導入費補助金

市では、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を推進するため、太陽光発電システムや蓄電池などの設置などに対し補助金交付を実施しています。

令和6年度の「ゼロカーボン推進設備等導入費補助金」の交付件数は下記のとおりです。

### (1) 一般住宅の申請の内訳

設置設備	件数
太陽光発電システム	109件
燃料電池（エネファーム）	4件
定置用リチウムイオン蓄電池	133件
ビークル・トゥ・ホームシステム	5件
クリーンエネルギー自動車	16件
HEMS	59件
ZEH	21件

設置住宅の状況	件数
既築	101件
新築	94件
建売	2件
店舗併用	0件
合計	197件



### (2) 事業者の申請の内訳

設置設備	件数
太陽光発電システム	6件
定置用リチウムイオン蓄電池	1件
ビークル・トゥ・ホームシステム	1件
クリーンエネルギー自動車	2件
省エネ設備（空調設備・給湯設備・照明設備）	43件

申請者の種別	件数
法人	45件
個人事業主	6件
合計	51件



### 再生可能エネルギーとまちづくり

世界遺産富士山の雄大な自然と湧水に恵まれる富士宮市は、その景観や豊かな自然環境と安全安心な生活環境を保全活用しながら、再生可能エネルギーの利用を推進するため、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を定めています。

先人から引き継がれたかけがえのない財産である富士山の恵みを現在及び将来の市民が享受することができるよう守りつつ、防災や水資源の保護をしていくため、市のまちづくりと調和する方法で再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。

令和7年度 環境月間ポスターコンクール受賞作品

金賞



宮野 紗貴 上野小学校\_5年



中野 栞 芝川中学校\_3年

銀賞



細野 紅葉 富士根北小学校\_4年



佐野 鈴華 富士根北中学校\_3年

銅賞



鶴田 朔久 黒田小学校\_6年



平崎 杏一郎 井之頭中学校\_3年

清掃センター賞



小岩 蒼大 大富士小学校\_3年





令和8年3月発行

富士宮市 環境白書

第19号  
令和6年度版

編集発行

富士宮市環境部環境企画課

富士宮市弓沢町150番地

電話 0544-22-1131

印刷部数 150部 不許複製



未来の  
ために、  
いま選ぼう。



АТМОСФЕРА

